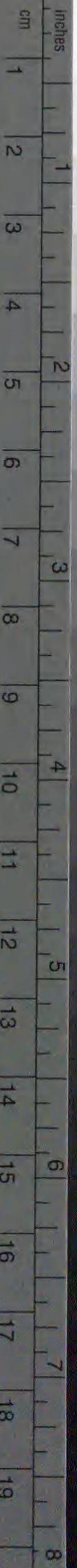


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

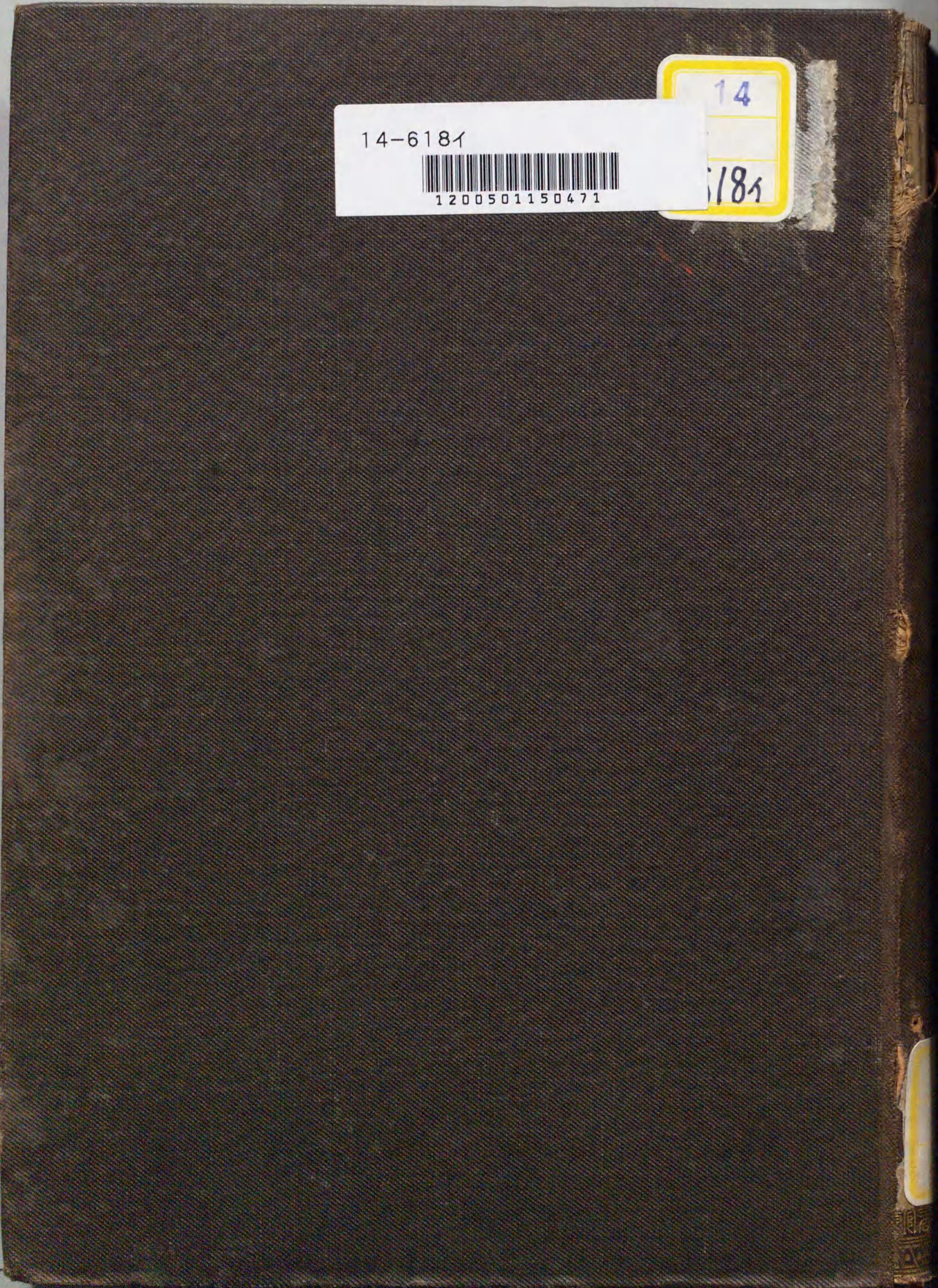
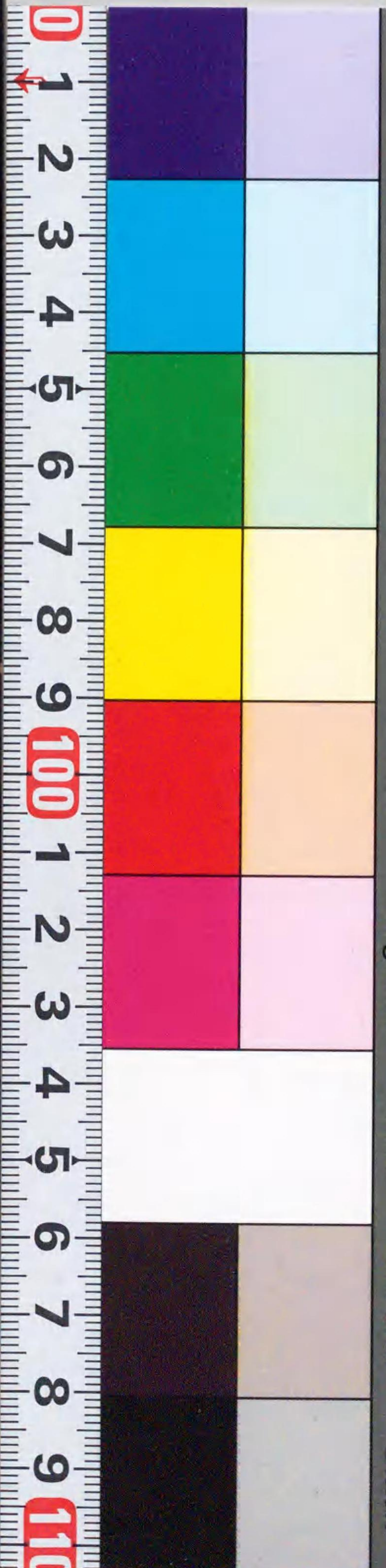
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




Kodak Color Control Patches


Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

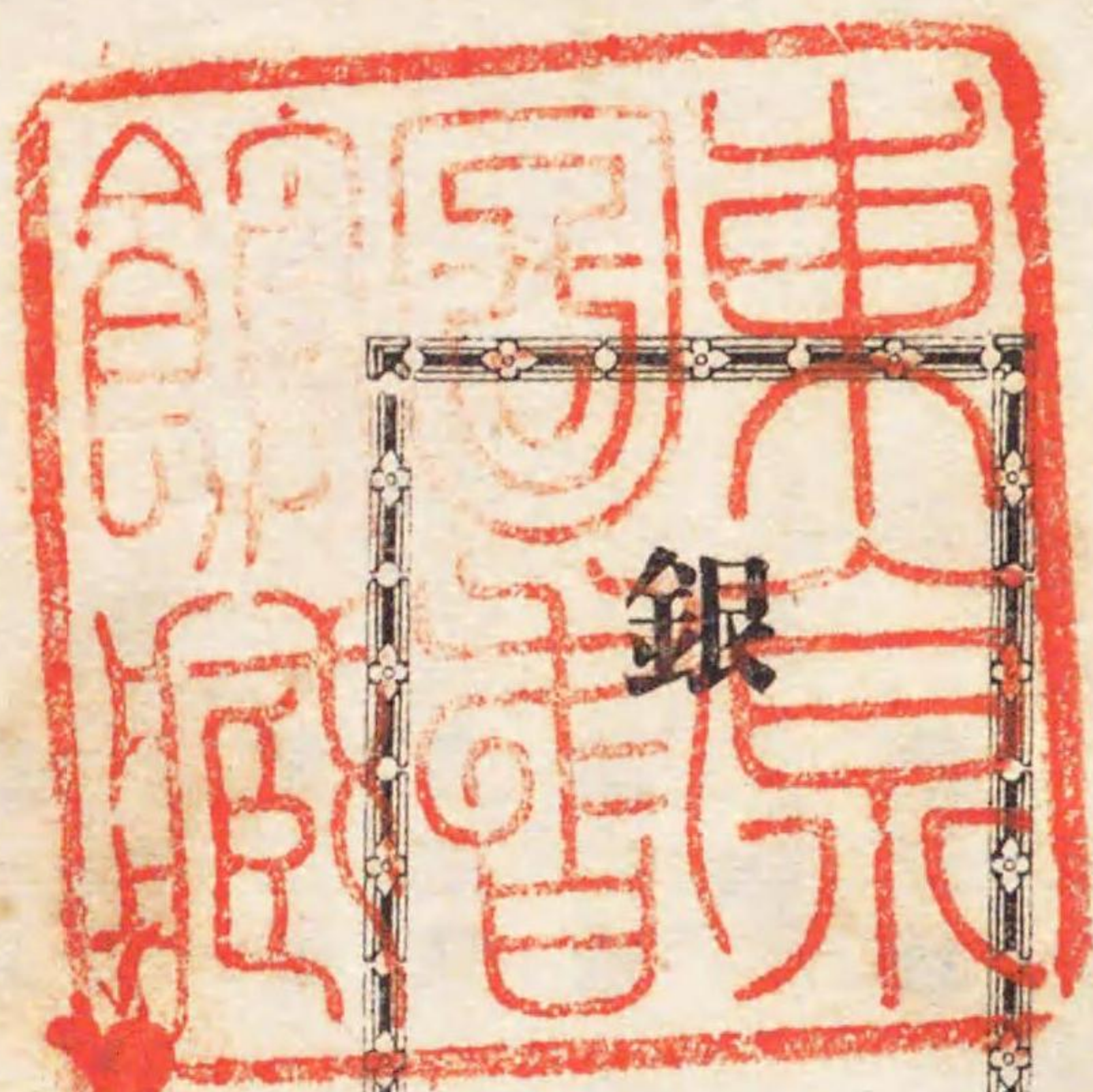




7



發行所 東京專門學校



行

論

完

1014/1017

文學士
講師

天野爲之講義



第四章	銀行家か貸金を爲すに付ての注意	六二
第五章	銀行家か顧客に對する注意	七一
第六章	銀行か金融逼迫の時に處する方法	七九
第七章	合本銀行と私立銀行との別	九五
第八章	合本銀行の管理方を論ず	九八
第九章	合本銀行の破産する原因	一一五
第四編 政府が銀行に對する政策を論ず		
第一章	銀行の危害	一三二
第二章	預金銀行の危害を豫防する方法を論ず	一三六
第三章	發行銀行の危害を豫防する方法を論ず	一六一
第四章	銀行紙幣發行の制限準備法を論ず	一七九
第五章	各國銀行制度の概略を叙す	二〇五
第一節	日耳曼銀行制度	二〇五
第二節	佛蘭西銀行制度	二〇九

第三節	英國銀行制度	二一五
第四節	北米合衆國銀行制度	二二〇
第五節	日本銀行制度	二二七
第五編 銀行略史		
第一章	銀行業の起原及び其發達	二四三
第二章	銀行の發達する順序	二五七

銀行論

法學士 井上辰九郎 講義

編輯 須田 榮 編輯

第一編 總論

第一章 銀行の沿革



自然經濟の時代已去り貨幣經濟の時代來り金屬貨幣出て、賣買取引簡便となり經濟上の状態に新なる面目を致せしかそれより益々人文啓發して社會進歩するよ及び信用の制度發達し金銀を代用すべき代表貨幣の發明あり又種々の手形類出て、更に金銀の用を省畧し貨物の交換運轉をして益々簡便に至らしめたり而して總て此等の証券類即ち小切手約束手形爲替手形の如き又紙幣の如きものを利用して私人全体の經濟を助くるものは實に銀行に在て存するものにして銀行の今日の社會に於て生産分配の業を裨補するの力の極て重く且大なるものなり然れども銀行能く方今の如き諸般の業務を取り國民の種々の需用を濟充す

る一大機關たる体面を整備するに至りたるは一朝一夕の致す所にあらず幾多の星霜を経て此に達せしを了知すへきなり全く古代にありての極て不完全なる形を有せしものに過ぎざりしなり固とより今日の銀行は如何なる物なるか如何なる業務を執るものなるかを研究するは銀行論の主体なるか余は先づ茲に歐洲銀行の紀元及沿革に付き一言せんとす

太古の時代に於ては果して銀行の如きもの存在せしや又如何なる組織にて業務を執りしやは更な記録の徴すへきものなければ之れと確知するは由なしと雖も假りに余輩をして推究せしめは古昔の人民たる大抵漁獵牧畜若しくは農業に従事せしを以て銀行の必要を感せず従つて銀行は存在せざりしならん何んとなれば銀行の重なる業務たる資本の融通の如きものは専ら商業國に於て行はるゝものなるを以てなり其後漸く商業行へるゝに至ても人民未だ會社組合等の組織と了解するに至らず且つ紙幣若しくは爲替手形の用方を知らざりしを以て商業國に於ても未だ今日の如き銀行は存在せざりしや知るへきなり而して當時銀行事業の萌芽として見るへきものは兩替の業なり蓋し其の頃の約商估は貨幣として

銀塊を用ひ之れを秤量して授受せしか其後鑄造貨幣使用せらるゝに至り國々により通貨一樣ならず商人は其營業の際諸國の貨幣を受取り種々の貨幣其手に集まるとあるを以て在留外國人にして自國の貨幣に換へて在留地の貨幣を得んと欲する時は右の商人に依頼して兩替せしとあり此の如きとは殊に東洋諸國小亞細亞邊の如き諸國人民國際等の爲に集合する場所に於て尤も多く行はれたる如し經典に曰くセレサレムの殿堂の中に机を並へたる兩替屋あり云々と此の兩替商たる近隣の諸國より集りたる人民の爲に猶太の通貨を交換するに從事せしものと推定するを得へし右の兩替商は他の業と兼業せしものなるか或は一種の專業として行はれしものなるか判然たらずと雖も其の預りたる金に對して利子を拂ふたるの事實あり此の事實よりして又他人に利息にて金を貸したるとも推測し得へし即ち右の兩替商は預金貸附の二業をあしたる如し以上は巴倫埃及猶太等の人民の行ふたる銀行事業に關するものなるか此れに關する事實は漠然として其巨細に亘り予は説明する能はざるあり

次は希臘に於ては銀行の嚆矢と稱すへきものは實に寺院にあり蓋し古代希臘に

ありては戦争掠奪頻りに行はれ財産安固ならざりしを以て目下入用なき財産は危険なき場所に保藏すると必要なり而して其最も安全なる場所は寺院なり寺院は神聖の所なるを以て何人も之れを犯すを得ず且つ諸國共同の神を信向せしにより寺院は諸國に通ずる共有物なりしを以て國々の戦争に際しても何人も害を寺院に加ふるものなし是れを以てデルハインの寺院及アポローの寺院の如きは巨額の金銀を保藏する所となれり其後又オリンピアの寺院も大なる金銀貯金所となりしか只安全を主とし之れに向て利子を附せざりしか故に當時一己私人の設立したる預金銀行の方次第に盛大となれり而して又當時銀行業の最も盛に行われ居りしのアゼンヌなりアゼンヌの人民は其所有金を商業に放下するもの多くして或は自ら事業を起し或は銀行若しくは一私人に貸與し利得を得たり而して當時利子割合の一割二分乃至三割位にして若し其金を外國貿易に従事するものに貸與するとき三割位の利を得たり斯く高利なる所以は右の貸借たる抵當を取れども海上の業は危険多く若し失敗するときは貸主損失し又成功するときの借主大なる利益を得るを以てなり而して又保守を旨とする財産家の所有金を銀

行家に貸し附け一割二分の利子を取り満足すると通常なり而して銀行家は漸々商業の伸張するに従ひ隆盛となり其業務も貸附預金及兩替等の事をなし殊に得意の依頼に應じ外國貨幣の兩替をなし其純分及重量の試験等をもなせり降て羅馬に於ては銀行家はアーゼンタリヤ、メンサリヤ等と呼稱せられ或は租税徴収の爲に政府の特別に任用したるあり或は自己の資金を以て私に事業を行ひたるものあり其業務取扱方法は稍、現今に於けると趣を同ふする所あり此等銀行家の兩替をなし利息附貸金をなし又預金に低利を附し而して小切手の使用も行はれたり羅馬に於ては別に貸附銀行ありて無利息にて貧民に金を貸附けたり中世に至り銀行事業の隆盛に至りたるは以太利あり以太利は當時商業の中心たりしを以て銀行事業も自然に發達せり銀行即バンク(Bank)なる語の起原の如きも亦此地にあり其故を尋ねるにバンクなる語は以太利語のバンコ(Banco)机なる意味を有する文字より出てたるものにして當時ロンバードに居りたる猶太人か兩替の職務を行ふに當り市場に机を並へ居りたる事實によれり右の兩替商即銀行家破産するときはその机を破壊するの事情よりして今日英語のバンクrupt

(Bankrupt) 破産なる言語發生せりとの説あり此等は通常人々の稱ふる所の説なるか決して疑なきに非ず尙別に一説あり此説よる時は銀行なる言語は以太利語のモンテ (Monte) なる語と同意なりと此語は積重ね、小山、堤等の意味を有し畢竟金の集まるに緣由し斯る名を有せりと云ふ此二説の正否如何の兎角以太利に於て銀行は大に發達せり以國及地中海沿岸地方に於て尤も有名なる銀行はヴェニス銀行(一千一百五十七年設立)ハーセロナの銀行(一千四百〇一年の設立)ゼノアの銀行(一千四百〇七年の設立)等にしてヴェニス及ゼノアの銀行は共々政府の負債に因由して設立せられたり當時政府の債主たるもの組合を作り政府に貸したる金額に對し手形を發行し今日の公債証書若しくは株券の如く人々の間を授受せりハーセロナの銀行は同地の織物商の設立せられたるものにして該商の大抵財産家たりしを以て自己の便益の爲に計畫せり總て此等の銀行の兩替をなし爲替手形を割引し市民並に外國人と取引せり

近世に至りては一千六百〇三年荷蘭國に於て阿姆斯特ダム銀行設立せらるる抑阿姆斯特ダムは一大商業都府にして諸國の通貨錯雜混交して或は磨滅或は削損により減量の貨幣澤山流通せるを以て其價格下落し善良貨幣に對し九分の下落を示せり是れを以て該銀行は此等減量貨幣を受取り之れに換へて重量及純分の完全なるものを發行し又切手を作り其受取りたる通貨の實價に對し之れを持參人に與へ他日請求に應し其表面切手面の金を拂ふとを約束せり此實價ある切手即銀行貨幣は當時流通貨幣に對してと若干の打歩を有せり阿姆斯特ダム銀行は頗る進歩したるものにして現在歐洲の諸銀行は其模型を此の銀行に取りしもの少なからずハムブルヒ、ロツターダム、マレムベルヒ等の諸銀行の如き阿姆斯特ダム銀行の設立後幾何もなくして設立せられたるものあるか其組織は重に之れに倣へり

以上古來銀行の沿革に付き畧説せしか諸國銀行の紀元は皆多少其趣を異にして時及場所の需要を充たさんか爲に起りたる者なるを以て其營む所の業務の如きも廣く且大なりと云ふとを得ず或は預金を専らにし貸附を重にし又は租稅徵收を主とし或は兩替をなす等其業務區々にして未だ以て今日吾人か見る如き完全なる状態を備へたるものにあらざるなど

第二章 銀行論の性質

八

前章に於て古來の銀行に付き一言せしか右等の銀行は未だ其業務充全ならず以て十分に資金の融通を幫助するものと云ふ能はずと雖も現今の銀行に至りては決して斯く單純なるものにあらずして其生産分配の業と關係すると極めて密切にして社會の經濟上一日も欠くへからざる一機關となれり今や進んで今日の銀行は何物なるかと論究せんに銀行の定義に付ては明瞭にして精確なるものあらず通常銀行は貨幣の取扱となすものなりと云へども之れにては能く銀行の性質を述べ盡したるものと云ふへからず何となれば只金を取扱ふと云へり尋常の金貸商又は兩替商等と區別する所なければなり又或は銀行の紙幣發行をなすものありを見銀行は紙幣を以て營業をなすもの即金を取扱ふものなりと速了するものあれども銀行は紙幣發行を以て其主要なる事務となすはならず紙幣發行の只銀行附屬の一事務にして今日の銀行中紙幣を發行する者は決して多きにあらず去れり銀行は金を取扱ふものなりと云ふは簡略に過ぎ明確ならず故に少しく言を換へ銀行は貸借をなすものなり即金を借り又之れを貸すものなりと云ふて可なり

然れども其所謂貸借をなすと云ふも其貸附をなすや銀行家自身の財産を以てするにあらず又借入れをなすも種々の抵當等を以て借入るゝと云ふにあらず若し銀行家自身の財産を以て貸附をなさん乎通常の金貸商と異なる所なし銀行の金貸と異なる点の他人の金を用て營業をなすにあり即ち甲より借入れ之れを乙に貸附て其利子の差を以て營業の所得となすものなり然り而して銀行の外より金を得るに付き其金は通常預金と稱するも決して彼の受託物と同一なるものにあらず其金を以て全く銀行の所有物となすあり他日之れを返還するときに際しても決して同一の貨幣を以てせざるへからざることなし故に嚴密の意味に於ける預り人にはあらず而して銀行は其預金を得るには如何なる手段に依るかと云ふに全く信用を以てす即ち單に其受取りたる金高を他日仕拂ふへしと約するの一事に依り巨額の金員を手にするを得るなりこれを以て銀行は他人に金を貸すと雖も自己の所有金を貸すにあらずして他人の投入したる金員を貸し而してその金を得るには全く自己の信用を以てするものなり又た正金にあらず負債証書即ち手形類を購入するに付ても亦た信用を以てし正金を以てするに

あらず去れば銀行の業務に付ては信用なるもの、主要なる原素にして銀行は信用を基き存在するものなり而して銀行は獨り貸借をなすに止まらず其の他負擔の賣買及び送金等の事業をなすと雖も何れも信用を基礎として行ふものなるを以て余は銀行を解して斯く述へんとす曰く銀行は信用を利用して資本の融通を補助するものなりと然りと雖ども銀行の如き複雑したる業務は單に一言の定義を以て其性質を明示すると能はざるを以て今次に其業務及び資金等を論じて銀行の何物たるやを明にせん

銀行の重なる職務は左の如し

(第一) 預金を受取ること而して此預金には利子を附するものと附せざるものあり

(第二) 貸附及び手形の割引をなす事

(第三) 金員の送達

此れ等は通常銀行の執るべき重なる業務なりと雖ども銀行の種類に依り他の業務の附帯することあり就中紙幣發行の如きは敢て銀行に離るへからざる要務

にあらざるも亦銀行に附帯する一の事務なりと謂ふ可し

次に銀行の處分し得べき資金を列舉せん

(第一) 株主の出したる資本

(第二) 花主の預入れたる金額

(第三) 其發行したる紙幣の流通し得べき高

(第四) 回送せんとする金高即ち其受取りたる金員にして他日遠隔の地に送らんとする高

次に此等の資金の使用法は如何と云ふに

(第一) 手形を割引すると

(第二) 保証貸附普通貸附引出等の方法を以て貸附くると

(第三) 公債証書其他の債券を購入ると

(第四) 尙ほ其他の資金の一部分は花主の請求に應ずる爲金庫に貯存し置くよし
銀行資金の使用に關する右の四方法中前三種は生産的なりと雖とも後の一種は不生産的なり即ち手形割引貸附及び公債証書の三種は利子を生ずれとも唯り金

庫中に貯存する金員に至ては利子を生ずるとなし
次に銀行の費用の如何

(第一) 家屋の借料

(第二) 租税の納付

(第三) 其使用する家屋の修覆

(第四) 役員給料、書冊紙、印紙其他の諸雜費是なり

銀行の利得の其收入即ち割引料貸附利子及び手数料と合したる額にして其費用全額に超過するもの是なり

以上銀行の本質、事業資金、資金使用法及び利得に付き大要を述べ了りたるを以て之より銀行の効用を説明せん

第三章 銀行の効用

其の組織完備し處理宜しきを得る所の銀行が社會に與ふる利益の廣大なるは殊更に余か言を待たざるへしと雖とも今試に英國銀行論者ギルバート氏に従ひ其効用を列擧すれば即ち左の如し

(第一) 銀行の安全なる貯金所なり 英國に於て銀行業の起りたるは全く此事情に由來する者にして倫敦の商店の其資産を安全に貯藏するの場合を求めんと欲するに基因するものなり若し銀行なき場合よ於ては巨額の金銀を有するものは自之を保管するの勞を取るが若くは他人に寄托せざるへからず自ら之を保管せん乎少なからざる心配を要し多くの快樂を殺かざるへからず然り而して他人に寄托するに其人を十分信用せざるへからずと雖ども或は其受託者にして懈怠若くは不正の行爲をなすや計られず其他盜難水火等の爲に其金を消失するとあり然れども銀行は信用ある財産家を以て組織せらるゝものなるか故に之に金員を預くるは最も便利にして且つ安全なるものなり

(第二) 銀行は預金に對して利子を附するか故に資本を醗集するの便あり 若し銀行なきときは各人の所有する瑣細の金員は四方に散在して容易に生産的に使用するを得されとも銀行あるときは少額の金員も銀行家の手中に集合し巨大なる高となり以て商工業を振起するの効驗を生ずへし而して各人は其の所有金を預くる爲に利息を得社會の生産的資本の増加を見るの利益あり

(第三) 銀行の社會に與ふる次の利益は金員を借入れんと欲するものに貸附くるに在り 銀行は手形割引の法に依り又其借手の人とありを信し若くは借手及び其友人の保証に依り又時としては其抵當品を取りて貸附をなすものなるか故に商工業に従事するものは之に依りて其資本金を増殖するを得隨て其富を増殖するを得へし而して此の如き銀行の貸附の爲に生ずる貨幣の流通高の増加は生産を刺激し活潑にするの効能あり銀行の貸附をなすは實に借主其人の爲のみならず實に實業上大なる効益を與ふるものなり

第四銀行は一地方より他の地方に金員を回送するの便あり遠隔の地に金銀を回送せんとするには銀行を利用する其最も簡便ある方法なり若し銀行なきときは金を送らんとするものは自から之れを携へ行くか或は從僕或は信任すへきものに送達を依頼するか此數者中一を擇はざるへからず此の如きときは徒らに費用を要し且つ中途危険の恐れあり又た郵便の法に依るも手数を要し且つ時間も多少多く要す之れに反して銀行に依頼して送金するは最も簡便にして最も費用少なく且つ金員を失ふの憂は決して之なきなり銀行の送金するや現金を送

るにあらずして只手形を以て之を行ふに過ぎず例へば甲者か乙者に貸金せんとする時は甲者は己れ取引する銀行の金額拂込みと對して小切手を作り乙者に貸附す而して乙者其銀行の支店若くは取引先より正金を得るものなり之を以て毫も損失と危険あるとなし

(第五)銀行の設けある地方に於ては公衆は其地方の商業に最も適當したる貨幣を得るの便あり 銀行なき地方に於ては人民は少額の紙幣を要するに際し大額の紙幣の外之と得るに道なきとあり又之に反して大額の紙幣を要するに當て小額のもの、外得るよと能はざるとあり然れとも銀行は大小共に受取人の望に應じたる額面の紙幣を發行し何時にても之と他の紙幣と交換するを諾する者なるか故に銀行の一度設置せらるゝときは公衆其欲する所の額面の紙幣を手にし以て取引をなすを得且つ又銀行は其花主及び近傍の地方に一種の貨幣例へば英國に於ては銀貨を供給し而して其銀貨の額多きに過くるに至るときは引締の方法を取るを以て流通貨幣の多寡大小共に宜しきを得て人民の少しも不便を感ぜざるなり

(第六)銀行は金銭の取引上大に時間を節省するの功あり 今若し一々金銭を勘定し仕拂をなすと單に一片の手形を書るとを比較せば其時間を要するの大小固どより知るべきなり又負債支辨の爲に手形を受取り之を銀行に拂込は通貨を以て巨額の金員を受取るより其煩勞の少なるとい言はすして明なり若し金銭上の取引をなすに當り一々正金を授受せば之を秤量するの不便は勿論各貨の眞贋良否を識別するの困難ありて爲に時間を消費すると少なからず然るに銀行を利用して手形若くは小切手を以て負債の支辨等をなすに於ては決して時間を徒費するの恐れなく且つ贋造若しくは減量の通貨の爲めに損失を蒙るの憂なきをのり

(第七)銀行と取引する所の商店は手形の取附けをなすの煩勞及び費用を省くの便あり 今商店が爲替手形、約束手形を所有せし其手形は之を銀行に預入るゝを最も便利とす此の如くせば自ら其手形を保管するの用なく盜取せらるゝの憂なく又其仕拂期日を忘却するの恐れなく其仕拂を要求するか爲に更に遠隔の地に送致するの勞なく取附上の勞費を省くと決して少なからず

(第八)首府に於ける銀行と取引するもの、常に自己の信用に關する商人を有するの利あり 一地方に於ける甲なる商店が首府に於ける乙なる商人と取引を開かんとするに當りて乙の身元如何を知らんと欲せば先づ乙の取引する銀行は何れなるかと尋ね其銀行を知りたる時は之に乙の信用如何を照會するときは銀行は其花主乙の信用の有無に付き証明を與ふるを以て右の在地方の商人は安して之と取引を初むるを得ん而して省府に在る商店は銀行あるか爲十分に已れの確實に資力あるとを表示するを得へし

(第九)銀行は商估をして其自己の信用を示すの便宜を得せしむるのみならず尙ほ又他人の信用を了知せしむるの便あり 商店が他人の資力如何を知らんと欲する場合甚だ多し例へば未だ一面識なきものか一商估の下に手形を携へ來り之と引替へに物品を要求するに當り其要求に應じて承諾すべきや否やを定むるには如何なる方法を取りて可なるべきか此場合には手形持參人か或る銀行と勘定を開き居るものなるときは右の商店の其銀行に此手形持參人は果して確實なるものなるや否やを問合すれば銀行は之に回答と與へ此の商人は之に依て意志を決

すると得へし此の如きとて當に一己人と銀行との間に行はるゝのみならず倫敦の如きに於ては銀行者間に行はれ銀行者相互に其花主の身元財産等に付き問合をなすと通常の習はせとなり居れり是蓋し銀行は手形の割引をなすこと夥しきものなるを以て割引依頼人の人となりを知ること最も必要なる所なれりなり

(第十)銀行は公衆をして各自の出納の景況を明に知らしむるの便あり 人民か一年間に其受取りたる金員を悉く銀行に拂込み而して一切の支拂とあすに小切手を以てするときは其年末に至り銀行帳簿を一覽せば其収入及び費用の全額を知るとを得此の事たる何人に取りても大に便利なるとなり思ふに何人と雖とも精細に一家の帳簿と整理し置くに随分煩はしきものなるか茲に銀行あれば銀行は帳簿を有し其花主の勘定を一々明細に記入しあるものなるを以て銀行と取引をなすものは其引出したる金額を合算し其預入れたる金額と差引すれば自己の出納の決算を屢々するの煩勞を取るに及ばずして其年々の出納の有様を明に知るとを得へきなり

(第十一)首府に於ける銀行と取引をなすものは文書証券及び其他大切なる財産の保管を依託するの便あり 花主か種々なる大切の書類例へは遺言書、地券、保険狀、公債証書等を自ら保管するときは盜難及水火の悞あり之を銀行に預くるときは至て安全なるものなり何んとなれば銀行は此等の書類及び金銀寶石等を預かることと諾し之を堅固なる函又は庫に入れ置き遺失損害等の憂なからしむるを以てなり而して右の如き保管を依託するは殊に株式仲買人代理人等の如き文書株券等を取扱ふものゝ爲に便利あるにして此等の人々か地方に赴くときは暫時銀行に此等の書類を預け置くとは通常行はるゝ所なり

(第十二)公衆は銀行に依て其業務上種々の有用なる教を受くるの利あり 人民は銀行に依りて爲替手形及び其他の証券書類に關する法律及び慣習を知るを得べく又地方若くは外國に金員を送附する最便の方法を尋ると得べく他國に旅行せんとするに當り外國に於て金員を受取るの最良法を知るを得べく又公債証書類を賣買せんとせば之に従事する仲買人の然るべきものを問合するとを得べく銀行の世人に教ゆる所懃なからざるあり

〔第十三〕銀行の社會の風紀に對し強盛なる影響を及ぼすものなり 銀行事業は金錢上の取引に於て自然正直の風を養成し之を重するの習を盛にするの功あり蓋し銀行者の自己の利益の爲に意を用ひて其取引する人々の火と爲りと觀察し其正直なるや狡猾なるや勤勉なるか懶惰なるや浪費者なるや節儉家なるかを探知し設令財産多きも評判の悪しきものよりは寧ろ中等の財産を有して徳義の善良なるものを撰ひ好んで之に金員と貸與す而して銀行の信用を博することの事業家の爲に極めて肝要あるとなり銀行に信用を得たるか爲貧賤より起り遂に巨額の富を致したる例証少なしとせず銀行の徳行家を助くるとは常に容易に貸付及び割引をなすの一事に止まらず尙ほ又た銀行は若し此の如き人に付き問合せらるゝに當たり答ふるに其の人の着實なることを以てするに依り世間の信用を博し其の事業上大に好都合なるを得ん之れに反して若し商估にして賭博等不正の事業に手を出す者は其振出したる手形は銀行に於て容易に之を受取らざるべし之に依て之を觀れり銀行と徳義は關し大なる勢力を有するものにして商業上の美徳を保存するの職分を行ふと云ふも敢て不可なし

第二編 銀行資金

第一章 銀行の出資資本及び銀行資本

銀行の營業資金は二部分より成る即ち出資資本インベストドキャピタルとは銀行業務を行ふに爲に株主の拂込みたる金圓にして或は稱して實際資本リアルキャピタルとなす銀行資本といふ銀行が業務を施行するの際次第に造り出したる資金ボロードとし一名借入資本ボロードと稱す

銀行資本を得るに三手段あり第一預金を受取ると第二紙幣を發行せると第三手形を振出すとは是なり此三方法に依りて銀行資本は組成せらるゝものなり今例を擧げて之を説明せん茲に甲者あり余に無抵當無利息にて百圓を貸し余は又其百圓をば四分の利息にて他人に貸すときは余の之か爲に一年間も四圓を利するを得是即ち預金よりして得る所の利益なり又人あり余の支拂ふべき約束証券即ち紙幣の如きものを受取り年末に至り之を余の許に携へ來り右の約束証券に對して正貨百圓を借りたりと均しく余に四分の利を支拂ふに於ては余の爲に四圓を利す是即ち銀行が紙幣發行に依りて利益する所以なり又或る都府に於ける人か

余の許に百圓を携へ來り余をして同額の金員を三週間の後某處の某人に仕拂ふの約束を結ばしむ即ち其人か三週間の後余をして支拂を爲さしむるの手形を造るに於ては其間該金員を使用して得る所の利子は余の利得となる是即ち手形に依て資本を造成すと云ふ所以なり斯の如き方法に依り銀行の銀行資本を増殖し益其事業を伸張するを得べし

右に掲げたる二資本中何れか銀行の爲に利得を興ふるものなるかと云ふに即ち此銀行資本にして銀行の利益は通常該資本の多寡に比例するものなり若し銀行にして單に出資資本のみに依頼するときは利益を得ると少なし蓋し銀行か貸附をなすに於ては市場の利子歩合より多くを得る能はせ而して只通常の利子を得るのみにては銀行なる特別の設立物を維持するの費用を要するを以て差引餘す所少なく株主は之れを銀行に投入するよりの寧ろ公債証書等に投下するの利益あるに如かき而して銀行の眞正の利潤を見んと欲せば右の出資資本に對する利子は之を雜収入より控除し尙は餘りあれば其組織殘餘は即ち銀行の所得となるものなり

第一章 銀行資本金の大小

銀行の事務を始むるに當りては若干の資本金額なからざるべからざることは勿論にして之に付き株主は若干の金員を出資せざるべからせ此金員は其事業の確實にして空ならざることを示す所の保証にして創立者か其出資外に無限の責任を有せざる場合に於て殊に必要あり而して無限責任社員ある場合に於ても若干の金額是非其必要にして此事たる當に其事業の正確なるの保証たるのみならず又之れを使用することの銀行の業務を進むるの方便にして且損失の場合に於て先づ之を以て其損失を償ふの準備となすに要用なるものなり然らば即ち右の資本は果たして幾千の額を以て足れりとなすか今之れか大小に付少しく論究せん

資本金の額少に過ぐるは策の得たるものにあらせ此の如くなるに於ては其銀行は只一小銀行たるに過ぎせして其株主の數も少なく其役員の数も少なく隨て其業務を處理するの宜しきを表明すると能はざるべし若し銀行にして斯る瑣細なる事務を行ふに止まらんには寧ろ獨立銀行たるを止めて一大銀行の支店となる

に如かざるべし又若し其取扱ふ所の業務大にして預金多く割引貸附等をなすと盛なるときは其小資本なるか爲に時としては損失を蒙ると甚しく爲に資金總額を一掃するにあり而して其損失なき場合に於ては株主は大なる配當金を受くるを得ぬしと雖も其巨大なる利益の配當金として之を株主の間に分配するは得策ならせ宜しく之を積立て、其在來の資本に附加し以て他日の損失に備へ銀行の基礎をして鞏固ならしむべきなり

之に反して其資本大に過ぐるも亦害あり資本にして大に過ぐるときは之を割引等の業に使用し餘は餘りあるのみならず尙ほ又假令利益大なるも之を全資本額に割付くるときは各株主の配當額大なると能はさると通常なるか故に役員等は一層利子の高き歩合を得んか爲に危険多き債券等に資本を放下し又は投機を爲し爲に損失を受くるとあり故に銀行の資本は大小共に宜しきを得ざるへからず之を要するに銀行の須らく其初に當りては小資本を以て開業し漸次其業務の擴張するに隨ひ其額を増加するを最も可なりとす

今右の如く銀行の其初め程能き資本を以て事業を着手し其事業の擴張するに隨

て其高を増加せんとせば如何なる方法を取るべき乎英國の銀行は二種の方法を取る即ち(第一)更に株券を發行すること及(第二)從來の株主をして其拂込高を増さしむること是なり英國に於ける合本銀行の資本は若干の部分即ち株に分れたる各株主なるものは右の株の若干數を有し其持株に對して若干の金員を拂込むものなり而して其人か其持株の一部を割て他人に讓與せんとするに付ては半株若くは一株の四分の一と云ふか如き部分を讓渡すこと能はず株全株若くは數株を讓渡さるへからず假令は銀行資本金が五十万磅なるときは之を一株百磅宛にて五千株に分ち又は一株十磅宛に分ち五萬株に分つを得へし而して各株の額面の幾分かを拂込まざるへからず而して其拂込みたる金高は之を拂込済の資本と稱す即ち前例に於ける資本の十分の一が拂込まれたるときは五万磅は拂込済の資本にして五十万磅は名目上の資本と稱するものなり此名目上の資本即ち未だ悉く拂込まれざる資本は銀行の主事者之れか拂込みを請求するの權力あるものにして必要に應じて株主に請ふて更に拂込みを爲さしむるを得るあり然れども此權力に付きては或は異論を挿むものあり曰く銀行の主事者は果して一旦既に

支拂ふたる高より以上に尙ほ資本の拂込みを株主に要求するの權力を有すべきものなるや否やと若し斯る權力なきに於ては銀行は其創業の際に於ては頗る大に過ぐる資本を有し而して其業の進みたる後に至りては餘り小なる資本を有するの不便ありて事業の緩急に應じて資本を伸縮すること能はざるへし而して又若し一朝豫期せざる事變起りて爲に困難の境涯に陥りたるに際し之を免れんか爲に餘分の金員を要するに當り只に少許の金を得れば其全敗を免るゝを得へきに銀行にして其株主に請ふて掛込みを爲さしむること能はざるに於ては不便亦甚しと云はざるへからず去れば頗る巨額の資本ある場合に於ては大低の事には其資本にて足れる故に名目上の資本なるものは必要にあらざるへけれども資本左まで多からざる尋常の銀行に於ては株主に向ひ更に拂込みを要求するの權力を主事者に與ふることは常に最良の方法たるへきなり

銀行の資本金を増加するの第二法は新株を發行するに在り此法に依れば銀行業務を始むるに當り其發行すべき株の總高を定め置き其中の若干高を發行し其金額集りたるときに銀行は業務を始むるものなり若し斯の如くせずして所定した

る株の總高が集まるに至るまで銀行は業務を始むることを得ざるものと爲すときは銀行は初めより其株を小額に定め置かざるへからず隨て其資力は稍、微弱なるを免かれざるへし然るに前陳の如く株の一部を集むるの方法を以てし初めに小額の株を以て事業に着手するときには先づ其事業を爲すに付き充分なる資本を有し而して其事業の進むに従て其高増加するを得へきなり即ち初めに當ては株を望まざりし人も其銀行設立後に至りて株を買求めて銀行に加入すへし故に若干の株數は斯の如き新入を望む人々の買ひ入るゝ所となり銀行の事業益、好景況を呈するに至ては株は一層價格を有するを以て右の株は高價にて購買せらるゝに至り銀行は容易に其資金を増加するを得るなり

次に株の額面大小に付き少しく論すべきとあり嘗て英國々會に於て(千八百三十二年)議會委員中の或者は小額の株券に對し非難を爲したるか如きことあり其委員等の考にては小額の券は劣等の人民の求むる所となり隨て株主は信用の少なきものとなるへしと云ふに在り然るに實際の調査を爲すに當りて其實然らざりしこと明瞭となれり即ち小額の株に付ては通常各株主か其株をば澤山に持つと

云ふ結果ありたり假令は百磅株の銀行に於ては株主は一人に付き平均二十八株を持ち之に對して四百四十四磅を拂込み二十磅株の銀行に於ては各株主は四十三株を持ち三百五十九磅を拂込み十磅の株銀行に於ては各株主は五十二株を持ち四百磅を拂込みたり然るに五磅株の銀行に於ては其銀行の株主は一人に付き百十七株を持ち五百八十五磅を拂込みたり是に由て之を觀れば株の額面は小なりとて決して劣等の株主あると云ふ譯はなく株主は其小株を多數に有するを以て敢て銀行の躰面を損することなし故に小額の株は力なき株主を作ると云ふ非難を受くへきに非ず然れども小額の株に關する欠點は斯る株にては巨額の名目上の資本あらしむること能はさること能はなり假令は五磅十磅の如き株を有する銀行は其全資本は大抵拂込済とあれり爲に必要の場合に際して主事者は更に拂込を命すること能はさるなり

尙ほ右の二法に付き少しく其得失を論せんに常の株を拂込済となし新に増株をなすと名目上の資本に對して時々拂込を爲さしむると其間に難易の差あり即ち拂込未済の資本に付ては之を拂込ませんとせば銀行主事者之を爲すを得へしと

雖も新たに増株を爲し資本金を募るに付ては株主の會議を開き尙ほ政府の許可を要する等の手數ありて以て急變に應すること能はさるなり故に銀行資本金を作るの方法は名目上の資本を設け其中の幾分かを拂込ましめ爾後必要に應して更に拂込額を附加せしめ遂に止を得ざるに及びて新株を發行するに在りとす

第三章 銀行準備金

銀行は株金を以て事業に着手し尙ほ其業務を行ふに當り預け金を受取り且つ紙幣を發行して其資金を増加するを得るものたること既に前説せしか如し而して其預け金は永久銀行の資金として銀行者の手に止まるものに非ず早晚預主の要求に應して之を拂戻さるを得す又紙幣も之を所持する者の請求に應して引換を爲し正貨を交附せさるへからさるものなるを以て銀行の資金は悉く之を使用し盡すこと能はず必ずや其幾分を割て以て預金の引出及紙幣の交換に備ふる爲に準備金となして之を貯藏せさるへからす準備金を置くこと固より必用なれども其高は如何程に定むべきものなるか若し之を濫りに大にするときは準備金は不生産的にして利子を生ぜさるものなる故に銀行の利得を減し株主及役員を利

すること能はず又之に反して準備金少なきに失するときは或は一時巨利益を得ることあるへしと雖も充分に花主の求に應じて預金の引出及引換に應ずる能はず殊に一旦市場亂れ不穩の狀を呈し貸付割引の請求を始め預金の引出及紙幣交換の請求踵を接して起るに際しては銀行は悉く之に應ずること能はず或は爲に其信用忽ち地に墜ちて破産の悲境に陥るか或は急に預金を増加して引出交換等の請求を減せんか爲め俄に利子歩合を引上ぐるかの手段に出て從て金融の壅塞を來たし更に益社會の信用を破却し遂に恐慌の災を招くに至るへし故に銀行の準備金小に過ぐることは頗る危険にして往々之れか爲に恐慌を起すの憂あるものなるを以て英人バヂホット氏の如きは準備金高の小額に付き或る度合あることを論し銀行準備金減少して其度合に達すれば恐慌必ず起るべきことを説き之を名けて恐慌點と云へり氏は英倫銀行の準備金一千万鎊を以て恐慌點となし同銀行の準備をして一千万鎊乃至一千五百五十万鎊を降らしめさらんことを要すとせり氏の説は實際に徴して誤なきことにして銀行の準備減して或點に至れば人心自ら疑懼の念を生じ市場に不穩の狀況を惹起すものにして英蘭銀行の一千

五百万鎊の論の如きは畢竟氏の經驗に基てなれるものなり右の恐慌點の如きは氏の時に於ては或は一千万鎊にて則ち正常なりしなるへしと雖も今日に於ても尙ほ同額にて可なりと信する能はず恐慌點は時に由り所に由り種々の事情に由り變更すべきものなるを以て輕忽に之を斷定すること能はざるものなり兎に角銀行の準備金少なることは銀行其のものゝ爲め又金融市場の爲め危険多きことにして又準備金大なるときは銀行の利得大なる能はざるものなるを以て之を適度に定めざるへからず之を定むるには如何にして可なるや到底一定の規矩を以て爲すへからざるや明なり或は資本金の三分の一を以てすへし等の説あれども貨幣市場の如き變動極りなき活動物を處するに死數を以てするときは能く効を收むること能はざるへし唯々銀行の準備に付き要する所は銀行か宜しく變に應ずるを得るに在り即ち何時にても預金引出及紙幣交換の請求に應ずるを得れば則ち可なり何そ畫然たる定數を以てすることを要せんや而して能く銀行をして右等の請求に對して何時にても差支なからしむるの方法は銀行か能く其花主の性質を審にし放銀の方法を選択し且つ時變に應じて割引貸付の歩合を昇降する

に在り尙ほ之を詳説せんは花主の如何に由りて其預け入れ及び引出の時期大抵一定せるものにして即ち農業者に付て云へば收穫の後預入れ多く播種納税等の時には引出多し又政府の預金の如きは租税納期の後には預入れ多く公債利子俸給恩給等の支拂時には引出増加すへし斯の如く花主に由り金員出入の時期凡そ豫知するを得るを以て其間は別て準備金を備ふるの必要なく之を利得の爲に使用するを得へし即ち容易に正貨に代ふるを得へき證券爲換手形約束手形及大藏證券等に放下し置くへし殊に右等の手形の期限短くして銀行が預け金引出の請求を受くる時に其支拂期限の來るか如きものに放銀するは最も良しとす而して花主か金満家にして唯安全若くは貯蓄の爲に預け入れ其利子を以て満足する如き性質の預金に對しては銀行は一層都合にして心を安んじて自由に之を使用するを得へし然れども若し其花主商人なる場合に於ては其預金引出の期限は豫め之を知ること難き故に銀行は少しく準備金に付き注意を爲さるへからず然れども預金の大部分は大抵其預入及引出の期限零一定せるものなるか故に銀行は別段巨額の準備を置くを必要とせざるなり

又紙幣に對する準備に付ても時に由りては多額を備置くを要せず元來紙幣交換の需要あるは紙幣發行高一國の需用に對して多きに過るか若くは紙幣發行の銀行信用を失せしに由るか又は正貨を外國に輸送するの必要盛に起りたる場合に於て之れあるものなるか故に若し紙幣の發行高適度にして銀行の信用堅く且つ正貨輸出の必要起らざる場合に於ては決して紙幣交換の需要起らざるものなるを以て銀行は敢て巨額の準備を有するに及ばざるなり

以上論したるか如く預け金引出に付ても紙幣交換のことに付ても銀行の準備は平時に在ては少額にして足れりと雖も商業社會は決して常に平穩なるに非ずして時々風波を起し時に或は恐慌の如き災の起るを免れず斯る場合に於ては預金引出の請求及紙幣引換の請求頻りに起ることありて銀行は爲に準備金に不足を告げ悉く其請求に應ずる能はざるに至るの恐れあるへし然れども元來金融市場の紊亂恐慌の如きものは倏忽として現はるゝものに非ず必ずや之か徴候となるものなり假令は投機事業の流行商業不當の擴張商賈の倒産等あるを以て若し斯る徴候現はれ信用將に亂れんとし預金引出及紙幣交換益加へんとするに際して

は銀行は徐々に利子歩合を上くるを良しとす然るときは預け金を爲す者増加し且つ在來の預金も之を引出す者減少し又之れと同時に貸付割引を請求せんとせし者も利子の高きを恐れて濫りに請求を試みざるべし左すれば入るものは益、多く出るものは益、少なくなるか故に紙幣交換の請求あるも銀行は容易に之に應ずることを得へし然るときは市場の紙幣流通高を減し且つ銀行の信用を維持して以て大に紙幣交換の需要を抑制するを得へし

右に述べたるか如く銀行は預り金に對しても發行紙幣に對しても平時少額の準備を置き而して市場不穩なる時に於ては銀行者は利子歩合を上る等臨機應變の方法を運らし巧みに事を處すれば準備として更に多額を備ふること必要に非ざるなり故に銀行の準備額に付ては法律上別に制限を置くの必要なきか如しと雖も未だ銀行事業進歩せざるに於ては安全の爲め制限を置くこと必要なきに非ざるなり我邦に於ては銀行條例を以て此制限を規定しあり

次に準備金の組織を述べんに凡そ銀行準備組織の方法に二種あり即ち準備金を中央銀行に預けたるものと之を各自に有するとは是なり第一のものは稱して聚合法と云ふべきものにして第二のものは之を特立法となすべし英國の如きは聚合法を採るものにして同國合本銀行は各自に準備金を貯存するとなく之を中央銀行に預け置き預け金引出しの請求あるに際して之を英蘭銀行より引出して需要に應ずるを通例とす

今此二法の得失を論せんに二者共に一利一害あり蓋し聚合法を以てするとき各銀行の準備金は中央銀行に集るを以て中央銀行は巨額の金員を手にするを得べく而して其金員は假へ各銀行の準備金なりとて之を使用せずして空しく死蔵するの愚なるよりして中央銀行は其中僅かに一部分を貯存して他は悉く之を割引貸付等の業に放下するを得べきが故に彼特立法を以てすれば空しく各銀行の倉庫中に埋没すべき金員も幾分か出て、生産分配の事業を幫助するを得べし而して各銀行に取りても若し各自に準備金を備へ置くときは利子を得ると能はざるも之を中央銀行に預け入るゝときは爲めに利子を生ずるの利益あり然るに聚合法に於ては一國全躰の銀行準備を減少し信用の基礎をして鞏固ならしむると能はず中央銀行をして貨幣市場の變動に感ぜしむるとを甚しくなすの不便あり

蓋し銀行なるものは營利の業なるを以て中央銀行と雖も其預かりたる準備金を使用して以て殖利の法を計らざるべからざるか故に往々其準備高を減じ過して爲めに金融逼迫信用紊亂の場合に於ては預け金引出及貸付割引の請求に應ずる能はず俄かに利子歩合を非常に引き上ぐる等の策に出で大に市場を亂だすとあるものなり

之に反して準備特立法に従へば銀行は各自其準備を置くを以て其準備金は之を殖利的に使用すると能はず銀行は之れを預け入れて以て利子を得ること能はず社會の事業は之に依りて資金を得ると能はざるの不便ありと雖も金融逼迫の場合に於ては此方法を以て聚合法に比して安全なりと云はざるべからず蓋し此方法に依れば各銀行は準備金を有するを以て金融閉塞預け金引出等の請求切りに起る場合に際しては銀行は先づ各自の準備金を以て其請求に應じ逼迫の初めよりして直ちに中央銀行の準備を引出すとなく其遂に中央銀行に依頼するに至るは金融市場大に亂れ勢支ふべからざるの域に陥りたる後にあるべきものなるが故に中央銀行は金融逼迫に際しても初めよりして非常に利子歩合を引き上ぐるを要せず市場の景況に依り漸々利子歩合を増加し資金を集めて以て後日の需用に備ふるを得べきを以て市場の金融に激變を起すに至らずして能く事を處理するを得べきものなり

之を要するに準備聚合法及準備特立法は各一得一失ありて一は則ち巧みに資本の流通を盛になすの利あれども事あるに際しては激烈なる所爲をなし中央銀行は市場の瑣少なる動搖を感ずるの患あり又一は資本を活動せしめざるの不便ありと雖も金融市場の變動あるに當りて俄かに急激の處置を施さずして徐々に市場の需用を充たすを得るの利益あるものなり

第三編 銀行の管理法

第一章 銀行家たるに要する諸資格を論ず

世人動もすれば曰く銀行事業の如きは進退掛引を要すると至て少なく毎日々々繰返し々々々同様の仕事をなすに止まるか故に此事業には左程熟練見識ある人を必用とせず何人にも少しく事務に慣るゝときは之に當ると最も容易なりと併しなから是の説誤謬の甚しき者なるとは銀行家其人の處置宜しきを得ざりしが爲めに最近五六十間の間に歐米諸國に於て破産閉店をなせし銀行頗る夥多しかりしを見ても知るべきなり蓋し銀行の事業も他の事業と同じく甚た微妙の性質を有するとなれば適當の人ありて之に従事するにあらずんば直接には銀行の破滅となり間接には公衆の不幸となるを免かれず然らば銀行家たるには如何なる資格を必要とするやと云ふに此事業に適當ならんとするには他の事業に於けるか如く世間稀有の良才あるとを要するなり尤も専門の技藝は衆人の間に頭角を顯はす程の深きを要せず唯た何れの専門に關しても一通りの心得あるを可なりとす或は一方に向つては夥多しく才能の發達するも他の方角に向ふては全く欠

乏し之を有形の物に喩ふれば夫の福助の如く頭顱のみ巨大にして四肢の之に稱はざるか如き有様ある専門家は銀行者たるに適當ならずして總へての方角に向ふて能力が相當の發達をなし其間に適當なる釣合ひ權衡を保つ通人こそ此事業には望まじけれ即ち興行のみ深ふして間口の狭小なる詩人又は哲學家の如き理學者又は文人の如き雄辨家又は政治家の如きは固より金錢の取扱ひには宜しからず之れに反して夫の興行は左程長からざるも間口も亦左程狭少ならず其權衡の宜しきを得て所謂普通通知覺なる者に富める實際家にして始めて銀行家たるを得べきなり

斯くの如く銀行家たるには驚く可き長所あるを要せずと雖ども甚しき短所ありては大いに不都合なりと知る可し而して其最も銀行事業に當るに著しき短所たるは判斷力の乏しきにあり則ち銀行家は緊要問題の出來したるときは之れか得失を思料して迅速に曲直の判斷をなすを要するなり蓋し優柔不斷の人は何事にも常に深思熟考の四字を口實として以て斷行を遷延すれ共然れども判斷力に乏しき人は實際に於て深思熟考をなさざるなり何となれば之を熟考するとき大いに苦心焦慮を引き起こすか故に先づ暫く心を放ちて他の事件を勘考するなり若しも之を差置く能はざるときは議論の決着を遷延す可き口實をのみ種々様々に工夫し之にて一時を凌ぎ以て苟安の策をなすなり實に不決斷の習慣を是迄て養成し來りたる者は問題の起ることに奮て之か得失を調査し迅速に之か判斷をなすの勇氣なく常に決斷迂遠の口實を搜索するに汲々とし若し之を得れば之にて一時延引するなり是を以て遂に好機を失ふて復た恢復する能はざるに至り或は惡運已に切迫して復之を回らす能はざるとあり爲めに銀行の事務を誤る幾くなるを知らざるなり次に此事業をなすの前途に横はりて甚だ妨となる惡性質は確乎不動の精神に乏しきにあり蓋し銀行家は深思熟考の上決定したる事は飽迄も之を守るの勇氣あるを要す他人若し已に反對の説を主張するとあらば之に向ふて斷然否と答ふるの勇氣なかる可からず而して一たひ否など云ひたる曉天には固く其言を守るを要するなり又た夫の匆卒にして短氣なるとも宜しく銀行家の自ら警戒す可き所にして已れの好む所已れの僻する所に因て心を動かされ事の判斷を誤るは人情の常として有り勝ちの者なれば是も又大に銀行家の注意す

可き所なり

且つ夫れ如何なる身分如何なり職業の人にて己れ自身を知るの明あれば甚た利益あるとなるか中に就て銀行家には此事特に甚た大切なりとす抑も銀行家たる者は虚心に己れの長所と短所とを區別し得るを要す則ち己れの性質は餘り用心堅固一方に過ぎて事機を失ふの憂はなきや將た餘り寛裕にして不取締りに流るゝの嫌ひはなきや己れの人に接する有様は果して丁寧なるや或は無愛想なるや己れの癖として事物の善惡兩面を見ることが得ずして兎角其都合善き點のみを見て其裏面に不都合なるヶ條あるを遺忘する誤りはなきや又は常に其害のみを見て之に伴ふ利益あるも之を見通かすか如き過失はなきや廣く世間の人と交際をなすは己れの事業に取りて利益あるや又は却て不利益なるや銀行の顧客より進物杯受けて爲めに己れの事業の上に無理なる差繰をなし遂に大失敗を速くとなきや杯と始終自ら反省すること必要なれ又た若しも事業上に損失をなしたるときは詳に其原因を搜索し是の失策は自然の物の勢ひに出づる乎將た又己れの性質に短所ありたるか爲めに起れるかを吟味す可し而して事に臨んで確乎不

動の精神なく又は先見遠慮の策なく又は耐忍力に乏しく又は是非の判断を誤りたる場合あらは能く之を記憶に留めて將來再び同様の不都合之なき様注意すると甚た肝要なり古語に云はく人は己れを知るを要す人の賢明なる單に此一點にありと特に銀行家の記憶すへき箴言なり

併しなから銀行家たる者は自ら己れの短所を熟知せざる可らずと雖も己れの顧客の爲めに之を看破せらるゝとなき様に注意すへし凡そ賢人は己れの欠點を知ると雖も然れども決して之を世に公にせず世に之れを公にする者は獨り愚者あるのみ若しも銀行家の許に就て金銀を借用する顧客の中に狹猾なる者ありて銀行家の性質を洞察し或は賄賂を容れ或は諂諛をなし或は強嚇手段を用ひ銀行家の性質に應じて其れ々々の方便を使用するに於ては銀行家は全く顧客の掌上に運らされて自由自在唯其命是れ從ふと云ふ有様に陥るに至るなり是れを以み銀行家は常に多額の金錢の借用に來る顧客とは餘り親密なる交際をなさゝると常に然る可きなり

次に銀行家たるは獨り己を知るの明ある可きのみならず又他人を見るの活眼な

きを得ざるなり先づ己れの使役する番頭手代の能不能を辨別し其れ々々事務を配分せざる可からず又適當なる人を己れの探報掛りとして一個人若しくは一商社の内情及び評判を聞知せざる可らず且つ適當なる相談相手を選び出たさゝる可からず而して此相談役には先づ己れの短を補ふを得る所の性質ある人を撰拔するを要す而して如何なる事業に従事するに付けても己れ自ら之を擔任せしめて成る可く他人を使用する方法を知らざる可らざるなり蓋し巨大なる銀行等に於ける重役人は唯た最も肝要なる用務に當り較や不肝要なる分は之を助手に委任す可き筈なるに之を打忘れ一切の事務を銀行家か盡く自ら之を擔任し爲めに己れの健康を損害し遂に不都合を引起し銀行の名譽を毀傷するに至りたる如き例は合本銀行の歴史上に往々目撃する所なり

以下陳述せる其性質を備へ其惡性質を有せざる人こそ始めて良銀行家たるの冀望を屬す可きのみ而して此の如き人に非ざるよりは假令如何なる金科玉條を列擧するも到底之を活用する能はざるなり

第二章 銀行理事法の概略を論ず

吾輩は既に銀行家たるに必要な根本の性質を論説し了はりたれば是より本論に入り銀行理事の規則標準を示さんと欲するなり

銀行家たる者は己れの時間を節省儉約する様注意す可きなり而して時間節省法の一とつは前に述べたる如く一層下等の事務は之を他人に委任すへし會計掛りをして帳簿を預り計算をなさしむへし秘密を要する書翰は格別なれども大抵の書翰は書記に認めしめて己れは唯た之に署名すれば則ち可なり又銀行内の秩序作法を維持するは之を一番々頭に委託すへし其他各事務をなさしむる爲めに鋭敏の人を選択して之に當らしめ己れは只た大體の監督取締の義務を盡せば充分なり且つ其れ々々の掛りに其れ々々の長を置き而して是等の人々には較や廣濶なる獨斷の權を與へ瑣々たる細事までも一々銀行家の指揮を待つか如き習慣を養成せざるこそ肝要なれ之に反して若しも銀行家に於て餘り役人の仕事に干渉をなすときは皆な自ら考案を出たす能はざるに至り責任を重んずるより起るべき苦慮焦心をなさざるに至り事に臨んで自から決する能はず皆な銀行家の

裁定を仰ぐとなりて其結果銀行家の繁忙言ふ可からず故に斯の如くならば現時の役目をなさしむるも左程銀行家の手助けとならず况んや之を一層肝要の地位に進むる如きは到底冀望す可からざるなり

時間節省の第二は一定の順序によりて事務を取るにあり毎日一定の時刻を期して銀行に至り又種々の事務を取るにも日々同様の順序に従ふを要す而して銀行より退散するにも必らず一定の時刻に於てす可きなり此の如き杓子定規を遵守するときは其都度々に一々事を執る順序を定むるを要せず又日々出入の時間を定むるを要せず自然機械の働きの如く爲めに精神を費さるに至るを以て時間を節省する鮮少にあらず

時間節省の第三法は顧客との應接を成る可く速かに切り上くるにあるなり用事ありて客の尋ね來りたるときは其用談より他の事件に談話を移す可からざるなり又銀行家の客に應接するや寧ろ立ちなから之と相談すへし左すれば客の方にも自然に立ちなから挨拶するを以て速かに退散するものなり則ち己れに於て泰然として椅子に倚るときは客も又た悠々として椅子に倚るか故に兎角長坐の

傾向あれども双方共に椅子に椅らず立談をなす時は迅速に辭し去るものなり又た冬分に於ける客をして暖室爐の側に着席せしめは温暖にして心地宜しきか爲めに輒もすれば長坐をなすの恐れあるにより應接所の道具の裝置に注意して客の坐席は成る可く入口の近傍に設置して一とつには温暖ならしめす又た一とつには客か出てんと欲すれば直ちに出づるを得る様便利を與ふ可し是も來客の長坐を豫防する一方なり且つ又應接所の位置は其一方の戸口は往來に通せしめ他の一方の戸口は事務所へ通せしむるを要す斯くの如くするときには假りに來客あり金子借用を申し込み應否の返答をなすと甚だ六々敷とありとすれば容易に事務所に入りて自ら思案を廻らす可く或は來客の貸借の帳簿を調査して判斷をなし後ち客に向つて應否の返答を言ひ放ち得るなり若し然らずして巨額の手形の割引を請求する客あるが如き場合に其面前に於て之か決定をなし其深思熟考狐疑躊躇の有様皆な之れを來客に目撃せらるゝに於ては此間に客の方より言語を交へ或は歎願し或は議論し或は脅嚇し或は諛諂し種々方便を逞ふするを以て一々之れに應ずるとは甚だ面倒なるのみならず大に時間を浪費するの恐れあり故

に判断は隣室に於てし客に對しては只た諾否の挨拶をなすのみにて成るべく之と問答せざるを可とす若し夫れ銀行家は直接に顧客に而會せず番頭をして手形を受け取りて銀行家の居室に持參せしめ應否の返答を傳言せしむる習慣を養成し而して顧客の方にて之を以て不愉快の感覺を起すことなきに至れば更らに妙なりと云ふ可きなり

銀行家は己れの事業に關係する報告を蒐集し之を帳簿に登録せざる可からざるなり尤も前にも云へるか如く銀行家自ら帳簿に記入をなすは不可なり併しなから番頭或は書記をして諸種の帳面を製し或は己れの顧客の性質を詳細に記載し或は己れの顧客にあらざる一商人又は一商社の名前ある爲替手形の金額を記入し或は己れの顧客の爲めに割引又は貸金をしたる金額の登記し或は顧客が日々銀行に對して有する貸金の多寡を記入し或は銀行家が顧客と結締したる特別の約束を記載し或は銀行全体の出入を記載せざる可からず而して職業に因て部門を分ち之に由て顧客の姓名簿を製するも必要なり何となれば若し或る大事件出來して或る職業に従事する者は相率ひて困難に陥ひるとか又は幸福を享取する

とか何れにも一大影響を蒙むるあらは此姓名表に因て己れの顧客の中には果して幾人程其影響を蒙むるやを判定するに足るの標準あればあり
 以上は何れも大切の帳簿なりと雖ども中に就て尤も肝要なるは顧客の身分性質を詳録するの帳簿ありとす勿論熟練經驗の銀行者にして而かも記憶力強盛なる者は己の平生取引をなす諸商人諸會社の地位性質を熟知して之を胸中に記憶し居るなり併し斯かる人に對しても尙ほ右の如き帳簿の必要之を断言する能はざるなり何となれば銀行家の記憶か如何に強大なりと雖ども數多き顧客の事なれば大事なる場合に當て之を忘却して思ひ出す能はざるか如きとあるを免かれさればなり且つ又銀行家は絶へず銀行に出勤すと云ふ次第にも行かす時として用向きの爲めに旅行し或は疾病等にて不參するともあらん此時に當り若し代理を置くとせんには其代理人は右の帳簿あれば之に因て顧客の性質を知り得べきも之なきときは其由る所更に之なければなり或人曰へらく商人商社の有様は絶へず變更して一定せざるが故に帳簿に記載する所も亦た甚だ依頼し難しと然れども是は不通の難問のみ顧客の有様に變更あれば一々其變更の有様を記録す

れば参考の爲めに其重寶なると夥多しきなり

さて新たに己れの顧客とならんとする者の真情内幕を探索するに就いては何物に就て之か報告を集むるを得べきやと問ふに兼て其人か取引をなせる他の銀行家に依頼すれば大抵分明なる可し獨り此に注意すべきは兎角銀行家は只た顧客の預け金の額のみによりて其人の性質を判断し他の關係に於て如何なる不都合あるをも顧みずして頻りに之を稱揚することもあり或は平生取引をなして多少親密の情あるを以て之を庇保し不都合あれども之を隠蔽すると云ふ事情なきにあらず去れば他の銀行より聞き取りたるも多少斟酌したる上にて信用を置く可き者は置くことすへし次に此の種の報告を得る泉源は其人の同職同業者に問ひ合はするに如かず同事業に従事する以上は相互の内情を知る者にして問屋は小賣商の内幕を知り小賣商は問屋の真情を知り又問屋の中にも小賣商の中にも互に之を了知せる故に他商賣の人に於ける如く又隠蔽すると能はざるなり而して銀行家は己の顧客の内には必ず千差萬別の事業家あるに由り之に就て尋問する時は如何なる商家の有様と雖も推測し能はざるとなきなり且つ又始めて

取引を約束するときに然る可き紹介人を要し之より詳細に顧客の性質營業の摸様を聽取る可し若し相當の紹介人かくば顧客自らをして之を辨明せしむ可し已に顧客となる以上は顧客の帳簿に就て察知し得べし振出手形預り帳を一見すれば其取引の分量を測るを得べく日計帳を見れば銀行に對して幾何の貸金あるやを推す可く其割引の爲めに持參する爲替手形の多寡及び性質を見れば其平生信用する所は如何なる商家なるやを知る可く又他人が己れの顧客に宛て發行したる手形を持參するときには顧客の平生取引する人民は如何なる種類にして顧客に信用を置く人々は如何なる人種なるやを知り得べきなり而して此他にも其性質を知る一大方便あり他なし其人に面會して其態度を見ることが是れなり此方法も他の方法の如く往々非常の間違ひを引き起すことありて現に人は見掛けに由らぬ者なりとは世人の唱ふる所なれども大跡より言へば人の外貌は以て其内情を示すに足るなり或る商社にては始めより番頭手代を以て銀行に割引を依頼するとあるか是も通例の高なれば左程懸念を起すにも及ばず然れども若し非常の巨額の金子を要求するときには社長其人に來談を請ふ可し其人の性質に就い

て疑點ありて狡猾なるや正直なるや投機者なるや正業家なるやを判斷するに困却するときは初對面の折に此人の性質は斯くなるらんと感覺したる所を以て判斷をなす可し而して銀行家の此判斷は通常十中八九迄は外れざるものなり蓋し右に述ぶる顧客の内情に關しては都府の銀行より地方の銀行の方が其便利多きなり地方に於ては事物甚密雜ならざる故に顧客の兩親親族の有様其家族朋友の性質其の親族より貰ひ受けたる財産の分量或は將來貰ひ受くべき財産の分量當人の習慣及び氣質に至る迄瞭々として掩ふ可からざるなり

銀行家は一定の主義を抱懷するを要す則ち己れの銀行の事務を執行するに大體の主義を有せざる可からざるなり物品を抵當に取り或は荷爲替を抵當に取り又は倉庫の受取證或は將來の權利を抵當にして金錢を貸し出す可きや又商業に關係せざる取引は基因する爲替手形の割引を爲す可きや否や將た三ヶ月以上に亘たる長期限の爲替手形の割引を爲す可きや否や等の問題を始め其他尙ほ疑點に屬して一定の輿論なき事柄に關しては大體の主義を定め置き之に由りて事を執ること尤も肝要なり

主義を定むる時は第一時間を節省するの利益あり一客あり荷爲替を抵當として金錢を貸されよと申越したりとせん乎若し平生より荷爲替は抵當に取らずどの内規なれば是れは弊社の規則に背違するに因り應じ難しと云ひ放ては夫れにて充分なり然れども若し前以て社則を設け置かざるときは斯く簡短に言ひ放つ譯に行かす多少の問答をなし此間圓滑に之を拒絕せざれば大いに客の感觸を毀損するを以て爲めに時間を費すと少なからん第二の利益は銀行家の決斷を助くるにあり則ち客の辨論如何に自在なるも客の説得如何に巧妙なるも銀行家は之か爲めに説き伏せられて其心を動すことおきを得るなり其心中に一定の主義あるときは假令顧客が如何なる饒舌を以て攻來るも恐るゝに足らず多辨の人に對しても寡言の客に對しても斷乎として同一の返答を爲し得べきなり

蓋し銀行家は其胸中に向ふて大いに主義原則を貯藏するを要すへし而して此の原則主義は其經驗の増加するに従ふて増加するは勿論なりと雖ども顧客に對して此が道理を説明して喋々するは決して智者の行爲と云ふ可からざるなり銀行家か己れの主義に背違するの故を以て顧客の要求を拒絕するときには唯だ拒絕す

るのみに止め其理由を説述せざるこそ最上の策なりとす何となれば銀行のとは甚だ密雑にして公衆は其主義原則の説明を聴くも之を了解する能はされはなり且つ又顧客は元來金錢の借用を要求するものなれば其虚心平氣なる能はさるか故に如何に議論を以て拒絶の理由を辨明するも決して之をして感服せしむるの見込なければなり加之のみならず銀行家か銀行事業に長するに至りたるは理論に由て然りしにあらす多年の實際の經驗に由て其妙所に達したるものなれば銀行家は其々の主義は銀行事業に取りて遵守せざる可からざるものなることを知るも何の故に然るといふ説明は其人の自ら之をなす能はさる者多し然らば秋毫の實見なき顧客か獨り理論上の判断のみに由て銀行事業の原則を覺悟するに至らんとは到底冀望す可からざる所なり此等の理由あるを以て銀行家は己れ主義の道理は己れ自ら之を胸中に秘藏して他人に語らざる様注意すべきなり併しなから銀行家は是非共に一定の主義を抱懐するを可とすと主張すれども如何なる場合に際しても此主義に背違する處置をなす勿れといふにあらす萬止むを得ざる場合には勿論變則權道に依頼するも可なり然れども萬般の原則皆な例外的場合ありとの眞理を口實とし少しにても都合好く又利益ある場合あるや忽ち其主義を破るあらは遂に例外の場合却て正則の場合よりも多くなり到底無主義の銀行家となりて事業上に大害を引き起すに相違なし此邊は銀行家の大いに自ら警戒す可き所なり

第三章 銀行家か手形鑑別に付き要する注意

銀行家は己れの顧客の發行したる爲替手形の割引を請はれたるときは獨り顧客か己れの銀行に對する金錢上の關係を調査して安心す可からす其の外に其手形は融通手形にはあらざるかを取調ふることを要す蓋し融通手形とは其表面こそ尋常の爲替と同様なれども其の實は實際の取引を代表せず全く一時金錢の融通を爲す爲めに發行者か借主にあらざるものを借主となし發行したる空手形にして其の性質甚だ惡きが故に如何なる銀行にても之れを割引することを拒絶するなり併しなから外面に於ては實際の取引を代表せる眞成の爲替と毫も相違する所なきを以て之か辨別を爲すこと甚だ困難にして往々誤りて融通手形を割引すすことあり則ち買取るとあり然れども此二種の爲替手形を判別するの標準全く

之なきにあらざるなり

先づ真正の爲替手形は如何なる場合に成立つやと問へば或る物品の産出者或は輸入者か卸賣商に其物品を賣却し其貸金を早く取らんとして手形を發行する場合其一なり此卸賣商が小賣商に其物品を賣却し其取引に基きて手形を發行する場合は其二なり此小賣商か一般の消費者に其物品を賣却し之に基きて手形を發行せる場合は其三なり

以上は同事業に關する人々の間に正實なる爲替手形の行はるゝ可き通例の場合なるか此外に同一の事業に従事せざる人々の間に純良なる手形の發行を見ることあり即ち家屋建築家か材木煉瓦其他建築の材料を買入るゝ場合の如く一事業に従事する者か其材料粗品として他の事業に従事する所の者より物品を買ひ入るゝと常に之あり此場合にも材料を賣却したる方に於て他の事業家に對して爲替手形を發行し得るなり例へば建築家に宛て石屋材木屋より手形を發行し得るなり

蓋し爲替手形の盛んに行はるゝ歐米諸國に於ける百般の取引は大抵信用貸しをなすを以て以上述べたるが如く其賣主か其買主に對して手形を發行するも當然の次第にして又怪しむに足らざるなり此に手形ありとせんに發行人は米の産出者にて承諾人は米卸賣商なるとか又發行人は米の卸賣商にて承諾人は米の小賣商なるとか又發行人は米の小賣商にして承諾人は米の消費者なるとか又は發行人は材木商にして承諾人は建築家なるとか云ふ如き場合には其手形は先づ真正の手形と鑑定して差支なかる可し何となれば是皆商業上自然の順序に背かざるを以てなり此中獨り少しく不安心なるは第三の分なり其次第は他なし大抵一般の消費者は物品を買ふときは現金にて支拂ふと通例にして假令信用借りをなしたりとて一ヶ月を出てざるを常とす然るに二ヶ月にも渉る期限の爲替手形に消費者の名あるは是れ正實ならざる手形には非るか假りに正實の手形なりとするも其人は左程永く負債を滞らす以上は或は支拂の見込なきにはあらざるかどの懸念を引き起さざるを得ず故に此種の手形の割引をなす前には非常の注意を要するなり然れども殘餘の二種の手形に至りては是れ實に第一等の手形と稱す可く尤も確實なりと認定し得べきなり

然るに世間には商賣上自然の順序に背違せる爲替手形の成り立ちて往々割引の爲めに之を銀行に持参する者あり是等は甚た疑ふ可き種類に屬し尤も銀行家の調査を必要とする者なり例へば甲物品の作出者に宛て卸賣商の發行したる手形或は小賣商か卸賣商に對して發行せる手形の如きは大に嫌疑を入る可き處とす其故は甲品の小賣商か其問屋に向て甲品を賣却す可き筈なく甲品の産出者か甲品の卸賣商より甲品を購求す可き謂れなきに因り此手形は充分反對の證明あるに非ざるよりは實際の取引を代表せずと認定を下す可ればなり材木屋か大工の棟梁に宛て發行したる手形は大躰不都合なしと雖も若し之に反して大工棟梁より材木商に宛て發行したる手形あるあらは是れ嫌疑の繋かるを免れす何となれば材木商か家を建築すれば格別否らずんば建築家より物品を購ひ入る可き譯合殆んど是無ければなり又時としては同事業に従業する産出者と産出者との間或ひは卸賣商と卸賣商との間に爲替手形を發行することあれども是も甚た不思議にして空手形にはあらざる乎との疑念を發せしむ何となれば農夫か農夫より米を買ひ米の問屋か米の問屋より米を買ふことは通例あるましき事なれば實際の

取引を爲せしにはあらざる可しと思はるればなり且つ又同事業に従業する者の間に發行する手形は萬一實際の取引を代表すれば投機の性質を帯ひて其價の益々騰貴す可しと云ふ見込みを以て幾多の人の手を経るにはあらざるかとの疑念なき能はす而して銀行に於ては世間投機の風潮に捲き込まれず超然獨立すへきを以て何れにしても容易に斯かる手形を買ひ込む可からざるなり蓋し融通手形は一種の詐偽手形なるを以て之か發行者は其承諾人を見出たすこと甚た容易ならざるか故に大抵は僅々たる己れの親戚親友の中より承諾人を作り出たし廣く世間に向ふて相當の人物に依頼する能はず是を以て融通手形の發行人承諾人は極々親密の人なるを例とし而して商業上より謂へば二者の間に實際の取引ありたりとも思はれざる者を常とす故に或る手形か眞成の手形なるか融通の手形なるかを辨別する大躰の規則は發行者と承諾人とは商業上自然の順序に於て貸者借者の關係を有す可き筈なるや否やと思考す可し而して若し然る可き筈なりと推測するを得ば正實の爲替なりと認定す可く然る可き筈なしと思惟せらるゝ場合は融通手形なりと認定を下す可き也但し銀行家は己れの顧客を

信用するの餘り顧客の發行したる手形からは直に之か割引をなし又其他を顧み
さるか如き場合往々あり又顧客の方にて己れの發行せる手形の割引を依頼せ
る時銀行に於て顧慮する所ありて其承諾人の身分内情等を問ひ合せ或ひは手形
の性質を取り調へなどすれば其顧客は銀行か其己れを信用せざるを憤懣して銀
行と關係を絶つ覺悟にて種々惡評を世間に云ひ觸らすと常に之あり斯の如く銀
行家は手形検査の嚴重を要せすと思ふのみならず之をなせば己れの評判を墜さ
んとを恐るゝ政に唯だ顧客の名前をのみ持みとするに至るなり然れども是れ決
して銀行家の爲す可き正道に非ざるなり嘗て或る銀行に甲といへる顧客あり初
めの程は善良なる爲替手形を持參して割引を乞ひ又己れの預け越し金額も甚た
多く且つ己れの承諾せる手形は期限を違へず之を支拂へり此の時を違へざる性
質と及び規則正しき質性を示したるか爲めに銀行家大いに安心し深く信用して
謂へらく甲は實に盛んに商業に従事する尊敬す可き人物なり而して其持參する
手形は皆な確實なるに相違なしと

るを以て割引の最高額を上して一層多分の資本を供給せられよと銀行家は異議
なく之を承諾し此人こそ將來己れか良花客となるらんと竊に冀望を屬し居れり
此に於て甲の割引の額は膨脹し預け越しの高は減せり然れども己れの承諾せる
手形丈は相違なく支拂ふたるを以て銀行は猶ほ之を信用せり然るに或時銀行の
都合に因り甲の割引の最高點を大いに引き下げたりこゝに於て甲は忽ち狼狽
し其馬脚を顯して手形を拂ふと能はざりき蓋し是迄は甲は己れの融通手形を以
て借り出し其手形の期限來るときは他の手形を割引し其金を以て前の手形の金
圓を拂ひ何の苦もなく巨額の金圓を使用せしに一旦割引の額を減せられしか爲
めに前の借金を返す爲めに後の借金を起こす能はずして遂に破産をなせり銀行
は大に驚き承諾人に問合せんとせしに其人は虛名にて總ての負傷は皆な甲より
取らざる可からざるを發見し始めて己れの不取締よりして承諾人の身分及び手
形の性質を取り調へす爲に大損失を來たせるを悔ひたりといふ而して是れ實に
世間に往々起る所の事實なれば銀行家は宜しく警戒せざる可からず蓋し手形の
検査を嚴重にする時は怒りて去る顧客ある可けれども此の如き人は到底銀行に

損を掛くるに相違なき人なれば關係を絶つも又惜しむには足らざるなり

第四章 銀行家か貸金を爲すに付ての注意

銀行家は己れの顧客に向つて貸金を爲す時に尤も謹慎注意を要するなり凡そ貸金に二種の別ありて一を活債と云ふ活債とは一定の期限に於て充分返済の見込あるものを云ふなり而して此活債に短期永期の二種あるなり他を死債と云ふ是は到底返済の見込なき者を云なり銀行家は素より死債を避けて活債を専らにすへく其中にも短期の貸金をなす可きは勿論なれども銀行家の方に於て大に謹慎注意を爲さざるべきは短期の貸金動もすれば死債と變化するの傾向あり然り而して其一原因は貸金返済の期限來りて借方之を返さざるべきに銀行にて斷然之か處分を爲さす更に期日を猶豫し猶豫の日限來るも又返金を爲す能はずして又々猶豫を與へ遂に借方か破産を爲すととなり銀行家の貸金も返済の見込なきに至ること往々之あるなり

蓋し抵當の相當を預り置かば此憂無しと雖も抵當を預り置かさるか又縱令抵當を取り置くも抵當の性質に依ては抵當たるの用を爲さざるものあり例之は生糸

の如き物品を抵當に取れば萬一の時には之を賣却して貸金を恢復すへきも或は水車を抵當に取り又は製造所を抵當に取り或は遠方なる田畠等を抵當に取る如きは甚だ危険の性質ありて若し銀行家か此抵當を利用するの最後の手段に依頼するときは決して其目的を達せざるなり何となれば製造所の如き或は水車の如き又は田地の如きは從來之に従事し居る事業家に取ては則ち利益の泉源にして甚だ重寶なれば容易に之を人手に渡すべしと思はざれども他人が新に之を引受る時は種々の困難あり又其賣買の在る迄は其價格を維持する爲めに銀行家より人を遣して製造所或は水車又は田地の取締を爲さざるべからず慣れたる事業家には至極重寶なる可けれども慣れざる銀行家若くば他の人民は容易に之を利用する能はざるなり故に之を賣却せんとすれば其價の下落を來して到底貸金を恢復するの見込なきなり例へば舊時は東京の銀行等に於ても往々地方の地券を抵當に取りて金を貸したるとあれども其返辨の見込なきときには其土地を賣らざる可らず而して之れを買へし者か其の土地の近邊に在て其の土地の性質を知り其の他一切の事情に通すれば高かく買ふべしと雖も若し左様に都合好き事の

行はれずんば其土地に就ては秋毫の見聞なき人々に賣らざるへからず去る時は殆ど二束三文にして抵當なき場合と幾んど一般なり要するに如斯種類の抵當は唯其の持主と其抵當との間に特別の關係あるか故に容易に之れを入手に渡すこと勿るべしとの推測に出るものにして實際抵當物の固有の價に於て貸金の恢復を爲し得へき見込ある爲めに非ず恰も或る學校の卒業生か其卒業證書を抵當に入れ或は幕府時代に音曲家か己れの十八番の技曲を質に置きて金を借りし如く此抵當は賣らんとして賣るへからず只其要は持主と抵當物との關係に依る者なれば一旦其關係の斷絶するや又之を如何ともする能はざるなり此故に銀行家は其の貸金か期限に至て返辨なき時の要心として兼ねて抵當を取り置く可きは勿論なれども之を取るには容易に金銀と代り得へき物品を擇むを要す決して持主と抵當物との一種の關係を抵當に取り土地或ひは製造處等を目的として金を貸し出すへからざるなり

次に活債か死債に傾き易きは富豪の人に金を貸す場合にあるなり僅に尋常の資産を有する者は到底約定の期限に於て返濟の見込なき金額は勉めて之を借り出たさゝるなり何となれば若しも如斯不義理を爲すに於ては銀行家に對して評判を墜とし信用を失ひ後來資本を借り出す節の障礙をなせばなり然れども所謂財産家は毫も如斯遠慮を爲さず苟も見込ある事業なりと思ふときは直ちに之に手を下たして或ひは宅地田畑の改良を爲し又は製造所を擴張し而して不道理にも銀行家は必ず入用の資本を貸し出す可しと希望するなり此に於て銀行家も其人を信し其人自らも信して思らく此借金は速かに拂盡すを得へし何となれば此新規の事業より多分の収入を得るは近きにあるへければありと依て始めて要求したる丈の金を銀行は此人に貸し出すなり而して事業の常として案外に費用の掛るものなれば又更に金を貸し出すとなり結局は財産家の思込たる収入は出來せざるか爲に貸金は一種の死債と變化する事往々之あるなり要するに通常の人は容易に事業を起して資本を借り出さざれば富豪の人は時に大膽なることを爲すか故に種々の事業を企て銀行家も如斯人には充分の調査を爲さずして金錢を貸す傾向あるに依り兎角損失を爲すものなれば是又大に慎戒すへき所とす次に活債か變して死債となり易き場合は合本會社より發行したる株券を買んど

して資金なきに苦む人に資本を貸出す時に在り往々銀行家は如斯種類の人に金を貸して利足を取ることあり現に日本等に於て株券を抵當にして金の貸借を爲すは甚た多し尤も此種の借方にも種々ありて或る部分の人は始より金錢のなきにもかゝはらず銀行より金を借りて株券を買はんとするものあれども大抵は然らず初めは其會社の利益を見込て己れの現に所有する財産又は己の將來所有し得べき見込ある財産を以て株金の拂込をなさんとしたるも實際株金拂込の甚た烈しくなり己れの現金は既に費し盡して又餘す處なきに至り已むを得ず銀行より利息付きの資本を借り受くるの急に迫まるを常とす而して此場合の多くは永く株券を所持して永遠に其利益を得んとする當初の志望は消滅して投機の心代て起り之れを買置かは久しからずして其價の騰貴すへきか故に其時之れを手放して莫大の利益を得んと思惟するなり又之れと同時に銀行家を説得して株券を抵當に金を貸さしむるに至る此のときに當り考案通りに其價の騰貴すれば重疊なれども投機の常として其下落する時は第一借方非常の損害を來し次に銀行家は抵當物の價の下落する爲めに再び其株券の騰貴するまでは其抵當物は抵當物

たる丈けの價なくして其貸金は死債の姿に變化するなり
 此場合も割引の場合の如く投機商と取引を爲すは銀行家の甚た困難を感ぜざる處なり若しも投機商の要求を拒絶して之を貸さしめば投機商は怒て其取引帳を他の銀行に移し之と關係を絶ち而して銀行家を譏謗して其惡評を立つるを常とす左れば逆要求に任せて金を貸せば其金を以て投機の業に従事し己れ自ら破産を爲し而して銀行も損失を免かるゝを得ず此際斷然の處置を爲すは容易ならず唯決斷の要點は投機商に資本を貸し出して己れの損耗を甘んずるか或ひは花客の數を減する覺悟にて始めより其要求を謝絶するか二者の中其一を擇ふにあり此時に爲すへき上策は銀行家か如何ある金額迄は此投機商に金を貸して差問なきやを判斷し夫れ丈は要求に應ずへし然ども若し投機商の方に於て夫れ丈にて満足せず更に貸金を所望する時は斷然之を謝絶すへし尤も之を謝絶するに於ては彼不平の餘り其銀行と關係を絶ち世間に向て銀行の惡評を立るか故に一時甚た迷惑なりと雖ども到底投機者の身代限りを爲したる曉には一時銀行を疑たる公衆も銀行の聰明にして斷然要求を拒絶したるを感服するに至るへし

手形の割引は英米諸國に於て尋常の事業にして當手形面に記載しある承諾人并に發行人又は裏書人の身分體なるや否やを見れば足れり然れども貸金に關しては充分に借方の目的を取調べ又借方の性質は如何なるや約束の日限に於て返辨の資力を有するや否の調査を爲して始めて貸金を爲すへき者とす次に貸金を爲すに就ては可成法律上の手續に依頼せずして己れの權理を全ふるの要心は豫め爲し置かざる可からず則ち創業日尙ほ淺き合本會社にして其内部の組織も充分明瞭ならざる場合に此會社が銀行より金を借り出さんとする時銀行は此要求に應じて後來甚敷面倒を生ずることなきに非ず此場合には會社に向て資金を貸さずして其支配人の名目を載せたる約束證を取て金を貸すを便利ありとす如斯すれば萬一返濟の滞りたる時も極めて複雑なる組合法に依頼せずして單純なる一己人との貸借法に依て處分し得へきに因り大いに便利なり又支配人の方に於ても己れの借金に非ずして會社の借金ありと云ふ時は自ら謹慎の度を紊りて負債を起すの懸念もあれども支配人自らの一身上に關係する以上は會社に於て充分返辨の見込なきときは借金を起さざるなり且つ又有式の契約證

を抵當に取て金を貸すことも甚た慎むべきことあり何となれば若し期限來りて借方の金を拂はさるときは必此有式の證書を利用せざるべからず然るに之を利用せんとすれば種々法律上の手續を経過せざる可からざるか故に彼の尋常の物品の如く毫も法律上の手續を爲さずして直ちに賣却に附すべきものと同日の論にあらざるなり

要するに有式の契約書の抵當を取るには銀行家の平常依頼する法律の鑑定人に調査を托し其證書面の財産は幾何の價格ありや又法律上有効の抵當なるや否やを判斷せしめて而後可否を決すへきなり然れども大體の原則としては此種の契約證は抵當に取らざるを可とす尤も此規則と同じく必らずや例外の場合なきに非ず而て如何なる時に例外の處分を爲すへきやと謂へば是は銀行家其人の意見に依る者なれども充分此變則の處置を爲す道理あるに非されは容易に此規則に背違すへからざるなり左りなから農業を以て産業とする地方に於ては契約書の抵當は都會に於る如く左程不都合なるものと思考せられす蓋し土地の所有者か一時借金を爲さんとす

るや此地主が豫て借地人より請取るべき地代の契約書を銀行家に預けて之を借るを常とす銀行家は此契約書を以て甚だ確かなる抵當物と爲せども其れも自ら實際ありて貸金の額たる大なる耳ならず常に期限を誤らざる様注意すへし地方に在ては各人の身分并に内幕を掩蔽する能はずして世間に分明なるか故に地代の收納ある迄一時立替を所望するときには銀行家の之に金を貸すは甚だ適當の事なり尤も地主が甚だ贅澤なる生計をなし年々其収入は支出を贖ふに足らずと云ふ場合に當り契約書面の財産の價と殆ど同一なる貸金を要求する如きとあらば素より銀行家は承諾すへからず

且又銀行家は生命保険の約束書を抵當に取らざるを可とす生命保険の契約書は若しも性命を保險せらるゝ借方が自殺を爲し或は法律の爲めに死刑に處せられ或は決闘を爲して死去するか如き場合には法律上無効と爲て價なき一廢紙となるなり或は外務省より適當の許可を得ずして外國へ旅行したる如き場合にも證書は無効となる之加之ならず契約を爲す始めに於て事實を掩蔽し或は詐偽を行ひたると其後發覺すれば其證書は無効となるか故に此證書は時ありて法律上の

疑問に屬して其有効無効の判然たらざるに至るとなきを保證すへからず縱令は或人か先祖傳來の疾病を其身に譲り受け而して自ら之を知りなから斯かる疾病の有るをを掩蔽して保險の契約を取結ひたりとせんに若し此事か後に發覺の裁判沙汰とならば銀行家の預り居る契約書は効能の有無甚だ曖昧たらざるを得ず之も此種の契約書を抵當に取る一大害物なり然れども殊に甚しき不都合は保險料を納むるを怠る時は證書無効となると之れなり則ち銀行に於て此書を抵當に金を貸すとせんか借方が懈怠なく保險料を拂ふ限りは差支なければ共若し然らざる時は銀行に於て保險料を拂はざる以上は抵當品の價を維持する能はざるに至る故に抵當としては往々不都合ありと云ふへし之れ則ち銀行か貸金の事業を行ふ大體の規則標準なりとす因て之より他の規則に移らんと欲するなり

第五章 銀行家か顧客に對する注意

銀行の顧客が漸く破産の有様に陥落せんとする時は如何に之を掩はんとするも掩ふ可からざる徴候あるものなれば銀行家は常に顧客の舉動に注意し斯かる徴

候はこれなきやと看察するを要す例之從來よりも日々の預金寡く而して割引を要求することは却て大なるとか又は顧客の發行する手形が従前よりも下等なる八種に對して發行せらるゝとか或は顧客の手形の支拂の期限に及ひて未だ支拂はれざる時に速に之か支拂を爲さるゝとか如斯き有様あるを見出す時は銀行家は顧客に向ふて丁寧に道理を述べて取引を拒絶するを要す或は前にも云へる如く融通手形を發行して金を借り出すとあれども如斯きも又顧客が身代限に近くの一徴候と爲すべし且又取引を爲して割引を要求する人々は相當の預金を銀行に爲さるゝへからずとは銀行業大體の原則にして預金の高に大小あれば以て顧客の盛衰を卜するに足るなり蓋し顧客が多額の割引を爲しなから微々たる預金を爲す時は之れ非常に困難に陥り居るは或は己れの資本に比例して不相當の大事業を營み居ると云ふ事を判斷して可なり

此場合には斷然顧客と關係を絶て銀行の安然を全ふすへきは勿論なれども又時としては如斯果斷の處置を爲さず一時之を助けて次第々々に己れの貸金を取り立てる方便も未だ必らずしも不可なりとせず此撰擇をあすは銀行家に取て甚だ面倒のことなり蓋し銀行家か或る顧客に巨額の金錢を貸付たる上にて突然其借方は左程信用すへき人物に非ずして返済も甚だ覺束なき事情分明なりとせんか若しも直に貸金を返せと謂ひ或は將來に向て再び資本は貸さるゝへしと云ふ時は顧客も破産して銀行家も損を爲すなり左れば逆て従前の如く金を貸し出して信用を維持すれば益々資本を失ふの危険を犯さるゝを得ず之を決するは場合に依るとにして大體の規則を以て判斷すると能はず時としては顧客の持ち來る純良の手形のみを割引して悪しき手形の割引を拒絶し次第に危険なる取引を一掃するに在り時としては一時に貸金の返済を要求せず所謂成し崩の方法に隨て次第々に貸金の返済を爲さしむるに在り要するに縱令多少の損失は免れされども適當の方法を以て其未だ破産せざる前に一方に其貸金を減し他の一方には割引を減して自然々に銀行の權利を全ふするを勉むへきなり然るに此事たるや甚だ面倒にして面白からざる仕事なれば銀行家は動もすれば益々顧客に資本を貸して事業を營なましめ其収入より己れの貸金の取立を爲し損失を免れんと企

望し遂には非常の大金を損耗するとあり古來銀行の破産したる原因を視るに此種の損失は與て甚た力あるか如し則ち始めに於て無謀の貸金を爲し到底返済の見込なきを察するに當り此損失を免れんと欲し更に資本を出して事業を營なましめ其中より己れの權理を全ふせんとす然るに其収入の寡なき爲めに愈々損失を爲すの傾きあれば又々資本を貸出し遂には貸金の額が非常に巨額に上り銀行資本の大部分を吸収するに於てや顧客倒るれば銀行も亦倒れざるを得ざるか故に益資本を貸し出して顧客の事業を維持するも到底思ひ通りに行かすして顧客も仆れ随ふて銀行も倒るゝなり然らば則ち顧客の有様に於て破滅の徵候を見はす時は銀行家は可成其貸金を取立るを勉むべきと同時に他の一方に於ては可成迅速に之と關係を絶つての謀を爲さざる可からず

次に銀行の注意すべき要點は所謂餘分の財本の使用法に在り倫敦に在る銀行家の如きは重に株主の出したる資本金と預け主の預けたる財産との二者より成り立つ處なるか其中にて一部分は通常の負債返還の要求に備ふるが爲めに匣底に納め置くなり他の部分は或は手形の割引又は貸金の方法に因て顧客に貸出し其

利息を取るものなり殘餘の部分は則ち餘分の財本と云ふものにして之は非常の場合の準備金たるの性質を有するものなり尤も之を現金として備置くは少くなく大抵は現金に代り易き物品に此資本を下すなり今之を指示せば一部分は政府の公債證書を買ひ込むとあり他の部分は要求拂の約束にて手形仲買人に貸し出すとあり他の部分は株式取引所の株券を抵當にして金を貸し他の部分は手形仲買人が持参したる至極上等の爲替手形を買ひ込むともありとす就中政府の公債證書は自ら其賣買少く其高も隨て變更せざる之蓋し屢々公債證書を賣買し彼の餘分の財産を以て投機を試み價の差に因て利益を得んと欲するときには遂には銀行の事業に不確實なる事を來し世間に信用を失ふの恐れなきを得ず因て公債證書は一種準備金の性質を有し經濟社會自ら金融必迫の有様となり豫かじめ用意を爲して正金を所有するの必用ありと云ふ場合に於て始めて賣却するなり或は現に非常の負債返還の要求に出逢ひ公債證書を賣却せしんば此要求に應ずる能はずと云ふ場合に限るなり此他の尋常の場合に於ては若しも正金を要すること多き時は或は手形仲買人等に貸付ある要求拂の貸金を取戻すと或は爲替

手形を賣却して現金を得るなり依て此短期の貸金或は爲替手形の如きは其高動搖して或は少なきときもあれば或は多きときもあり乃はち世間の通貨の充分なるときは預り金も増加すると同時に顧客か手形の割引或ひは資本の信用を申込むとも少なかるへし此時は銀行事業の金銀を用るの必用少きか故に餘分の財産は増加するに相違なし而して此餘分の財産は公債證書を買込む爲めには用ひざるなり其理由は今ま述べたる理由の外に如斯一時突然と起りたる金の増加は永く續くへきの見込なく商賣上の波瀾に因て必ずや減却するを常と爲すか故に若し公債證書を所有する時は之を賣ざるへからず之を賣れば其價減し大なる損失を爲さざるを得へからされはなり依而之を以て手形仲買人に貸金を爲し或は手形を買込むなり但し非常の場合に當りては手形仲買人を始めとして其他の商賣人も皆な金融の必迫に苦み居る時なれば其手形は果して賣却せらるへきや又た其貸金は果して取り戻すとを得へきか甚だ危険なるか故に非常の準備としては公債證書を以て第一とす素より多少の割引は免れされとも最も正金に代り易きや疑を容れず思ふに餘分の財産を如何なる種類の物品に使用すへきやの問題は

第一利足の高低にあり第二に非常の場合に於て金銀に代る事の易きと難きとに在り第三には其割引の多少に在り去れば利足の尤も多く上がり非常の時に於て正金に代り得る事の尤も早く且又其割引甚だ少なきものは此部分の財産を投する屈竟の品物なりと知るへし然れとも一得一失にして如斯き都合好きものは少なく公債證書の如きは確實は確實なれとも其利足の少なきを如何せん手形を買込或は貸金を爲すことは利足は稍や高しと雖とも萬一の時に及んで或は其恢復を誤る如き危険あるを如何にせん又地券の如きは其利足も高く又甚だ確實なれとも金融必迫の際に於て之を賣んとすれば券面の金額より幾層の低價を以て賣らざる可からざるを如何にせん然れば此内何物を撰ぶ可きやと云へば場合に依て異なりと雖も先づ公債證書を以て第一と爲すへきか英國等に於ても多くは然かるなり

我國に於ては手形仲買人の如き信用すへき商賣人もなければ又た商賣未だ繁昌ならずして爲替手形も未だ充分に行はれず隨て之を以て餘分の財産を注ぐへきの物件となすへからざるか故に公債證書を第一の放銀物と爲す左れと利益保證

の免許を得たる會社の株券の如きは公債證書と殆んど同じ性質を有すると雖ども甚た賛成すべき物件には非ず

之を要するに銀行家は非常の要求に備ふる爲めに相當の金額を匣底に納めたる後ち又顧客が要する丈の預金并に割引を爲せる後に必ず多少の餘分の正金あるに相違あり此の者の事業に用ゆる能はざる餘分の財本は之を別て二種とし一は永久の餘財とし他を一時の餘財とし永久の餘財とは金融必迫の非常なる場合に非るよりは容易に使用せざるものにして一時の餘財とは一時の原因より預り金の増加し又は然らずして忽ち舊に復すへしと思はるゝ餘財なり尤も如斯明瞭に區別すると能はずして或は永久の餘財より正金を取り出す事もあれば又は一時の餘財を轉して永遠の餘財と爲すともあれども大體に於ては此區別あるや素よりなり而して永遠の餘財は永遠に備へ置きて差支なきものなるか故に公債證書を買置くを可なりとす一時の餘財は久しからずして之を現金に易へざる可らざるか故に英國などにては短期の手形を買入れ短期の貸金を爲すへきも手形の制度の行れざる日本に於ては先づ公債證書或は株券を抵當にして短期の貸金を

爲すを可なりとす唯顧客に向つて之を貸し出し平常よりも不相當の信用を措く可らざるなり或は之を以て株券の賣買公債證書の賣買等の投機の事業を爲すへからざるなり

第六章 銀行が金融必迫の時に處する方法

金融必迫とは手形を割引せんとして或は又公債證書若くは其他の抵當にて資本を借らんと欲するも何れにしても其目的を達し難く結局通貨市場にて金銀を得ることの難きときを云ふなり而して此金融必迫は其來るには種々の原因ありと雖ども要するに外國爲替の不利と紙幣の收縮と金利の騰貴との三事情と大抵同時に發するを常とするなり則ち外國爲替か不利なるときは紙幣收縮し紙幣收縮すれば通貨か減する譯け故に通貨の價か貴くなり金利の騰貴するなり左れば金融回復するときは亦之れと同様の順序を爲すものにして此時には外國爲替か先づ利となるか故に銀行も紙幣を増發するを得増發すれば通貨増加するか故に従て又金利も下落するなり只外國爲替か如何程利なるか或ひは不利なるかを見んと欲せば吾人に宜しく銀行にて所有する正金銀の數額を標準とすへく其額數愈々

多ければ爲替愈々利にして之れに反し益々少なければ爲替は益々不利なること
知るべきなり

金融必迫と恐慌とは甚だ密接の關係を有する者にして或ひは甲者か原因を爲し
乙者か結果と爲るともあれば或ひは甲者か結果にして乙者か原因たることもあり
金融必迫すれば何人も容易に金銀を得ると能はず而して此時には利息騰貴する
か故に従來安き利息にて銀行に預金したる者は之れを引出して更らに高き利息
に貸付けんとし若しくは其時に價の下落したる公債證書若しくは株券類を買はん
とするか故に銀行は通貨拂底の時にも係はらず其預金を拂出さざる可からず若
しも斯くの如くにして金融必迫し銀行への取付益急なるときは銀行も遂ひに其
義務を盡すと能はず或は通常の商人も金銀の得難きより續々倒産失敗し結局全
國の恐慌を起すに至るとあり之れに反し國の内外に不穩の形狀あり若しくは或
る事情の爲めに金銀の海外に流出するを見れば人民は大に恐怖の念を生して一時
銀行に迫りて紙幣若しくは預金の取付けを爲し引て全國の恐慌を呼ひ起し入々
相信用せざるの結果よりして金融の必迫を生ずるともあり

若し夫れ銀行者にして恐慌の時代金融必迫の時代に處して危難なからんと欲
せば平生よりの用心專一にして此時代に達せざる以前に在て豫しめ巧みに業務
を處理し置かさる可からず若し之れを怠れば此時代の到來するや銀行者は直
ちに大なる困難の域に沈むなり而して平時に於ける業務の處理方は此時代に於
ける處理方よりも遙かに困難なる故に銀行者は兼て注意を用ひざる可からず
是故に金融未だ必迫せず通貨市場の尙ほ緩漫にして公債證書株券類の價格尙ほ
景氣好き時に當り銀行者は謹慎して決して怪しき手形を割引せず又粗雑なる抵
當にて貸金せざると甚だ肝要にして或は求めて金銀を貸出さんとし或ひは顧客
の歡心を買はんとて妄りに割引する等の所爲ある可からず彼の死債若しくは疑は
しき貸金を取立て若しくは薄弱なる顧客を遠さくるは實に此時に在り又此時に
於て貸金を爲すには其期限長かる可からず抵當は直ちに賣却するを得ざるか如
き物品にては不可なり又金融必迫の時に非常に其價格を下落する様の物品にて
も不可なり之れに反して割引を爲すには期限の短き善良なる手形を探り貸金も
極めて短期の者を選ふへし斯くの如き割引貸金は必ずや其利息安かるへしと雖

とも到底は銀行者に利益なくんはあらざるなり
 今や進んで恐惶起り金融必迫する場合に當り銀行者は如何に働くべきかを論せんに其

第一 は貸出しを盛んにするに在り

何人ど雖ども此事に關して初めて心中に起る所の感覺は全く反對なるに相違なし則ち己れの準備金の上に公衆か次第々に要求を爲すべき傾向あるか故に貸し出したる金は何程にても成るべく之れを取り立て取り立てたる金は成るべく世間に出たさす己れの準備金を増加して以て公衆の要求を待つべしとは誰れしも先づ考ふる處あり然れ共銀行の專業に熟練したる者の承知する如く此策略は決して世間の信用と我か銀行の信用を維持すべき適當の方法に非らざるなり凡そ不信用ある言葉は只某は金錢を所有すると少なかるべしと云ふ想像に過ぎざれば此評判を鎮定するか爲には疑はれたる者は自分の力の及はん限り十分金錢を所有すると云ふとを示さざる可らず己れの權利者に向て活潑に金錢を支拂ふべきは勿論苟くも相當の信用にしあれば如何なる人にも金錢を貸出して以て公

衆に己れの方を示さざる可からず或は節儉し或は貯蓄するは此の時代の以前に在り畢竟平生に於て儉約及び貯蓄を爲すは斯かる場合に臨み十分之れを使用するか爲めなり
 凡そ不信用は初めの程は此銀行こそ怪むべしと云ひて特別の銀行に關するに非らず况んや多額の準備を所有する種々の銀行に於ておや多額の準備を所有する銀行は其信用最も厚く一層下等の銀行よりも甚た鞏固なるか如く見ゆ而して恐惶の初めは世間に於て漠然たる評判を爲すに過ぎず則ち甲銀行は此頃財産を失はざるか乙銀行は從來の如く其會計を維持するや等の漠然たる評判か世間に行はるゝなり而して銀行家の方に於ても己れか世間の評判に懸かり居るや或ひは然らざるや己れの世間に對する信用は従前の如くなるか或ひは減少せるか等の考へを起して自から心を傷たましむるに過ぎず然るに恐惶の念愈々増長するに至れば此信用は益々烈しくなり益々廣くあり従前よりも數多の銀行を疑ひ従前よりも烈しく疑はるゝに至る之れを以て熟鍊ある人々は恐惶の尙ほ幼稚にして未だ盛んならざる内に己れの信用を固めんとを務む斯くして下層の銀行家は未

た金融か必迫せざる内に成るべく多分の金額を一層上等なる銀行家より借り出ださんとして尋常の商賣人も其信用を維持する爲めに成るべく多分の金額を銀行より借り入れんとし而して銀行家の方に於ても容易に之れを拒絶すると能はず若し之れを拒絶すれば彼の銀行は金庫空乏なりとの評判を受くるに至ればなり

多額の準備金を所有する銀行は前にも云へる如く平生準備金を所有する目的は己れの所有する責任を盡くす爲めのみと思惟す可からず他人の爲めにも自己の準備金にて責任を盡さんことを心掛くるを要す若し慥かある抵當あらば如何なる商人に對しても小銀行に對しても亦た手形仲買人に對しても自由に之れを貸出すへし恐慌の盛大なる時に於ては一人破産すれば其影響は千人万人に及ぶ故に此派生の倒産を防かんとならは先づ其根本と爲る銀行の破産を救ふとを必要とす千八百二十五年の恐慌に際し大英銀行は如何にして之れを鎮定したりやと問へばハーマンと云へる人其時には出來へき丈けの手段を盡して公衆に貸出すことを爲したり又從來決して行はざりし方法に於て金錢を貸出したり先づ株券を

抵當にして金を貸し又大藏省證券を買て金を出し又此證券抵當にて貸金を爲せり其他直接に割引を爲したるは勿論のと大に爲替手形を抵當に取て金を貸出したり要するに恐ろしき恐慌か將さに全英國を襲撃せんとするを見たるか故に力の及はん限り公衆を助て義務を盡さしめ間接に己れの安寧を圖かりたりと云へり此療治法は甚た當を得て僅々一兩日中の内に恐慌の擾騒は全く鎮定し倫敦市中は其靜かなること恰も大風の後の如くなりし

恐慌に關する問題は獨り銀行のみに關する問題に非らず商業全體に關係する問題なり凡そ商賣人は皆借金を負へる者にして己れに對して發行せられたる手形の金額を拂ふには他の商賣人に對して手形を發行し之を割引して以て其義務を償却するの外なし言を換へて之れを云へは總て商賣人は安危共に金錢を借るとの自由なると不自由なるとに在り而して所謂豪商なるものゝ如きは尤も多く金錢を借るものにして若しも其融通の道斷絶せば忽ちの間に破産するとあり而して少しにても恐慌の徴候あれば皆平生よりも多くの金錢を借らんとを思ふか故に銀行の力にても是等の商賣人を満足せしめんとならば甚だ迷惑なからず大に

貸出たさゝるを得ず若し之れを貸出たさゝるときは破産失敗續々として起り従て恐慌を増長し其結果は銀行家自身に迄て及ぶなり
 要するには恐慌は或る人か其義務の返還を要求せらるゝも之に應ずる能はざるへしと云ふ評判より來るもの故に出來へき丈けは是れ等の嫌疑を受けたる人々を救助して要求次第に其借金を拂はしめ以て人心を鎮定すへし之れを爲さんには極めて僅少なる金額あれば足れり然れども恐慌の未だ盛んならざるべきに疑はれたる銀行を助けずんば其等の銀行仆れて恐慌増長し始めの程は二三人を疑ひし者か終ひには千百萬人を疑かふに至る故に此時に及て是等の人々を救はんとするには莫大なる金額を要するとなり然れども金錢を貸出して救ふときは其困難は勿論なりと雖ども尙ほ或ひは恐慌を沈めて其結果は己の銀行に及はざるの見込あり然れども貸出たさゝるときは此の僅かなる希望も之れなきなり
 準備金を所有する銀行にて夫れより下等の銀行を救ふへしとは是れ迄論し來れる所なれども其時に必ずしも準備金を減するの必要なきなり大抵恐慌は下等の銀行迄ては攻め來たれども多額の準備を有する銀行に及ぶとは稀なり左れば此

信用厚き銀行にて己れの信用を抵當にすれば金銀貨を用ひさるも公衆を救助するを得へきなり即ち一商人にても或は一銀行家にても己れの借金を拂ふが爲に大銀行より金を借らんとすれば必ずしも夫れ丈けの金銀を取出すを要せずして只々己れの帳簿の上に借金だけを貸金として記載すれば可なり尤も貸方に於ても是非とも正金を返せとあらは止むを得ず之れに振出手形を渡して金銀を引出さしむへきも大銀行の信用厚き以上は只帳面上の移記のみにて貸借を濟ますとを得るなり又万一金銀を引出たしても其金銀は再ひ銀行に預けらるへし故に危急存亡の時に際し銀行か公衆に對して貸金を増すは只管ら銀行の責任を増せば可なり準備の正金銀を蒔き散らすの必要なきなり千八百四十四年以前に恐慌の起りたる時は大英銀行は公衆に己れの約束手形を貸付て一時の急を救ふたるか故に其準備金は殆んど全く減少せざりし之れ則ち非常のときに際して銀行の振出手形及び約束手形が大に金銀の欠乏を補ふ所以なり併しながら斯くの如く責任を増加するも同額の準備金を減するよりは大に優れりと雖ども然れども亦甚た危険のとなり若しも恐慌か増長して其銀行を疑ふに及ばし之れに處せ

んと益々困難ならざるを得ず

如何なる防禦をなすとも恐慌にして極點に達すれば其効能殆んど之れなきなり
此場合には多額の準備を所有せる銀行は準備金を所有せざる銀行に比すれば猶
能く長く其生存を保つとを得べしと雖ども遂には相率ひて亡ひざるを得ず信用
の要點は己れの金錢を使用するにあらずして借金を利用する者なるか故に
若し一時貸方か其貸金の返却を要求するときは如何なる完全の銀行と雖ども到
低破産を免かれず蓋し信用は其利ある代りに又た其危害あるは免かる可からざ
るなり然れども成るべく其害を避けんとすれば平生より多額の準備金を備へ直
接に之れを貸し出し之れに基く信用を得其信用に依て金融の必迫を補ひ恐慌の
極點に達せざる内之れを鎮定すべきなり

今茲に金融必迫の時銀行者か己れの貸金を取扱ふとに付き注意すべき要條の一
二を列擧せんに

甲金融必迫の來たらんとするときは期限の來たる貸金若しくは要求の權利あ
る金銀は之れを取り立て尙之にて自己の義務を拂ふ能はざるときは公債證
書其他の證券を賣るか若しくは之れを抵當として借金を爲し以て自己銀行
の鞏固を圖り置くべし

乙金融必迫にして來たりたるときは己れの權利に屬する死債若しくは其他の
貸金を強て取り立て或ひは割引業を減縮せんと甚た無要なり畢竟斯くの如
くするときには世人をして彼の銀行の庫中は現時空乏せりとの疑を抱かしむ
るに過ぎず只平生よりして遠さげんと思惟し居りたる顧客の關係を絶つに
は金融必迫の時を以て好機會とすべし

丙金融必迫の際銀行は勉めて貸し出しを爲すべしと雖ども之れ又無暗に貸金
すべしとのとにあらす不確なる事業手形抵當或は不慥かなる顧客には素よ
り貸出さざるを良しとす而して其貸金を謝絶するには成るべく巧くみに之
を謝絶すべし若し謝絶して顧客を怒らしむる等のとあれば此顧客は憤怒の
餘に其愚痴或は悪心よりして様々に其銀行を傷けんと企て或は彼の銀行は
將さに破産せんとするとか或ひは支拂を停止せんとするとか其他色々の風
聞を造り其銀行を害するは勿論愈いよ金融必迫と人々の不信用を煽動する

に至るとあるなり

丁時としては一銀行か他銀行よりして貸借を引受くることあり例之は甲は乙銀行の信用ある顧客なれども乙銀行か十分甲の需用を充たすと能はざるか爲め丙銀行に取引を依頼するに至るか如し此場合に於て丙銀行か十分資力を有すれば之に融通を與ふるとも可なれども尙ほ其顧客の信用すべきや否やを辨別すると最も必要なり若し之れを等閑に付して取引を初むれば往々非常なる失敗を醸すとあるなり

且又他銀行の不廻はりなるに乗し大なる融通を與へて其顧客を誘ひ己れの顧客と爲さんとすることは策の宜しきを失するものにして新たなる顧客に勉むるよりは古き顧客に一層善く勉むると遙か得策なり双方共に十分に勉むるとを得は此上なしと雖ども此場合なりとて自から強て求むるとを爲さず若し先方より求め來たるときは十分先方の身元を確めて後始めて取引を始むべきなり

戊平生手形仲買人に手形の割引を依頼し居りたる商賣人にして金融必迫の時

に至り止むを得ず銀行に救助を仰く者あり蓋し平時は銀行よりは仲買人の利息安きも金融必迫のときは仲買人の資本欠乏する故に従て利息の割合も銀行より高くなるなり故に敏捷なる商賣人は平生善良の手形は仲買人に向け仲買人が受取らざる手形を以て銀行に持參する者さへあり然れども金融必迫して銀行者が止むを得ず割引を慎むと云ふときに第一に謝絶すべきは則ち是等の商賣人が持參したる手形なりとす但し銀行にして十分の餘裕あり其手形も十分善良なる時は利息を高くして其望みに應ずるも可なり元來恩惠は危急の場合に於ては一層有難味を感じるもの故に此際善良なる商賣人の望みに應ずれば此商賣人は從來に於ける自分の失行を悟り將來其銀行の善良なる顧客たるに至るとも之れあるなり

己金融必迫の際は己れの平生に於ける顧客に貸出すも大いに謹慎を加へ決して之れを妄りにす可らず或る顧客は銀行に要求して曰く我々は現時十分の財産を有すれども今瞬間に金銀を手に入るゝと能はざるか故に殆ど支拂ひを停止するの止むを得ざるに至れり乞ふ貴行に於て一時の救助を與へよと

銀行則ち其望みに應せるに少くして又來り同し口實を以て再ひ貸金を要求するとあり而して是れか三度四度になり銀行も幾度も之か要求を聞く譯けに行かす而して其顧客も遂に融通を得ず破産し爲めに銀行に大なる損失を加ふるとあり銀行家たる者は大に愼まざる可からず

庚金融必迫に際すれば銀行は從來の預け主より其預金の利息を引上げんとを求めらるゝなり是れ實に尤ものことなれば銀行は其求めに應し相當の點迄に其の利息を引上げざる可からずと雖ども新らたに高利を以て預かるには定期預の外は決して妄りにすべからず何となれば當座預けならば金融愈必迫すれば其預金は直ちに引出さるゝか又は然らされば預主は更らに不法の利息を附せんとを要求すへければなり且又利息を引上ぐるにも必ず相當の點に止むへし何となれば餘り非常に利息を高くすれば公衆の爲めに銀行の庫中空乏せさるかど疑はれ公衆は更らに之れに預金を托せざるのみならず却て從來の預金迄をも引出すに至るへければなり

且又通貨市場の取扱ひ方は更らに困難なる者なり其理由は内國の信用の動搖より起る所の恐慌と輸出入の不平均の爲めに金銀の濫出する場合は往々一時に起りて内外より銀行の準備を減するとあり即ち或る國に於て平生多分の米を産出し國民は自國の米を食したるに一旦凶年飢歲ありて米の産出甚た小く止むを得ず外國より米穀を輸入すると爲り此突然の輸入の爲めに國に對する義務を増加之れを支拂ふ爲めに銀行紙幣を所持するもの又は銀行に金錢を預くるものは皆銀行の金銀と引換へて之れを外國に運送するなり之れと同時に其準備金の減少するを見て大いに驚き一刻も早く銀行より正金銀を引出さんとして取付けを爲すなり此場合には假令ひ平生よりも多少多くの貸金を爲して一時を救はんとするも甚た困難なり而して銀行家の之れに處するは自ら其方法あり則ち

第二 割引貸金の歩合を引上くへし

恐慌の時に當り金銀が銀行の庫中より取出さるゝや強ち海外にのみ流出するに非ず其一半は公衆の手の中に入るとなり故に此場合に當ては割引貸金の歩合を高むへし斯くするは則ち銀行か預金の利息を高くすると同し事なれば公衆は一且金銀を取出さんとせしも後ちに其利息の多くなるに至るを見之を取出さる

のみならず却て從來公衆の手中に存したる金銀も預金として銀行に入るともなしと云ふ可らず又海外に流出せんとする金銀も暫らく其足を留め加之外國の資本は利息の高きを見込んで國內に流入する結果あるべし然るときは外國爲替も我れに利となり銀行には愈々金銀増し金融は回復し従て恐慌も止むなり往昔は銀行者は全く之れと反對の意見を持し金融必迫の時に利息を引上ぐれば一層の必迫を來たすへしとて却て利息を引下くることを爲せしが是甚たしき誤謬なり正金銀は通常の物品と同しく其價の高き處に集まる者なれば金利内國に安けるは其高き外國に流出すべく内國に高ければ安き外國の資本は我れに流入するなり故に今日に於て銀行上の經驗漸く開けたる爲め若しも斯の如き場合に遭遇せば直ちに利息を高くし國の内外より金銀を呼び入れ以て銀行の準備を増加し恐慌を未だ旺盛ならざる内に鎮定するなり顧みれば千八百六十二年より千八百六十五年に至るの間に於て英國は海外より非常に木綿を買入れたる爲め貿易上の大不平均を來し金銀は大に海外に流出せんとしたりしに英國の銀行は利息を高め外國資本を呼び入るゝとを勉めたる故恐慌の難を免かれたりと云へり

第三 銀行の報告準備の金額を公にすると

之れを聞く英米諸國に於て各銀行大抵は準備金を公報するの習慣なりと雖ども其中には甚だ曖昧にして信し難き者ありと例へば自己の匣底に一片の金銀を藏めずして尙ほ且つ何萬圓の準備金ありと唱へ世人を瞞着するもあれは或は現金の名稱を金銀のみに限らず公債證書其他の證券を以て現金と云ふこともあり故に世人は銀行の廣告に於て假令ひ現金若干と記載するも果して同額の金銀を有するやを其幾分は金銀にして幾分は書類なるやを知るに苦むか故に公衆は敢て其廣告に信用を置かざるなり或は一時は此事も銀行家に取て便宜となるやも知れされど到底は甚しき失策なるを免かれず其報告が明かにしてこそ初めて世間の信用を受くへけれ苟くも然らざるに於ては公衆は平生より此等の銀行を厚く信用せざるか故に一旦恐慌にして發生するときは假令ひ其準備多きを世人に知らしめんとするも世人は之れを信せず争ふて取付けを爲すに至るなり

第七章 合本銀行と私立銀行との別

曾て前に合本銀行の利益私立銀行に比して大なる所以を論したり故に今此節に

於て二種銀行の性質上組織上に於て異なる所ある所以を説きて以て其の區別を明かにすべきなり而して其の區別は左の如し

第一は組合人の數の多少とす 一個人の銀行乃ち私立銀行にては組合員は必らずしも一人なりと云ふ次第にはあらざれども一人以上數人の間にあり現に英國等にては六人を以て之か制限とするなり之に反して合本銀行の方は其株主の千人あるも一萬人あるも法律上之を問はざるなり要するに私立銀行は組合員の數少なく合本銀行にては其數多しと云ふ差別あるなり

第二は銀行資本金の永久なると一代なるとの差別なり 則ち英國にては私立銀行の組合人にして或は死亡し或は破産するとあらは兼ねて銀行に差出せる資本金は之を銀行より引き退くるなり由て銀行の資本は減却せざるを得ざるなり之に反して若しも合本會社の組合員か或は死去し或は破産をなすとあるも此人所有の株券は之を他人の所有に屬せしむるを以て銀行の資本は以前と異なる所なし唯た甲の株券を乙に於て之を所有するに至りたりと云ふ迄なり

第三は其理事法か私立銀行にありては少數政治の組織にして合本銀行にありて

は多數政治の制度なるの差異あるものとす私立銀行の場合には若し一人にて之れに従事するときは則ち獨君政體の有様なり而して或は五人或は六人にて組合をなすときは是れ寡人政體の軀裁を有す尤も如何なる銀行も二人或は三人にて萬般の事務を管掌施行する能はざるか故に一個の私立の銀行と雖も其役人小使にこそ勿論多數の人物を使用するなれ是等は所謂事務官にして政務の主權は全く二三人の手にあるに相違なきなり之に反して合本銀行の場合に於て或は二百或は三百の株主あり此人々か一同銀行に従事するとは實際行なはれざるのみならず假令其の行はるゝとしても銀行事業に熟練經驗ある者は甚た僅々たるか故に其中より適當の政務官即ち支配人を撰擧し又之に頭取副頭取を互選せしめ之に銀行の理事を委託し全軀の株主は毫も之に關係せざるなり英語にスリーピング、パルトナルと云ふとあり直譯すれば睡眠中の組合人と云ふとなるか其意味たるや全軀全般の事務は二三の人に打任せて他の人々は之に關係せざると恰かも熟睡して知らざるか如き形狀あるを評せる者なり然りと雖ども最上の主權は少數の支配人にあらずして一般の株主に存在するを以て平生こそ萬事萬端支配人

會議に打任せて干渉をなさすと雖ども事あるときは株主總會に於て之を議決して支配人に實行を謀らしむるなり又支配人は皆な此株主總會の撰舉に係るを以て支配人も此總會に對して充分に行政上の責任あるあり實に此二者の關係は宛も共和國の政務官と一般人民の關係と一樣にして平生に一般人民も左程政務に干渉せざれども大統領撰舉の場合其他重大なる事件の出來するときは一に此撰舉權所有者の意向に因て決するとなるか合本會社に於けるも之に類する所甚た多しとす

以上陳述する所の三個の要點則ち組合員の數の多少資本の永久なると一代なると及び理事の方法か少數政體なると多數政體なるとは則ち合本銀行と私立銀行の分岐する所なりと知る可し吾輩は是より特に合本銀行の理事上に規則標準となる可き管理法を列據す可し

第八章 合本銀行の管理方を論ず

吾輩は乃ち是より進んで合本銀行の管理方を論ずべし

第一合本銀行は皆な多少の拂ひ込みたる資本あり

實際事務を始むる前に資本の幾分を拂ひ込むは其事業の確實なりと云ふことを示す一の證據あり殊に無限責任の場合ならざるときは之を必要なりとす又無限責任の時に於ても其必要少しとせず

然り而して亦此資本は此事業に比較して何程を拂ひ込ましめて可なるやとの問題續いて起るなり蓋し餘り僅少なる資本を有するときは銀行に害あり此場合には銀行は微々たる銀行にして到底發達の望なきか故に獨立したる合本銀行とあるより寧ろ他の一層大なる銀行の支店となるに如かず若し夫れ其資本の小なるにも係らず大に紙幣を發行し大に預金をなし大に貸付或は割引をなすときは一旦損失をなすときに當り其資本と一掃するに至るへし

然れども其資本の餘り大なるも亦不可なり此場合には資本の有り餘りて用ひ盡されざるに由り取締役人等は利息を多く得るの目的を以て危険なる抵當品を預りて資本を貸すに至る加之投機の商業に關係し遂に損失を被ふるに至る故に銀行は相當の資本を以て事業を始め其發達するに従て資本の額を増す可きなり如斯すれば事業と資本との釣り合を得るなり

然らば實際に於て事業の増加に従て資本の増加を計る方法は如何と考ふるに二つあり一は差當り必要の入費丈の株券を發行し事業の増加に従ひ増株をなす也二は差當り必要の資本より餘分の株券を發行し置き事業の増加と共に拂ひ込みをなさしむるなり是故に第一の方法に因れば株券は實際の資本を代表すれども第二の方法に因るときは券面の金額は必ずしも實際の資本を表代せず券面上百萬圓の資本と雖も若し其實際の拂ひ込みにして十分の一ならば資本は僅かに拾萬圓たるに過ぎず漸次に拂ひ込む可き株券は之を名義上の資本と稱ふるなり或る人は此名義上の資本を發行するとに付て大に反對をなしたれども別に不都合あるを見ざるなり其人の説によれば銀行は五十萬磅の資本ありと號し而して實際の拂ひ込み金は其一部分なるか故に人民は之を誤解して實際五十萬磅の資本集るとなし不十分なる銀行を信用するの患あり故に名義上の資本は之を禁して皆實際となし資本を増すときは此實際資本を増すに如かさるなりと云へり然れども如此誤解は之を説明すれば直ちに分明なるとなるか故に如此き論は措て問はさるも妨げなし只實際の取扱上に於て名義上の資本の仕組は都合能きや否や

と考ふべきのみ而して之は甚だ都合能き方法なり此方法なくんば銀行は始めより多分の資本を集め非常の事に備へざる可らず則ち未だ事業の大ならざる中に大なる資本を有せざる可からず去れば迎始め事業の少きに從て資本を少ふすれば一旦事あるに際して資本を増さんとするも又得可らず然るに此方法に依るときは平生は株主の手に置き資本の入用なるときは拂込を命するの權あるが故に資本と事業とは相伴ふとを得て危険を冒すと少きとを得るなり之に反して第一の方法は新規の株券を發行するとなるか是に伴ふ弊害は前にも述べたる如く危急存亡の秋に當つて直ちに資本を集むる能はざるにあり若しも強て之を集めんとすれば其株を安く賣らざる可らず乃ち高き利益の配當をなさざる可らざるに至る此外に或る論者は不賛成の論をなして曰く第二の法に従へば券面の金額は甚だ少からざるを得ず故に社會に信用なき微々たる資本家か其株主となるに至る隨て社會の事務上に不都合を生すべしと云へり併しなから英米諸國の實例に由れば此弊害殆んどなく券面金額多ければ資本家か株を持つと少なく其金額少けれ

は之を持つ多しと云ふまでなり列へは一株十磅の銀行にては平均一人の資本家か五十二の株を所有して四百磅を拂ひ込み而して一株五磅なる場合には株主人に就て百十七株を所有し五百八十五磅を拂ひ込たりと云ふ場合往々之ありと云ふ故に此弊害は左程憂ふるに足らず憂ふべきは困難の中に資本を集むるの難きあり第二に合本銀行は支配人の會議に由りて支配せらるゝものなれば支配人のとに就ても注意せざる可らず

通例支配人は株主總會に於て株主中より選舉せらるゝものとす而して其資格は大抵何株以上の株券を有せざる可からずと定むるなり此理由は他なし若しも支配人か株券を所有せずして一般の株主と利害を共にせざるときは會社の利益を後にして己れの利益を先きにすへけれども既に大に株券を所有して會社の盛衰と自分の利害とを同くすれば自然亂暴をなさゝるなり然れども此外に銀行家たるに必要な性質あつて株主たるものは選舉の際に此等の性質を備ふる人を選舉せざる可らず今之れを列舉せん

其一世間に信用ある人を要す乃ち支配人に信用なき銀行に金を預ける人もなけ

れは又名譽ある商人は如此き銀行と貸借上の取引をなさゝるなり

其二商業上の見聞ある人を要す則ち商業上の通例の事務に達したる人にして初めて満足に銀行を整頓するを得べきなり而して此等の人の中にも既に商業を止めて退きたる人を撰むと甚た肝要なり何んとなれば現在或る事業に従ひ居るときは其人は公平なる能はずして己れの事業のみを利益ある事業と思ひ込み己れの同業者に割合に多く金を貸して他の人を不取扱ひにすることあり亦假令其事なしとするも顧客の中に其疑惑不信用の行はれて事務の圓滑を失ふものなり併しなから商賣社會を脱したる人は誠に少く亦之れありとするも銀行家たるを悦ばざる者多し此の如きときは實際商業に従事する人の中に最も高等の地位評判を得たる人を之に充つべきなり

其三銀行の支配人は極めて正直なるを要す何となれば多く金錢を預るか故に之を以て己れの商賣をなすの傾向あり且又他の株主に比すれば銀行のとに關して見聞多きか故に之を利用して己れの利益を謀るの傾向あり此人情に打勝て銀行の利益を謀り公衆の利益を計るは最も正直なる人を要するなり

其四支配人は金銭上に於て豊たかなる人物を要する也若し夫れ支配人にして貧乏なるときは己れの預る金銭を使用して投機商業を爲す者往々之れあり且又支配人が己れの銀行より資本を借出すともあり併しなから是れは最も怖るべきとにて之れを豫防するには支配人は己れの銀行より金を借る權利なしと約束するを宜しとす此約束は甚た効能ありと雖も猶惡事をなさんとすれば種々の方法を案出し得べきか故に先づ支配人は金銭上困難せざる人なるを要す

其五支配人は銀行の事業に注意する人なるを要す英國などにては銀行の事業に注意をなさざる人々か支配人に撰はれ又自らも承諾すると往々之れあり是れは法律上の約束に一致する爲めに惟た名義を借るのみにして實際の事務は一人若くは二名の支配人に委任するの目的より起る者なり然しなから多數の株主を代表する支配人は之に應じて多數ならざる可らず乃ち其株主の利益を代表する人々の間に相談して初めて株主全体の利益を計るを得るなり然るに其内一二のみ事務をなして足れりとし他の人は之に打ち任かして毫も顧みざるは甚た不都合なるとなり殊に支配人の會議には壯年の者と晩年の者と交ゆると甚た肝要なり

乃ち此二者か互に相牽制して始めて善き相談も整ふなり若しも晩年の人なれば新しき手續を發明し或は活潑の處置を要するとき甚た不満足なるものなり之れに反して若き人々のみなれば兎に角議論の一方のみを見て全般に眼を注ぐと能はず利益の點のみを見て弊害の點は見逃すの傾向あり加之のみならず若き人は是れより社會に事業をなして新に名譽を得んと欲するより其地位に於ても種々の目論見をなす傾向あるのみならず利害の上より觀察しても亦種々の目論見をなさざる可らず晩年の人は既に社會に地位を得たるものなれば其地位を守るに汲々として只管ら事を爲して或は一旦得たる名譽を失んとを怖れ兎も角控へ目になるものなり故に此老人と少年と共に相談をなすを必要とす之をなすには勢ひ五六人の支配人を要するなり乃ち名義上の支配人にあらずして眞實の支配人を要するなり

第三合本銀行には理事と稱する高等の役人あり

合本銀行か適當に處置せらるゝと否とは此理事と支配人との間に交際上の義務を充分に盡し又互に信用すると否とにあり理事は其人の經驗より又其役目の大

切なるとより論するも支配人の尊敬を受け支配人の信任を受く可き権利あり惟に給料若くは賞與金のみにて之に酬ゆるのみならず支配人と殆んど同等の地位に置かざる可らず若し支配人の尊敬信用を得ずんば集會の節に於て銀行の安寧に關する事柄をも斷然として虚心平氣に論する能はざるに至る又顧客に對して應接を爲すときも自ら重んじ自ら頼む志なきときは其義務を充分に盡す能はず常に支配人の鼻息を伺ひ而して顧客の爲めには輕蔑せらるゝに至る故に理事を取扱ふは之を信用するのみならず支配人の朋友知己の間に於ても常に其人の性質を稱揚せざる可らず理事に價値を増せは隨て銀行信用も鞏固となるなり而して理事たるものは種々の事柄に通し又正直ならざる可らず理事を撰擧するには其人の商業上の能力を標準とすべし左れど財産の多き故を以て或は交際の廣き故を以て理事を撰ふと云ふとは甚た不都合なり銀行の實驗によらずして唯た財産若しくは交際の關係に於て之を撰擧するは恰も蒸氣機械の機關士に蒸氣の性質も知らず又機關の運轉も知らずして唯た漁船漁車に乗て旅行するを好む人を撰むと一般なり

今日に於ては理事の職に當るものと雖ども必ずしも理事一方の人なるを要せず或は己れの利益の爲め又は慰みの爲め他の能力を養成するも可なり又理學文學に精はしきものにして理事たるもの之れなきにあらざる然れども只一つ誠む可きとは政事上の事柄に預りて著しく力を現すと之れなり其理由は第一政事上の事は甚た密雜なるものなるか故に之れか爲めに大に時間を費すなり第二には局外に立たずして或黨派の人となるときは或部分の人民に怨まるゝものなり又顧客の中にも感觸を害するものなり第三に政治上のとは人の心を激昂するものなる故に其性質自然に激しくなり銀行事業を爲すに必用なる平氣虚心を失ふに至るべし

此外に理事は顧客に對して丁寧ならざる可らざると併に決斷の力大なるを要するは前に述べたる處なれば此に言はす尙一言言ひ残したるとは理事は株主に對して信用を置き何事をも打明けて相談すべきは勿論なれども株主の事業の有様又は帳面上の有様を人に談す可からず株主相互の間に之を通す可らず又銀行の顧客の金錢上の有様も之を秘密に藏むるを要す

第四合本銀行は支店を有するものなり

六人以上結社して銀行を設けるとを得すと云ふ法律の英國に行はれたる間は支店銀行殆んどなし然るに合本銀行の設立を許されたる後に及んでは或る町に本店を置き支店を地方に設くるに至り而して銀行の信用確固となるに及んて其紙幣の如きも地方に流通するに至れり此支店の仕組の利益を擧ぐれば左の如し

(一) 公衆に對し信用の度を増す何となれば資本も巨額にして且つ又人員も多きか故なり例之へは今五十萬圓つゝの資本を有せる銀行か所々に散在するとき其各箇の信用は左程迄に厚からされども五百萬圓の資本を有する銀行一ヶ所ありて其支店所々に在るるときは本店及び支店の信用を博すると前者よりも大なり

(二) 送金に便利なり則ち獨立の銀行なるときは代理の契約を他銀行と締結するとか面倒なるのみならず次第に依ては互の間に信用さへ成立たさることあり然るに自家の銀行にして本支店の關係を有するときは隨意に爲替の取組を爲すことを得從て時間を省き瞬間に爲替を取扱ふことを得るなり

(三) 獨立の銀行を立てんとするも其地方か商業餘り隆盛ならざる場所なるときは支店銀行の方便なり則ち支店銀行に依る時は獨立の銀行か到底其會計を維持するに能はざる程の微々たる地方にまで事業を擴張するを得るなり又支店銀行を設くるは獨立銀行を設くる程の手續を要せざるのみならず若し獨立銀行を設立するときは公債等も十分準備し又役員も一と通り備へ置かざる可からず從て夫れ々々給金を要すれども支店銀行なるときは本店の信用にて之れを維持するに足り役員も澤山を要せず

(四) 支店銀行なるときは獨立の銀行に比すれば資本の分配も容易にして金融の道も一層能く開通すへし獨立したる銀行にては一地方の金融に餘裕あり他に不足なるときも彼是其金銀を遞送して金融の繁閑に應せんと至て不便なり

(五) 理事の方法も亦能く整頓すへし是れ本店も支店も同一躰なれば人を選擇する時に適任の人を得へきも獨立の小銀行にては左様に行兼ねるとあり前者なれば株主も多く資本も多きか故に十分給料を出して適任の人を雇ふことを得へし且又役員之責任より見るも獨立なれば專斷に流るゝ所爲あれども支店にては本

店銀行の監督を受くるか故に斯くの如き弊なし

(六) 支店にては其役員に出世の希望あり則ち己れの勤め方次第にては本店則ち大銀行の重役に迄て榮轉するを得るが故に平生勤勉なり以上は支店銀行に付ての重なる利益を列擧したることなれども又翻て其害を見れば

(一) 或る一支店が取付けに逢へば全躰の信用を動かすなり即ち一支店にして取付けに逢ふときは其本店は勿論幾千百の支店に迄も忽ち其影響を及ぼし信用を害するなり

(二) 支店の取締りの上に於て或は怠り或ひは不適當にして失敗を來すときは同じく全躰の信用を害す其理由は多くの支店となるか故に其中には必らず不適當なる事務家あるを免かれず而して一支店の失敗は全躰の失躰を來すとあるなり

(三) 凡そ己れの事業を擴張せんとを圖るは人情の常なるか故に支店銀行の役員も此弊を免かるゝと能はずして本店より之れを戒むるも聞き入れず只管ら己

れの關係する事業を擴張するとのみを勤め益々本店の金を引出すの傾きあり而して本店に於て至急金を要する場合に支店より之れを取立てんとするも一時に之れを纏むると能はずして遂に本店の破産を來すとあり

今や又た獨立の銀行の利益を擧ぐれば

(一) 獨立の銀行は本店との關係なく全く獨立の業務を營むか故に地方々々の人情に應じ又必要に應ずるとを得るなり

(二) 獨立の銀行には上より下迄役員が揃ひ居る故監督も善く行届き爲めに取扱ひの上に不都合を生ずると少し

(三) 獨立銀行は他と關係なき故假令其地方に於て恐慌が起るも他の地方に迄波及せず左れば又一方の資本のみを以て其恐慌を鎮定するを得へし

(四) 殆んど同等の獨立銀行が所々に起るへきか故に其間に自から競争の行はれて今日往々あるか如くに二三の大銀行が連合を爲し社會公衆の利益を後にして己れの私利を圖るの憂少し之れに反して支店銀行制度は前述の如き利益ある上代議政躰の組織なる故に役

員を擇むにも能く適當の人を擇むとを得又其撰擧の方法も公平なるとを得れども獨立銀行には獨君政跡の害なきを得す尤も獨君政治の組織にすれば時に明君の出つるとなきに非らずと雖も其人没して其政治上の明君は始終出てざるを常とする故動やもすれば暗愚なる相續人出て、銀行の破滅を來すとあり其他資本少きを以て大事業に當たると能はざると役員の所爲か多數の株主の批評する所となる少きを以て動もすれば大勢を忘れ或ひは我儘勝手を爲し失敗を來すと等も獨立銀行の弊と云ふを得べし

要するに此兩者の利害得失は容易に判斷する能はずして時と事情に依て其是非を決す可きのみ併しなから經濟社會愈々進歩して合本の事業漸く行はるゝ泰西諸國に於ては獨立の小銀行は日に月に消滅して支店の銀行之に代て起るの有様あり之れ英米に於ては支店の銀行は獨立銀行の制度よりも適當なるを證明するに足るなり

第五合本銀行にては年に一度或は二度支配人の集會に於て利益の高を報告し又其分配の方法を報告す

凡そ純益金中よりは先づ第一に利益の配當金を取り上げ之れを株主に渡すを常とす然れども純益金は必ずしも悉く配當金とはならずして其一部分を積み立て金として備へ置くなり此積立て金の目的は或人は誤て銀行負債の準備金と見做すものあれども決して然らず其目的は利益配當の平均を計る爲めに備へ置くなり即ち今年利益甚た少にして通常の配當金に及ばざるときは此積立金の内より取出して不足を補ふなり然れば幾許を積立金とすへきやは取引の有様にも因るべく從て利益不足の有様となる危険の程度に依て定むるものなり然れども時として一方には充分なる利益の配當をなし他の一方には相當の積立金をなして猶ほ餘りあるとあり此場合には勿論餘分を以て利益配當の額を増加すへし或は臨時の配當をなすへし又は夫れを資本金に加ふるともある可し之を暫時々の摸様に依て決するとなるが大體に就て云へば若し銀行の資本金が甚た僅少なるときには之を以て資本金に加ふるを善しとす然れ共資本の額充分なれば臨時の配當金として株主に渡すを善しとす通常の配當金を増加するは甚た危険のとしして年々歳々同一の割合を以て配當を望むに至る故に充分の見込立て之れより後年々

從來の配當高より多分の配當をなし得へしとの覺悟あらさるときは臨時の配當金に止め置くに如かさるなり

或る株主は往々誤りをなして曰く凡そ利益は其時の株主の間に分配すべき等なるに之を積立て置く時は或は將來の株主に利益となりて當時の株主は之か損をなすとありと云へり即ち株主か永く其株を賣らすして久しく株主たれば早く取るべきを遅く取る迄なれども若しも其株主か他の人に株を賣ると云ふ如き場合あれは古き株主の利益は新しき株主に奪ひ取らるゝに至るなりと云へり然れども實際決して然らず現在の株主か其株の利益を積立置くときは之を買はんとする人は積立金のなきよりも高く買ふなり即ち積立金を捨る代りに己れの株を高く賣るの力あり之に依て銀行か臨時の配當を公告する迄は株の價甚だ高けれども之を公告したる曉には其價忽ち下落するなり

實に銀行に於ては充分の利益配當の準備金を備へ置くことを要するなり若し此積立金なきときは利益の配當年々動搖して一定せず時としては毫も配當をなす能はさるともあらん然れども此積立金ありと云ふ評判あるときは銀行か假令損を

なすも其信用は動かざるなり若し之のみならず道德上に於て積立金あるときは其銀行の名譽を増すものにして其銀行の事務は甚だ能く整頓したりと云ふ證據となるものなり

此れ迄は理論上に於て合本銀行の注意すべき要件を述べたるか之れより一步を進めて英國に於ける諸所の銀行か如何にして倒産をなしたるやと云ふ其原因を穿索し以て以上の議論の證據となすべきなり

第九章 合本銀行の破産する原因

或人は謂らく合本銀行の續々閉店をなす以所は約束手形を非常に發行したるか爲めならんと云へり然れども實地に就て見れば破産したる銀行は大抵約束手形を發行せざる銀行なり或る人は曰く合本銀行の破産甚しき所以は微々たる資本を以て大なる事業をなすに因ると云へり然れ共實際に於ては破産したる銀行は大抵莫大の資本を有するものなり或人は曰く合本銀行は代議政體なるか故に無主義不道德の人か株主を欺て支配人となり己れの株は甚だ少きか故に利害の感覺少なく因て一般株主の財産を浪費して己れ一身の利益を計る傾きあるを以て

人情となす故に合本銀行は續々閉店すと云へり然るに實際に於ては破産の銀行の支配人は皆な名譽あり皆な尊敬すべき人となり而して破産の爲めに尤も大なる害を蒙りたるは一般の株主にあらずして支配人其人なり

或人は破産の原因を穿索して合本銀行にては銀行事業に關係なき投機商業に従事するか爲めに失敗を取るもの多しと云へり然れども合本銀行は其規則に於て事業を銀行事業の一事に限り他に手を出すと能はざるなり尤も私立銀行にて投機をなしたることあれども合本銀行にては此規則を犯したる例なし只一の例外の場合はアイル、オフ、メンと云ふ銀行のみなり然らば則ち何か故に合本銀行は荐りに破産をなすやと問へば皆理事の方法其宜しきを得ざるか爲めにして制度其れ自らの弊害と云ふ可からざるなり依て之より其重なる原因を述べんと欲するなり

第一他の銀行か性質の慥かならざる事業を引受くると之れなり千八百三十六年の頃に當り英國に於て合本銀行の續々所々に設立せられたる一大原因は無数の私立銀行の合併にありたり則ち百三十八の私立銀行は獨立の營業を捨て、種々

の合本銀行を設立せり其中或は已に成り立つ合本銀行に己れの事業を賣り拂ふたるもあり又は直に私立銀行を合本銀行に變したるもあり

大抵の場合には此等の連合は双方に取りて利益あり一方には私立銀行か己れの維持する能はざる事業を賣りて其價を取り其株主となりて將來の利益を得たり之に反し新たに起る合本銀行は年來の事業を買ひ得て經驗熟練ある私立銀行の銀行家を頭取或は支配人とするを得たり

然れども往々其賣買か新設の合本銀行に取りて害を來たすことあり其理由は性質の宜しからざる帳面を適當の吟味をもなさずして引受け之か爲め損を來せるにあり英國の西方に當りて或る合本銀行は地方にある一私立銀行を巨額の價を以て買受け又其帳面をも買受けたるか其帳面は當時は甚た慥かなるものと認められたる處數年後に至りて借方は破産し合本銀行は大なる損をなせり其實例はノーズン、エンド、セントラル銀行、アイル、チブ、ワイド銀行の如き其實例なり
第二或る銀行は不動の抵當を取りて金を貸し之れが爲めに損をなしたるもの多し

此不取締りは大抵の銀行に於て其罪を犯したりと雖も尤も甚たしき者は貿易の繁昌なる處の銀行なりニユッカツスルの銀行は大抵石炭礦を抵當に取り其他の大工事を抵當に取て金を貸したり又リリス及びマンチエストルの銀行は水車及製造所を抵當に取りたり如此抵當貸しの甚た不都合なるとは前にも述べたるか實際に於ても其の通りにして其結果眞に宜しからず第一に其返済甚た六ヶ敷か故に之れに基きて爲替手形を發行し之を倫敦市上に於て割引せり而して其期限の到來するに於ては新しき爲替手形を割引し其金を以て以前の手形の返済をなせり如此すると屢々にして遂に金融必迫の秋來り舊の負債を返すに新負債を以てする能はず遂に仕拂を停止したり

次に如此抵當は時に由ては甚た慥かなりと雖も商賣上の有様に變動を來すときは其價は貸金の額より大に下落する者なり甚しきは一毛の價無きに至る然とも此害は此に止まらず此物品は絶へず用ひすんは其價を下すか故に銀行は其事業を維持するか爲めに益々貸金をなすの傾きあり例之は石炭礦の如き或は水車の如きも此類なるか故にニユッカツスルの石炭礦は銀行に於て之を維持しマン

チエストル近傍の水車は同じく銀行に於て之を維持せり其東印度に於て藍の製造所を抵當に取りたるが爲に止を得ず銀行に於て之に就事するに至れり此等の仕事は絶えず運轉せざる以上は其價の下落するを以て抵當に取たる銀行にては其抵當の價格を維持する爲に其事業に迄手を出すに至る然れ共不慣れの銀行家か之に従事したりしとて其目的を達す能はざるのみならず益々損をあす者也

第三或る銀行は投機商業に就事する人民に貸金をなし或は割引をなして破産をなせり

ニユッカツスルアクイティンと云ふ處にて破産をなしたる銀行の中二つの銀行は穀物等に金を貸して大損失を蒙りたり穀物の投機賣買は貸金に非ずして寧ろ爲替手形を以てする者多し則ち或る商賣人は或分量の穀物を買ひ之を他人に賣り渡し之に基きて爲替手形を發行し之を割引して資本を得又此を以て米を買ふ如此すると度々なるか故に極めて僅少な資本を以て大に穀物を購買するとを得るなり故に一旦投機商業の紊れて投機商の豫め計るよりも非常に穀物の價ひの下落するときは是迄銀行にて割引したる手形は皆な其返還を得ずして投機商も

身代限をなし銀行も亦連類の困難に陥るなり此他鐵道會社其他の會社の株券に付て投機を試むる人民も甚た危険の種類の顧客にして往々銀行に大損失を來すものなり

猶一言すへきは銀行は顧客に對して永遠の貸金をなす可からず又顧客が營業をなすものに資本を貸すへきものにあらず要するに一時の立替を爲すの目的を有するを要す而して此立替の甚た大なるときは一種の抵當を取るへしと雖も其抵當たるや甚た確かなるものを要して假令如何に騰貴するの見込あるにもせよ投機の物品は之を拒絶せざる可からざるなり

第四或る銀行は非常の場合に處する爲め相當の準備をなさずして破産をなしたるものなり

準備金なくして破産したる銀行は大抵前に述べたる不都合をなさしりしと雖も己れの資本のあらん限り事業を擴張して非常に處する爲めに公債證書も備へず大藏省證券も又爲替手形も備へさりしなり此故に破産をなしたる者あれば或は破産をなさしる前に相當の手續をなして解社をなしたるもの甚た多し要する

に資本と事業との間に常に一定の割合を定め置き事業の増すに従て資本を増すか又資本を増す能はずんば事業を抑へて資本と相當ならしむへし次に非常の出來事に處する爲めに準備金を置かざる可らず而して最後に注意すへきは銀行の有様を鞏固にして假令成效をなさしるも毫も公衆に迷惑をかけずして己れの會社を解散するの餘力を貯ふるを要するなり

第五時としては不適當なる人物を撰擧して會社の役人とあしたるか爲めに損を醸したることあり

合本の銀行は英國に於て起りたるとスコットランドに於て起りたるときは其趣を異にし蘇國にては自然々々に發達したりと雖も英國にては突然と成長せり故に始めて此種類の會社の英國に起るや會社の頭取或は支配人は皆な實際の事業を知らざるものなり只僅に之れを知るものは從來の獨立銀行の役人なれども之れは反對の地位に立つか故に合本銀行へ雇ひ入るゝと能はず加之實際の事業に従事する活潑ある商賣人も前に言へる道理に由て銀行家たるに適せざるに由り銀行の支配人となりたるものは醫者代言人或は軍人或は豪農並に退隱したる商

賣人が支配人と撰はるゝとにして實際銀行の事業を知らず又商業上の習慣もな
く其不適當なるは勿論にして最も經驗ある銀行家と雖も此新しき制度に従て事
を取るに困難なるに斯の如く素人同然なる人物は到底充分の働きをなす能はさ
るなり

最も適當なる理事を得たる場合には支配人に經驗なきも左程危険ならず此理事
は支配人を教育し支配人を忠告するか故に五六年の間に銀行の事業に通ずると
となるなり因て合本銀行が英國に起る後五六年間は支配人の無學なるにも係ら
ず理事其人を得たるか爲めに左程困難を見さりしなり

然るに合本銀行の續々成り立つに及んで適當なる理事の需要は其供給より大に
して之を見出す能はさりければ從來合本銀行の行はれたる蘇國に向て理事の供
給を仰かんとせり然れども此理事は英國に移住するを恐れて蘇國銀行は重
なる役人の給料を上げて之れを防ぎ止めたり由之蘇國より英國に來る銀行家は
大抵銀行の事業を知らざる者のみなり只其中幸にして適當なる理事を得たる所
には繁昌したりと雖も反對の場合に於ては理事不適當にして支配人は無經驗な

れは其結果は甚た宜しからず

又或る場合には餘り下等の地位の人を理事に推擧したるか爲めに大なる不都合
を來せり何となれば上等社會の支配人に對して下等社會の新任の理事は其意見
を言ひ張ると能はず從て公衆も之を輕蔑し甚たしきは支配人自ら之を輕蔑して
商賣の發達を妨ぐればなり然れ共今日に至りては此弊風既に其跡を絶てり
他の場合には支配人自ら手を出して事を取るか爲めに熟練ある理事をして其技
能を現はすと能はざらしむ理事は銀行上の熟練經驗ある人なれども己れの頭
上に不熟練無經驗の支配人を戴く故に會議に出てゝも其説を聞かれず名義こそ
理事なりと雖も其實は書記たるに過ぎざるなり茲を以て理事は其義務を果すの
機會なくして只々命を奉して事務を採るとのみとなれり是れも合本銀行に失敗
を來したる一原因なりとす

第六或る銀行は株主の處置宜しきを得ざるか爲めに其事務の取扱ひを誤りたる
ものあり

理論上より云へば合本銀行の仕組は甚た不都合なる有様にして熟練經驗ある銀

行家は熟練経験の少なき支配人會議の意思を代表し而して支配人會議は更らに熟練経験の少なき株主全體の利益を代表するとすれば若しも株主總會に於て銀行家の處置に嘴を入れるゝと甚たしければ其銀行は爲めに失敗せざるを得ず只大抵は株主は所謂睡中の株主にして全く事業に關係せざるか故に銀行も成り立つなれど時としては株主が大に干渉を爲すとあり之れか爲め銀行全體の破滅を來したる例も少しと爲さず

或る場合には株主の稱賛の爲めに心を動かして支配人は支損を爲すとあり前にも云へる如く株主は人情として利益配當の多きを望む者なれば利益の配當を高くし臨時の割付金も多くし市場に於て株券の價を高かゝらしめ又は増株を爲すに付ては額面の金額を以て現在の株主に株を賣渡すと云ふか如きときは株主は最も支配人を稱賛するか故に支配人が只管株主の人望を得んと欲して種々危険なる金の貸し方を爲し其他準備金等をも十分に備へさると爲りて終に破滅を來すとあり此弊害の殊に著しきは殆んど同等の地位に在る銀行が同一の場所に於て競争を爲すの場合なり此場合には兩銀行の支配人が皆世間に向て利益

配當の大なるを誇り随つて株券の價格の高きを示さんとの熱心より平生の謹慎と注意とを打忘れて激烈なる競争を爲すに至る而して其結果たるや双方共破るゝか假令ひ又生き残る者ありとするも双方に非常の損害を來すものなり之れに反して或る場合には株主の攻撃の爲めに動かされて無謀の處置を爲すとあり

吾人の知るか如く銀行の事業と雖ども時としては案外の損失を爲すを免かれず只損を爲すを恐れて堅固一方を目的とするか如き銀行は素より發達して大利益あるを望む可からず而して若し損失のあるときは之れを償ふ爲めに株主に配當すへき利益の多分を流用するとあり尤も平生より準備の積立金を備へ置くか故に左程株主に迷惑を掛されども此積立金の一部分を以て損失を償補せんとするや忽ち所謂暴風雨の集會なる者起りて株主の間に議論甚た洶々たり而して株主は一心甚た喜ひずして快々として會場を退散するなり之を以て支配人は大に其感覺を刺撃し之れを恐るゝか爲めに假令ひ損失あるも株主は之れを隠蔽し正直明白なる報告を爲さゝるか爲めに終に銀行の破滅を來すとあり若しも其初めに

於て株主は寛大にして支配人より損失の報告を聞くも怒らず相當の所分を爲すときは決して破産の域に陥らざるへしと思はれたる場合甚た多しとす或る場合には株主の忠告の爲めに支配人か其正當の途を失ひたるとあり輒もすれば株主の中にて用心深き類の人々は銀行の支配人に向て成るべく節險を爲せよと命ずるとあり而して節險の第一の目的は役員の給料を減せよと云ふに在り然れども一家の經濟に於ても價の安きものは必ずしも安き品物にあらずる通り役員給料を減するは却て不經濟の場合甚た多しとす其理由は役員給料安きときは兎角預り居る金員を竊かに私用するの恐れあれは政府の官吏に相當の給料を與へ置くと同じの理由に於て銀行の理事にも割合よき給料を與ふへし之れを惜むは却て損失なり加之理事の給料少くして貧乏なるの世間に知れ居るときは支配人の集會の時にも理事の威權は自から輕くなりて其意見の採用せらるゝと少なし又支配人か平生も彼れを尊敬すると少なかるへし富豪の顧客は之を卑んで銘々の内幕を打明かさるゝへし貧乏の顧客は割引貸金を謝絶せられたるときは惡口雜言を云ふへく而して其下役も理事の命令を

聞て之れに従ふと少なかるへし然れども殊に有害なるは理事其人の感觸の上に惡しき影響を引起すに在り同じ理事にしても給料を多分にするときは事業も善く擧かり給料不十分なるときは事業も左程擧からざるものなり而して其一の原因は如何なる度に迄己れか他人の尊敬を受け居るかと云ふとを判断する有形の標準の錢を餘計取ると少く取るとに在るなり故に給料の少きときは己れか輕蔑せられ居るとを感觸するか故に始終不愉快にして事業擧からず之れに反して給料を多く取るときは自から恃み自から重もんする心を發するか故に其仕事も亦渉取るなり時として株主か一層甚たしき説を立てゝ支配人の給料を減せんと云ひ出すと往々あり然れども斯の如き議論は甚た他人の感觸を害するものなり何んとなれば支配人の給料を減せんとを議する會議の中に支配人自からも出席し居るか故に大に其心を傷たましめて將來銀行の事業に妨げを起すなり而して破産したる幾多の銀行の事情を調査するに支配人の給料高きに失したる爲に失敗したりと云ふ事實あるを見ざるなり之に反して若し一層多分の給料を與へたるならば銀行は其の失敗を免かれたる可しと思はしむる事情は却る少なからずと

するなり或人は支配人の地位を以て名譽の地なりとし無給料にて其職を務めしむへしと主張すれども之れは銀行に取て不躰裁のみならず又策の得たる者にもあらず若しも支配人が相當の給料を取り居らば其職務を怠たりたる時は相當の處分を爲すべくして充分なる責任あり尤も支配人とも爲るべき身分の人は假令充分に給料を與へても又不充分の給料を與ふるも斯かるには頓着せずして事務に勉勵すへしと云ふ者もあれども之れは實際に背きたるの論なり乞食に錢を與ふるときは如何なる惠多き人と雖ども己れの有用なる資本の内より之れを出たさゝるべく皆餘分の内より之れを與ふるなり之れと同しく支配人が無給料にて職務を盡すときは銀行に時間と勞力とを施す者なれば其施す部分は他に用ゆるに途なき時間と勞力を義捐するに相違なし然らば此名譽ある人をして充分力を盡さしめんとするには相當の給料を與ふる方却て經濟の甚だ宜しきを得たる者と謂はざる可からず

又或る場合には相當の給料を支配人に與へざるか爲めに只た出勤時間の骨折りを爲して其他には毫も心を用ひず甚だしければ出勤時間には必らず來り退出の

時間には必らず歸へり夫れ丈けは寔とに褒むへしと雖ども其間の勉強に至ては甚だ僅少なるとあり然れば此點より見るも給料を與たへざるは不都合なるのみならず支配人の感觸の上に於て大なる差響を生ずるなり支配人が己れの事業の甚だ有効なるを銀行に於て充分に知り假令ひ資本は乏しくとも種々才覺して適當の給料を拂ふときは支配人の銀行が己れを信するとの厚きを曉るか故に受取る給料よりも割合多き勉強を爲すとあり若し給料を與へざれば銀行が支配人の盡力を必要とするや否やを判斷するの標準なきか故に喜んで事務を務めざるなり是れ則ち株主の吝嗇よりして銀行の破滅を來たすものにして眞正の儉約法を知らば決して斯かる禍ひに陥らざるへしと思はるゝ所以なり

第七支店銀行の管理行き届かざると

支店銀行の管理行き届かすして英國銀行の失敗したると多し

- 一 簿記整はず各支店の記帳の方法互ひに相異なりて判別に難かりしと
- 二 支店の役人其任に適當せざりしと
- 三 支店と本店との間に亘る支配人の權力及び其區域曖昧なりしと

四 週報を本店に報告せず甚たしきときは年季報告をも怠りたる
 五 特殊の事件の起りたるときにも一々之れを本店に報告せざりしと
 六 本店よりは検査員を派出せざりしと
 等の原因に依て失敗したり

故に右等の誤りなき様銀行家は注意すべきとなるか殊に支店が能く其権限を守りて本店の命令に従ふとは肝要にして之れを怠れば必らず失敗の原因を爲すなりノルザンアンドセントラルと云ふ銀行の支配人が國會の委員より諮問を受けたるとき答へて曰く大失敗を招きたる支店銀行にては大抵理事が支配人の命を守らざるに依ると兎に角本店の銀行が支店銀行に向て十分の監督を爲さる以上は銀行全躰の運動圓滑ならず左れば支店に支配人を置くは甚た宜しからずとの説もあるなり若しも支店に支配人會議なるものあるときは自から支店銀行の権力強大になりて理事一人ならば專斷を行はざるべしと思はるゝ場合にも支配人會議あれば却て專斷を爲すこと多く中央の本店より命令を遵奉せずして自分か勝手氣儘の所爲を逞しくするなり此の故に支店銀行に支配人を置くは

銀行の關係を擴張するに必要にして又理事に其れ々々の注意を與ふるとに付ても甚はだ肝要なれども結局其所爲か專斷に流るゝと云ふ傾きあるより英國などの銀行にては支店には多くの支配人を置かずして支店は全たく理事の監督の下に在り是故に本店銀行の理事は只た本店銀行のみに止まらず總て支店銀行迄をも監督するの權利を有し若し止むを得ざる場合或は便宜のときには支店の理事に向て回章を發し其命令を支店の理事に執行せしむるなり

合本銀行の理事法に關して是迄述べたる種々の失策は固より合本銀行に固着して離る可からざる失策には非ず此種々の失策は偶發の出來事にして未だ曾て合本銀行の原理を知らざりし人が新たに英國に於て之れを設立したるか爲めに熟練經驗なき所より來たしたる者にして之れを避けんと欲せば素より避け得へき失策なり今日に至ては合本銀行の仕組も古くして其主義も亦明瞭なれば英國に於ては再ひ斯る災害に陥らざるへしと希望するも決して不道理にはあらざるなり

第三篇 政府が銀行に對する政策を論ず

第一章 銀行の危害

銀行の利益は頗る大なり然れども退て之を考ふるに天下多數の人民が悉く同一の銀行を信するに至れば爲めに銀行の公益を増加すべしと雖も又甚た危険の之に伴ふあり若し其銀行にして責任を盡すと能はざる場合に陥らば之を信するの諸銀行及び其他の権利者は間接に或は直接に甚しき損失を被むらざるを得ず又他の一方に向ては從來此銀行或ひは此他の銀行より資本を借用して商業を營みたる商人の如きは突然其資本の原泉を失ひ亦相次て破産せざるを得ず之れを形骸にて示めずときは此等の銀行が相連絡する形は恰も圓錐形を倒にしたるか如く其基礎は至て小なれ共只信用の作用大なるか故に其仕掛けも成り立ち居れり故に僅少の現金を基礎とし其上に廣大なる信用の繋る者あり言を換へて之れを云へば非常の多額の借金を僅少の現金にて維持し居るなり今若し貸借の多寡を計算上より見るときは銀行は借りたる金銭を貸し居るとなるか故に貸借共に其額同一にして而して其借金を拂ふには貸金を取立て之れに充つるを得るか

故に格別借金の支拂はれざる様の不都合なきに似たり然れども銀行にて紙幣或ひは預金の集まりたる分を貸し出す時は概ね定期貸しを以てし其最も永きに至ては年餘にも亘たる分あり然るに之れに反し銀行の重なる借金は其期限定まらずして要求拂ひの分多きなり故に何時取付けらるゝやも知れされは豫しめ幾分の準備金を置くなり而して此準備金にて其要求に應ずるときは素より何の申し分もなしと雖ども若し準備金か不足のときは一方の貸金を取立て、之に應ずる譯に行かす大に困難を來すなり例へば今千萬圓の紙幣を發行し則ち世人の借金するに同して出すときは其紙幣たる勿論何時取付けに來たるとも之れを支拂ふと云ふ約束を負ふ所のもの故に銀行か自分に之れを利用して世間に出さんとするに當ては前以て準備金を備へ置かざる可からず又た預金の集まりたる分も悉皆は貸出さず平生其額の三分の一位をは之を自分の手元に留め置き預け主より受ける不時の要求に備へざるべからず蓋し銀行の貸金は期限か來たらされは再たひ手に戻らざれども銀行に對しての公衆の取付は不時にして且何時にても支拂はさるべからざるが故に銀行の借金と準備金との差額大なれば大

なる程銀行の利益も亦多けれども之れには又た以上の如き危険が随伴し來たるなり

然り而して今之を歐米の實例に徴し彼の國人の同しく信用する銀行が其義務を盡すと能はずして不景氣不融通不信用の極則ち世の所謂商業上の危急なるものを引起したると是ありやと問はゞ曰く有りと答へざるを得ず實に大英銀行の如きは千八百二十五年同しく三十七年同しく四十七年同しく五十七年及ひ同しく六十七年の諸年に於て其負債返辨の義務を盡さず爲めに全社會を擧げて殆んど破産の慘狀に陥れたり米國にては一個の大銀行ありて全國人民の信用を收攬するもの之れなしと雖ども同一の銀行にして多數人民の金銀を預るもの少しと爲さす而して此諸銀行が相率て倒産の慘狀を呈出したるは決して一回に止まらず千八百〇九年同く二十五年同く三十七年同く五十七年若くは六十一年同く七十五年の諸年に於て米國の重も立ちたる銀行は其返辨の義務を盡くす能はず社會の不景氣不融通を惹起し産業上に非常の危急を來したり然り而して銀行か返還の約束に背戻すること其原因は暫らく置き其近因は恐慌の二字に在り抑々恐慌

とは英語の所謂パニックを譯填したるものにして用意義の所在を考ふるは他なし某々の銀行は此頃其準備甚た減少したるを以て焉んぞ近日の内に預け主の要求あるも之に應じて返還の義務を盡す能はざるに至らざるを知らんやとの疑懼なり蓋此疑懼の念一度公衆の心を冒すに於ては忽ち其道理心を弱らし敵軍の襲來と風聲鶴唳も辨別する能はさらしむ此故に恐慌の情念一度公衆の腦漿を壓制するに於ては人皆狂奔癡走周章狼狽して銀行に至り一時に義務を盡さんと命す然れども銀行事業の性質たる他人の金銀を預て之を匣底に藏むるにあらす更に別人に貸附して利息を收むるものありとせば銀行と雖ども豈に突然の大要求に應ずるを得んや其返還の約に背戻すると素より期すへきとなり

今や更に進て此恐慌の依て起る原因を問へば實に千差萬別にて一言以て命指すへからず而して之を古今の歴史に徴するに二三の銀行ありて先づ失敗をなし爲めに世人をして疑懼を他の銀行に及ぼさしめたるもあり或は外敵襲來の風説ありて一般の不安心を來たして銀行の上に不信用を惹起したるもあり此他の原因枚擧に暇あらされども或は五年を経或は八年を経て必らず起る所の危急の

如きは大概貿易上の不平均に原因するを以て常となし蓋し貿易の恰も其平均を得る時に方てや金銀の出入殆んど無からん然れども一國の輸入遙に輸出よりも少なきか如き場合あらば金銀は即ち濫出せざるを得ず蓋し平常に於て社會の金銀は大概銀行の匣底に藏り信用の書類之に代て世間に流融するか故に濫出の金銀は即ち銀行匣底の金銀にあらざるを得ざるなり

是に於てか金銀か銀行の匣底を去て皆外國に赴くを見れば公衆は忽ち疑懼の情を發して某銀行の準備金は既に如此く減したり寧んぞ知らん其銀行は須臾の間に破産せざるを其の未だ破産せざるに先たち速に金銀を引出すに如かすと即ち狂奔して銀行に至り交換を要求し果して如此くんは銀行の困難思ふへし其金銀は唯に外國に出つるのみならず其幾分は去て公衆の握中に入らざるを得ず然らば即ち銀行の倒産は決して怪むに足らざるに非ずや

第二章 預金銀行の危害を豫防する方法を論ず

吾は既に銀行の公益を説けり且つ又之か公害を論じたり今や此公害を避くるの方策を講究す可きの時期に際せり然り而て之を講究せんとするや豫め銀行事業

の危険を分て二種とあすを以て便宜なりとす

一 發行銀行の弊害

二 預金銀行の弊害

言を換て之をいへば紙幣交換の要求に應ずる能はずして爲めに危険を惹起すること是なり二は預金返還の要求に應ずる能はず爲めに危険を惹起す事是なり然れども紙幣交換の結果と預金返還要求の結果は殆んど同一にもあり且つは紙幣のとは後章に論するが故に茲には單に預金銀行のとのみに付て論すべし

今ま銀行か一度に紙幣を取付けられ若しくは預金の返還を申込まるゝときは立派なる大銀行と雖ども忽ちに破産し從て此下に在る諸銀行及び諸銀行の關係ある金融會社續々相踵て仆るゝに至れば其害や世間一般に蒙らざる所なし左れば政府たる者は宜しく之れか救助に干渉すへきものなりとの論生するなり而して此論分れて二となる

一 紙幣に關する監督

二 預金に關する監督

政府が預金に對して如何なる監督を施すを可となるやとの議論は甚だ六ヶしき處なれども是迄の學者並ひに實際家は專ら紙幣の方にのみ注意し銀行論の著書の如きも大抵は紙幣論に外ならずと然れども預金のとたる極めて肝要なるものにして銀行の興敗に關する所甚だ大なり元來紙幣と預金とは殆んど其性質を同くし双方とも準備金を銀行に備へ置くものにして預金を支拂ふと能はざるるときも其結果は紙幣を支拂ふと能はざるるときと少しも殊なる處あらず殊に我國銀行が開店若しくは停止若しくは合併等の不幸に遇ふも皆な預金を取扱ふ法の宜しきを失するに由來すると多しとす他の一方の紙幣取付の如きに至ては斯くの如きとなく國立銀行の紙幣は日本銀行にて引受くるのみならず抵當物として公債證書を大藏省に預け居ると故假令銀行は破産することありとも反古紙とならず左れば國立銀行に向て紙幣を取付くものとは之れなきなり只預金に至ては何人も之れを保證するとなきが故に時々取付けあり而して銀行が失敗するも此預金を支拂ふこと能はざるに出づるなり即ち銀行の事業たる最初は紙幣發行の方なれども世間の有様の發達と共に預金事業の必要は益々大となるもの

なり夫の紙幣を發行するは固より必要の事業なるに相違なければども今日に及んては預金のと決して紙幣發行に譲らざる重要な銀行業たるなり

此の預金に付ての政府の政策を論ずるに二あり

一 放任論

二 干涉論

放任論者の主唱する所を聞けば曰く金を預かり若しくは貸出しするは元と是れ一種貸借の契約たるに過ぎされは政府は宜しく之れを放任すべく決して干涉を容るへからず若し之れに干涉するときは理窟上八百屋器械商其他百般の商業にも同しく干涉せざる可らざるに至るへし何となれば八百屋器械商其他の如く銀行も一介の商業たるに外ならされはなり元來政府が八百屋其他通例の商業に干渉せざる所以は他なし商人等は自己の利益よりして十分商業上の徳義を守り亂暴なる業を爲さず而て又其の一方に於ては買入は自己の損益に關するとなるを以て賣買の際十分の注意を爲すへければなり若し夫れ之れを以て八百屋以下を放任し置く理由なりとすれば更らに銀行に對して同一の理由を推し及ぼさずん

はあるへからす即ち銀行も一の商業なれば優勝劣敗の理を鑑かみ銀行者は自から猛省して謹慎を加へ而して顧客も其取引に十分干渉すへければなりと之に反して干渉論者は曰く大凡そ銀行業は其仕掛け頗る大なる者なれば通常の商業と同一視すへきに非ず通常の商業なれば取引するに當ても相對の相談に打ち任せて可なれ共銀行業に至ては然らず其仕掛も大に其事業も入り込み居ると故一私人は取引の際に一々銀行の身代の確否や内幕の事情を詮索する譯けに行き兼ねるなり故に政府は之を放任し置く可らず例之は時計商か時計を賣買するか如き單純なる場合に於ては時計商は悪しき品物を賣らば其事忽ち現はれて自分の店の不信用を來たさんと云ふとを恐れて敢て不徳義のとは働らかさるへく又顧客は十分品物を吟味して買ふか故に假令時計商か不徳義の所業を爲すと雖も其奸計に陥るとなかるへし故に此際には政府か之に干渉するに及はず獨り時計商に限らず其他之と同じき通常の商賣の場合なれば夫れにて可なれとも特別の場合には左様の譯けに行かざるとあり夫の航海業の如き則ち之なり蓋し航海業とは畢竟は一種の商賣に相違なき故に前の場合と同様なるに似たれとも然れ

ども茲には他に考ふへき譯柄こそあれ則ち船舶か堅牢なるや否やは乗客思ひ々々の勝手に任かすへしと云は、云へ本來是等のとば乗客か知るところを得ざる故に政府は宜しく豫てより船舶を検査して其堅否を鑑定し客人を乗するも安全なりと思はるゝ船丈けに營業船たることを許して以て一般の危険を防ぐへし若しも之を放任し置くときは公衆は造船術に暗きか爲めに誤て脆弱なる船に乗込み破船や沈没の危難に逢ひ甚たしきは十百人の財産生命を失ふとあり今日遞信省にて船舶のとに干渉するも此理由に出てたるに相違なし而して彼の銀行業に至ても公衆は敢て深く銀行のとを知らざるを以て妄りに不確なる銀行と取引し遂に損失を爲すとあり故に政府は平生銀行に干渉し公衆を保護すると必要也と右の二つの議論の中何れが策の得たる者かと云ふに之を決するにも多少の議論を要するなれと概して云ふときは先づ放任論の方可なり何となれば船舶の如き有形物なれば政府か之れに干渉するも甚しき誤謬なきを得へし併しなから無形の信用を基礎とする銀行業に至りては政府か一々之れを判別すると甚た覺束なきなり若し果して政府か預金に關し相當の干渉を爲さんと欲せば何如なる標準

に依るべきや到底是れそと云ふ標準は得難かるへし例之は法律を以て預金の準備金を預金に對する三分の一に規定し是非共之れたけを銀行に備へ置くことを命するも金融の都合に依りては銀行者は此高より上下せされは實際不便なるとあるなり則ち或時は三分の一の準備にては不足なるともあれば又或る時は多きに過ぎ貴重なる金銀を全く無駄に遊ばせ置くに同じきともあらん加之ならず此方は紙幣の準備に比例準備法を設けしむると同一の弊害あるを免かれず何そや他なし原と準備金は機に臨み變に應じて之れを使用すればこそ之れを備へ置くの必要あるなれ若し三分の一丈けは必らず保存せよと云はんか危急の場合には準備は十分ありなから使用するを得ずして徒らに破産するともあらん左りとして又た之れを使用すれば法律に背違する責を免かれず豈に不便ならずや尙ほ其他にも弊害多きとなるか要するに銀行の如き掛引の敏捷を要する事業に干渉すれば政府は單に其目的を達せざるのみならず若し之れに干渉すれば銀行者の自由の働らきを妨害し兼て其發達を妨害すると少なからざるか故に我輩は通例の商業に於けると均しく銀行業に關しても政府は放任の政策を取らんとを希望する

なり

殊どに政府か其干渉を謹むべきは銀行か尙ほ幼稚なるときに在り其幼稚なるときは兎角政府は之を保護せんとの意より或ひは又其他の事情より之れに干渉せんとを企つるものなり然れども是れ甚た後ち々々に不都合なるとにして若しも一旦此時に干渉を初むれば是れそ双方の惡因縁となり後世に至り其不都合を見出し其關係を絶たんと欲するも絶つへからざるに至る

然れども從來各國政府は大抵此失策に陥るれり即ち政府は或る一二の銀行に初めより特權を與へ或ひは之れを保護し政府の財政の欠乏するときは之れより借金に餘裕あるときは又之れに預金し終始相提携し來たりたるか故に今日に至ては如何にも分離し難き譯柄とこそはなれり左れば政府と銀行とは殆んど一身同躰の有様となり若し銀行にして破産すれば政府も從て破産の域に沈まざるを得ざるを以て政府は種々様々の方法を以て之れを保護し且つ其破産を防かざるを得ざるに至るなり

斯くの如き結果を生ずるか故に之れより後ちは其銀行は半官半民の建物の様に

相成り人民は此銀行を見ると他の銀行の如くならず却て此銀行を以て政府と同一物視するに及び此銀行は遂に銀行社會の專制君主として仰かるゝことゝなるなり英國の大英銀行佛蘭西の佛蘭西銀行日本の日本銀行の如き皆な然り英國に在ては公衆盡とく大英銀行を以て金融市上の專制君主と思惟し諸銀行も皆之れと拮抗する能はず止むことを得ず之れを己の首領として立て置き何事も之れに依頼するの有様ありて諸銀行の準備金も此の大英銀行に輻湊し大英銀行は今日英國中各銀行の準備金の倉庫と爲り居れり左れば各銀行は勿論公衆の運命大英銀行の運命次第にて決するに於て而して一朝大英銀行破産するときは各銀行や公衆が大なる損失を被むるのみならず政府も亦た破産の域に陥るるか故に政府は今日大英銀行の紙幣發行のとのみならず預金事業に迄ても種々干渉し居るなり

蓋し特別保護なるとは商業上の一大害物にして若し此事あれば社會の競争を杜絶し商業の發達進歩を害すると幾許なるを知るへからず故に我輩は銀行業に付ても之れに干渉し若しくは之れに特別保護等を與ふるとなく初めよりして斷然

之れを放任せんとを希望すれども一旦各國政府の如く干渉政策の失計を履み來たりたる以上は最早致し方なし此上は今更之れを止むる譯に行かざる故只其特別の銀行に特別の責任を負はしむるを爲さるへからず

茲に謂ふ責任とは何ぞや則ち恐慌の起りたるときに當り其特別銀行即ち中央銀行か力を振ふて恐慌鎮定の責に當るの義務を云ふなり大凡そ銀行の事業か進歩するときに當ては一方には恐慌と云へる大危害か生ずるとは勢ひの免かれざる所なれば銀行者は勉めて之れを防止鎮定するの策を講せざる可からず而して率先此策を講すべきものは中央銀行の外にはわらざるなり蓋し恐慌のときには銀行は勿論自分の爲めに専心盡力すへけれども然れども中央銀行に至ては自己一身の利益の爲めには勿論社會の爲めに盡力し其起れる恐慌を鎮定するの義務あるなり他なし前にも述べたる通り中央銀行は政府より特別の保護を受け銀行社會の專制君主となり各銀行の準備金も平生よりは其庫に輻湊する程なるか故に若し己にして失敗せば其影響を社會全般に及ぼし公衆に大なる損失を被らすへければなり左れば恐慌を鎮定すへき責任は第一に中央銀行の當るべき義務にし

て而して此義務は平生政府より受け居る特權に報償する所に外ならずと謂ふべし

然らば中央銀行は如何にして恐慌の時に處し之れを鎮定すべきかと云ふに畢竟貸出しを自由にすると利息相場を引上くるとを以て其重なる方法とすべし然れども是等のは後篇に於て銀行管理法中に之れを論ずるととし茲には暫らく之れを措き單に準備金のとのみに付て一言すべし

前にも述べたる如く中央銀行の準備金は則ち全國の準備金なれば中央銀行は常に其の銀行にある預金のみに注意するに止まらずして并せて全國に在る金融社會の景况如何を察せざる可からず他なし若し他の銀行が預金支拂ひの要求に逢ふときは從て其の銀行は中央銀行に預けたる金銀を取付くべければ他の銀行が取付けに逢ふことは結局中央銀行が取付けに逢ふに殊ならされはなり通常の銀行は平生小心翼翼として業務を執り準備金に付ての注意を怠たらされども中央銀行は政府の保護あるが故に公衆は常に安心し居り不意に取付けを爲すと少なきのみならず政府の後楯ありて容易に破産することなき故に平生左程の準備

金を必要とせざるが如し而して準備金に付き中央銀行に刺激を與ふるもの二あり

一 中央銀行の株主は成るべく其準備金を減少せんと欲するなり

何となれば準備金多きときは遊金多き理なる故に從て株主への配當も減少せざるを得されはなり元來通常の獨立の銀行にては常に當局者のみならず株主に至る迄も準備金に餘裕を設け取付けのときに至たり世人の信用を落さざらんことを注意すれども保護ある銀行に至りては然らず只管ら政府に依頼する心を起し銀行が破産する影響は直接に率て政府の破産に及ぶが故に如何なるとあるも政府は中央銀行を破産せしむるとしては有るまじと公衆も思ひ株主も思ふが故に公衆も大抵のときには取付けを爲さず而して株主は準備金を多くせずして濟むもの考へより株主總會の時などにて暗に準備金を減せんとを當局者に望み當局者も亦時に此望みに應ずるとあり

二 輿論は準備金を増加すべきことを唱ふるなり則ち政事家新聞記者其他の論

士は公衆の利益を保護せんとの意より豫め準備金を増加し置き以て危急

の場合に應せしめんとを當局者に忠告するなり

然らば此際に當ては果して如何に處すると適當なりやと云に若し之れを放任して置けば自然に準備金を減少するの傾きあり而して中央銀行の準備金は前社會に大なる影響を有するか故に政府は全く之れを放任する譯けに行かざるなり併しなから之れに干渉して其準備を制限するとして其制限の方法を案出するは頗ふる困難のとなり彼の大英銀行の如きは責任の總額に比例し何分の一と云ふか如く一定の割合を規定すれども是れとても必らず良法と云ふ可からず何となれば前段に説きたるか如く畫一主義は時と場合とに依りて鑿相容れざるとなれば始終一定の割合に従て準備金を置くときは時に依ては少きに過き場合に依ては多きに過くるとあればなり要するに準備金額を定むるには責任の額の大を以て標準と爲すとも亦可なりと雖ども責任の性質を第一の基礎と爲し之れを斟酌したる上にて責任額の大小を見ると極めて肝要なり

則ち同一の預金にても通知預りもあれば定期預りもあり其預金の種類と性質とは必ずしも一定せず左れば若し通知預りの分多きときは十分取付の準備を平生

より備を置くときも定期預りの方多きときは前場の如き多き準備は要せず然り而して保護銀行に有する預金の大部分は政府の租税金なれば其支拂ひの期日は大抵一定し又公債利子の支拂ひを依托せらるゝとありと雖も之亦銀行公衆に一定の期日を以て拂ひ渡すと故に是等は平時に於て準備金を置くとき必ずしも要用ならず畢竟するに日本或ひは英國にて行ひ來る如く準備正貨の代りに公債證書を貯ふるとなり但小銀行は其所有の公債證書の利息を中央銀行より受取るや否や其場にて直ちに預金に振り替へて帳消しと爲すを通例なりとす

政府が中央銀行に干渉して準備の多少を制限するには其額か世間の信用を繋ぐに足る丈けに爲さる可からずパット氏の所謂豫備額を基礎として其額を定むるか如きは或ひは適當を得べきなり其他預金の準備法は紙幣發行準備法を適用するを得ることにして例之は證券準備の法に依り其準備に利息の生する様に利用するとも得べきなり

又た準備の如何は世人の信用を繋ぐものなれば紙幣發行の報告と同一週間報告を爲すと頗ふる必要なり或ひは斯くの如きの内幕を公けにするは恐慌を發する

原因と云ふものもあれど然れども之れ姑息の論にして其實十分内幕を報告すればこそ世人の信用を繋ぐとを得るなれ内幕の明白ならざるは却て人をして疑心を生せしむるに過ぎざるのみ

次に銀行者が十分準備金を所有するときは之に付て素より何の氣遣ひもなければども若し夫れ金銀が續々海外に流出し従て銀行の準備金も日に減少するときに當ては銀行者は果して如何なる處置を爲すへきか銀行の準備金が無盡藏のものなれば心配なしと雖も元來準備金は割合ひ少額の者にして而して銀行の準備か減少の傾きを現はすときは公衆は己れには必要なきも只管ら損失を被らんとをのみ恐れて争て紙幣を交換し預金を引出すなる於是乎即ち銀行は一層に困難を深くするなり

銀行は果して此場合に當ては如何なる策を廻らすべきやと云はゞ曰く他策あらず只金利を引上ぐるのみなり蓋し金銀か海外に流出する原因は敢て一種に止まらず或は償金を外國に拂ふ爲めのこともあれば或は外國に貸金を爲せし爲めのともあらん然れども普通一般の場合ば外國貿易の不權衡より爲替か我れに不利

となる故に出つるなり而して斯く外國貿易か不權衡となり兼て爲替の不利を來す者は多くは銀行か内國に於て外國より其價安きに坐するものなれば此爲替の不利を治療し以て銀行の外出を防ぐには金利を高くして銀行の價を内國に高からしむると甚た相當の方法と云はざる可からず物品は價の高き所に向て需用を求むるとは經濟上明瞭にして疑ひを容れざる事實にして而して銀行も亦一種の物品たるに外ならざれば其價さは高ければ銀行は必らず之れに向て注入するなり故に金銀か外出するときに當て銀行か利息を引上げ相當の點に至らしむれば銀行の庫中を出て、外國に赴かんとする銀行も其利息か高くなりしか爲めに暫く銀行に正まるへく而して外國に在る金銀も其價の高きを見込んで續々内國に入り來るへきなり此金利を引上る策は英米の各銀行にて近時往々施したる銀行回收の方策にして未だ曾て其効果を奏せざりしとあらざるなり

然れども右に述べたる金利引上げの方策は英米の如き文明國に施してこそ忽ち其効果を奏するなれ日本や露西亞の如き未開國にしては實際之れを行ふも必ずしも効果を奏せざるの事情あり蓋し彼の英米普佛等の諸國に於て商業上の

信用互ひに成立ち且つ銀行事業も大に發達せるか故に諸國間の金融は互ひに融通流轉し金利英國に高きときは其安き三國の銀行は直ちに英國に向て注入し佛國に高ければ又佛國に流入し其間敢て其流動を妨害するものなし例へば英國の大英銀行は嘗たに英國人か之れを信用するのみならず佛米獨逸等の諸國の人民も亦同じく信用せるか故に大英銀行にて一旦金利を引上げたるを見るや他國人民は直ちに其金額を英國に送り其金額は大英銀行の庫中に輻輳するなり然れども日本や魯西亞に於ては事情斯くの如くなる能はず英米諸國人は尙ほ日本や露西亞の以て未開の國と思惟し居るのみならず實際此二國には未だ他國の信用を繋ぐに足る程の銀行も之れなきか故に利金高きも英米の金額は之れに注入せず例之へば日本に在る日本銀行は未だ英米諸國の人民の信用を得ざるか故に日本銀行にて金利を高くして借入れんと廣告するも英米人は心を動かさず從て其金額は日本に入り來らざるなり

以上に述ふるか如く日本等にて金銀外出する時は假令ひ銀行にて金利を引上んとするも其金銀を呼戻すことを得されば銀行は果して如何なる方策を施さば可

なるや銀行は只たに自己の運を天命に任するの外なきか將た他に施さすべき方策あるか此等の場合に際したるときは勿論銀行は座して其破産を待つ譯けに行かされば如何にかして其救濟策を發見すると實に肝要なり

是に於て從來日本にて二種の方策を案出したり即ち一は兼てより準備金を多く保藏し置くべしとの説及び一は正金を積み置くも結局同しと故に金貨爲替を積み置くへしと云へるの説之れなり最も右の内第一法は内國にて多く金銀を産出するときは可なれども然らざる以上は之の方法を實行するに付ても更らに金銀を取寄する方法を前以て講せざる可からざるものなりとす

而して從來日本にては豫め金銀の準備を貯へ兼て金銀外出のときに應せん爲め金貨爲替買入れのを行ひ來たりたるか其方法は左の如きなり則ち日本にては器械其他の物品を外國より輸入すること多ければ輸入か輸出を超へて金銀か海外に流出する傾きあり是れに於て正金銀行にて兼て爲替を買込み置くなり而して其爲替は如何なる者かと云ふに横濱の輸出商か外國に宛て發行したる金貨爲替なり之れを買込み置くときは金銀外出し恐慌か起らんと欲する場合に際し之

れを以て外國へ負ふ借金を支拂へば正金にて拂ひ渡たすも同様なり扱て正金銀行か此の爲替を買入るゝには如何なる手段に出づるか云ふに横濱の商人か外國宛の爲替を發行して之れを賣拂ふに當り若し之れを自然に放任するときは正金銀行は之れを買入るゝとを得ざるなり何となれば横濱には外國人の手に成れる銀行にして外國に關係を有する者あれば正金銀行よりは安き割引にて買取ればなり百圓の爲替を一圓の割引にて九十九圓にて買取るとすれば正金銀行は之れより高き割引にては買入るゝ能はず已に爲替を買入るゝと能はされは爲替を積み置く能はさるか故に此目的通りに爲替を積置かんとせば外國銀行よりは安き割引にて爲替を買入れざる可からず然らば正金銀行は外國銀行よりは安き利息の資本を用ひ以て爲替を安く割引するを得るやと云ふに平生高利なる我國のと故通常なれば素より正金銀行は外國銀行と競争して之れに打ち勝つとを得ざる筈なれども只々二三年前迄には正金銀行は政府の保護を受け政府の金を無利息にて使用したるか故に安く外國爲替を割引して其營業を維持し得たり然るに其後政府の金は都合により正金銀行より引上くるととなりしか故に今度は日本

銀行より低利を以て正金銀行に資本を貸し付け結極日本銀行にて正金銀行の手形を再割引するとなれり則ち從來は正金銀行にて爲替手形を一度割引するのみなりしを以後は年二歩の利息にて正金銀行の買入れたる爲替手形を日本銀行にて再割引するなり故に正金銀行にては二歩以上にて手形を買入れ其歩合の違ふ丈け手数料に得る譯なり百圓の爲替にて一ヶ年の期限なるときは四歩の割合にて九十六圓に割引し之れを日本銀行に持參し九十八圓に再割引すると故其差なる二圓丈けか正金銀行の利益たるなり斯くて千萬圓の爲替を多人數の輸出商か正金銀行へ割引を依頼するに當り正金銀行は他へ使用する金を一時流用し置くとなれば到底其金は日本銀行より出てゝ正金銀行は只其取次を爲すに過ぎずと知るへし

左の如くにして日本銀行は爲替手形を再割引して之れを貯へ置くとなるか此政策の誤れるとは明瞭なり何となれば則ち爲替を一所に積むには其額面の金丈けは積む所より出て行く道理なればなり假りに日本と外國と貿易上の權利義務か同額なる場合とせんか日本銀行にて千萬圓を積み置くときは夫れ丈けは權利の

動きを爲さざる譯け故千万圓丈の義務者は何を以て外國に義務を盡すべきやの疑問起らざるを得ず平生の如く爲替の賣手あらは之を買取りて送くるとを得れども此場合にては止むを得ず正金にて送くらざる可らず而して他の一方を見れば日本銀行よりも賣手に向ひて千萬圓を渡し居るなり故に此策は無益の手に止まり何程の巨額を貯ふるも恐慌の防き方とはならざるなり曾て四五年前に金貨爲替を積みて一方に銀貨の濫出したるとあるも實に此道理に外ならず例へば日本銀行に四千萬圓の準備金ありとせんか千萬圓丈け爲替を積みは準備は則ち減して三千萬圓となり四千萬圓積めは四千萬圓丈け爲替は入るも準備金銀は皆無となるなり故に種々買入れの手續も結局無用の手續なるに過ぎずとす然れども茲に考ふべきは實際は全くの徒勞ならずして少く利益ありし事なり爲替を積みたる結果として若干の正金を日本銀行並に大藏省に積み即ち爲に實際は千万圓も増加したりと云ふ此利益は如何して生じたるかと云ふに爲換の差即ち金銀の價に差を生じたるか爲なり四五年前の頃に於ては銀は益々下落するの傾あり一時中止したるか再び下落し始むるの評判あり扱て斯く銀が下落すれば

何故に利益なかりしかと云ふに金貨爲換を千万圓積み居れば期限の來りし時金貨二百萬磅を英國より取立て得へし其二百萬磅の金を銀に直せば之を買取りたる時よりも餘分の銀あれば夫れ丈け利益となる譯なり即ち最初横濱にて二百萬磅を兌換券にて(時の銀相場にて)買取りたるは銀相場の高き時なれば割合上金貨爲換を安く買取りたり然るに其期限來りて拂ひを受けたる時は銀相場下落して利益を得たり銀貨五圓にて一磅買ひたるか期限に致りて一磅を取立て銀下落して五圓五十錢となれば五十錢丈けは餘分のものなり斯くして屢々買ひ常に下落して大なる利益を得たるなり去れば之れは得策なりやと云ふに日本銀行は爲換を得る爲めに無利益の金を貸し其鑄造費運賃保險料正金銀行に拂ふ手数料など種々の入費を掛けて試むるとなれば是れは銀行の職務に非ず銀行は相場に手を出すべからず幸にして利益あるも右の諸入費を差引けば實際左程のともなかるべく況してや銀相場の騰貴するに於てをや併しながら其策の善悪は扱置き金銀の差よりは利益あるとも之れあるへし去れども爲換を貯へて準備金とはならざるなり之を要するに正金銀行を保護して金貨爲換を買入るゝは徒勞たらずんば

わらず現んや輸出入を平均するか若しくは自分の國が借越となる場合には金貨
 爲換を積むも決して効用なく空して手数料の損失となるをや
 更に一步進んで往昔の重金主義の説の如く貿易の有様を順にする時は貸越丈け
 積むも差問なかるへし義務十圓にして權利十一圓ならば一圓丈けは匣底に残れ
 はなり去れば金貨爲換を積むには第一に貸越の金ならざるへからず彼の英國の
 如きも表面上は自由貿易起れども内實は保護策を採りて大英銀行に金を積む様
 に爲せり夫れと同じく日本銀行も成るへく輸出を盛にして輸入を少なくし永く
 金を手元に置く様にせざる可らず併しながら此方法も今日は行はれず大英銀行
 にても斯る有様は今日は恐らくあらざるへし大英銀行は高き利子にて輸入商に
 貸し安き利子にて輸出商に貸すとは之れなくして全く自由に任せり道理上右様
 のことはなき筈なり若しも之を日本にて行はんと欲せば輸出商は恩典を與へさ
 るへからず又外國より輸入する物には重税を課して防禦せざるへからず去れど
 も此策は今日實行すへからず何となれば自分の國に行へば他國も亦復讎主義を
 採ればなり現んや輸入品に重税を課すれば内地の人民に高き品物を買はしむる

こととなるをや又輸出商に保護金を與へ器械を貸すか如きも不經濟の策なれば
 多少の利益を見ても差引すれば眞の利益ならざるなり是等の點より考ふれば輸
 出を盛にして貸越の金を貯へんとするよりも斷然利子を拂ふて外國の資本を借
 入るゝに若かず現んや輸出入を奨勵して貸越となるも此有様は永く續くへきに
 あらずして輸出入は平均の傾きを持つものなるをや内地の産業を保護するを得
 るも輸出入の差は永續せしむへからず其結果は輸出入の金高を少にするのみ之
 を自由にすれば之に反して金高多くならん故に保護策を行ふも一方を伸張して
 一方減縮すへきにあらず輸出入共に減縮せんのみ去れば此場合に於ても金貨爲
 換を積むは無益なりと知るべし

然らば如何にして之を防ぐべき乎固より臨機應變なるべきも茲に述べんと思ふ
 は露西亞の財政策なり前述の如く露西亞は金利を高くするも日本と同じく外國
 より金の入り來るにあらざれば斯る危急には公債とすれば信用あるが故に利息
 にして高ければ何人にも買取るべし一個人には貸付けざるも政府が借る以上
 は露西亞にても土耳其にても自由に借出を得べし去れば金銀の濫出する時は公

債を發行して之を外國人に賣却す扱て露西亞政府は此金を如何にするかと云ふに銀行に貸付けて融通せしむるなり故に銀行は金銀の濫出して信用墜んとするの虞ある時は大藏省に行きて此金を借り以て恐慌を防遏せり是れ大英銀行か金利を高くして金銀を喚び込むと同様に唯外國の信用なきか故に政府か會社に代りて借入れるなり日本も露西亞と同様に金利を上ぐるも外國より入金あらず然れ共政府にて借んとならは直に辨すべし是れ維新以來屢々實際に經驗したる處なり故に日本に於ても亦假りに政府の名を以て外國より借入れ之を日本銀行に貸すべし是れ政府か保證人に立つ者と云ふべし而して其使用法は大英銀行の使用法と同一にすべし然れども外國債は國の獨立に危險あり併しながら返辨の方法にして確立せば敢て恐るゝに足らず其返辨は何を以てするかと云ふに日本銀行に於ては恐慌に陥りて一時融通に苦めども固より權利は之れあるなり決して金銀を無益に浪費して恐慌の起るにあらざ故に少しく猶豫を與ふれば貸金を取り立てゝ負債を拂ひ得べきなり日本銀行が發行する八千萬圓の兌換券は決して無益に使用したるに非ず去れ共一時に要求に遇ふ時は其間に合はされども

猶豫すれば交易の干係よりして貸金を取立てその義務を盡すを得べし唯無益に使用して不足の穴を塞かんが爲め金を借るは人民の租税にて保護するとなれば大に議論あるへしと雖も右の場合に引當てありての借金なれば漸次に返済するを得るなり之を借入るゝには例へば日本の商人が英國の商人に千萬圓の借金あらんか之を拂渡せば日本の金銀か減するを以て政府にて其千萬圓を借入れ輸出を防くなり即ち英國の商人千萬圓の爲換を發行したれば英國の資本家は之を買取り日本輸入商の處に來りて兌換券にて受取り其兌換券を政府に貸付して大藏省の證文を携へて歸國するなり併しなから右は濫出を防ぐに止まれり實際濫出したる後に於ては外國の資本家が現金を持來りて之を貸付するにあらされは効用なきを以て少しく面倒なり之を要するに信用ある處にては會社自身に借り得れども否らざる國柄にては政府か助力するの外良策あるを見ず

第三章 發行銀行の危害を豫防する方法を論ず

既に前章に於て預金のとを論したるか故に是より紙幣のことに及ばんに銀行紙幣發行の事に付ては從來學者實際家の間に大なる議論ありて今日に至るも未だ

其決定する處を其論する處一方は稱して通貨主義と云ひ銀行より紙幣を發行するに付ては政府は宜しく之に干渉すへしと云へる説を爲し他は稱して銀行主義と云ひ銀行紙幣の發行には政府は他の商業を放任すると齊しく之れを放任すへしと云へる議論を稱道せり而して我輩は銀行主義の論旨が甚た可なりと信するか故に茲には先づ通貨主義の論者が依て以て其議論の土臺とせる要點を掲げ之れを評論し其上にて政府が銀行紙幣の發行に干渉するとの不可なる理由を明らかにせんと欲するなり

論者は曰く紙幣を發行するとは銀行者の正業に非ず元と々々通貨を發行するの特權は獨り政府に屬する者にして彼の銀行者の營業の如きは適當に之れを云へは單に通貨を貸借する丈けに止まる筈なり故に若しも政府が己れに屬する特權を割き紙幣發行の事を以て銀行に許容する時には政府は宜しく之れに干渉せざる可からざるなり蓋し論者は銀行を以て單に一方に借り一方に貸し貸借の媒介を爲す者と思ひ込み彼の預金事業の如きは銀行の正業なれども約束手形則ち紙幣の發行は其本分に非ずと爲す者なり併しなから今我輩を以て之れを見れば

此議論は誤謬の甚たしきものと謂はざるを得す思ふに銀行者は一方に借り一方に貸し貸者借者の媒介を爲す者なりと云へるは實に適當の見解に相違なしと雖も論者にして既に貸借事業を以て銀行の正業となしなから獨り紙幣則ち約束手形の發行を以て其正業ならずと爲し之れを云々するに至ては我輩實に其意を得ざるなり試みに一考せよ紙幣則ち約束手形は其性質果して如何なる者そや夫れ約束手形は一種の信約なり銀行にして此手形を發行するは一方に借り一方に貸し貸者借者の媒介を爲すと少しも異なる處なきにあらすや銀行にして其手形を發行し之れを他人に貸附するや此人に對しては貸主なりと雖ども世間にて之れを受授する人は取りも直さず銀行に對する貸主なり故に預金事業と手形發行の事業とは双方其外面を殊にすれども其實貸借の媒介を爲す所以に至ては均しく是れ同一なり然るに論者が獨り彼のみを以て銀行の正業と爲し此れを以て其正業にあらすと云へるは何そや我輩は其議論が前後相容れざると思惟せずんばあらざるなり

更らに歴史に依て之れを徴するに瑞典若くは英國の如き銀行事業の盛んに行は

る、邦國に於て其初めて銀行の起るや一として紙幣の發行を以て其利益の泉源と爲さざる者なく預金事業の盛に行はるゝに至りしは誠に近代の事に屬せり蓋し英國倫敦に於て千七百年代の頃に當ては世人皆な以爲く銀行の事業は獨り紙幣の發行に在るのみなりと左ればにや英國政府が曾て法令を出し大英銀行を除くの外は倫敦府下并ひに其近傍に於て五人以上結社して約束手形を發行するを禁止せるや世人一般は直ちに此條例を以て五人以上結社して以て銀行事業に従事するとを禁止するの精神に出てたるものと認定せるに至れり而して政府の志望も亦實に此に在りたるなり然るに其後に至り二三の人は翻然悟て曰く此條例は我々を禁して五人以上結社して紙幣を發行せしめされども我々か五人以上結社して預金事業に従事するは敢て此條例に抵觸する處ある可からずと是に於てか則ち倫敦及び其近傍に於て合本預金銀行の設立なるに至りしなり若し夫れ此等の事蹟に付て之れを見るときは紙幣を發行するとは當初よりして當然銀行事業に固着したる所以を知るに足るへしと雖ども我輩は尙ほ更らに茲に一例を示さんに世人の熟知せるか如く彼の蘇格蘭は今日預金事業の最も盛大を極む

る處なれど僅々數十年前以前に遡ほりて之れを見れば銀行事業の利益は獨り約束手形の發行より生ずる者のみなりき就中ダンデー銀行の如きは千七百六十三年を以て初めて開設したるか爾後殆んど三十年許りの間は他人の金錢を預りたると之れなく且又爲換金の如きも甚だ微々たりしなり而して此銀行か今日の如く預金事業の隆盛を見るに至りたるは千七百九十二年以後に在り蓋し此時に至る迄は單に其銀行にて發行する紙幣を以て其營業の資本金となしたるなり此等の事實に依て之れを考ふるも銀行が約束手形則ち紙幣を發行するは決して稀有のこと非ざるを了知するに足るべきなり

以上は則ち紙幣發行の事が銀行事業の一部分たるべきことを證明したるに過ぎざれども今若し假りに一步を譲り紙幣發行の事業は銀行本來の正業に非らずとするも尙ほ論者の議論は甚だ不可なる所あるなり

論者は曰く一國社會の通貨を供給するは政府の特權なり故に若し此特權を割き紙幣發行の權利を銀行に許容するに於ては政府が之れに多少の干涉を施すは固より正當の事なりと然れども此説たる頗る勝手の立論と謂はざる可からず凡

そ社會に於ける事物を議論し其可否を判斷せんとするに當ては吾人は須らく利の在る者は探て以て用ゆべく害の有る者は宜しく排斥すべしと云ふが如く初めより利害の點を觀察し其上にて適當の判斷を下さるべからず單に此事は其利害の如何に係はらず宜く斯の如くなる可く或は此事は宜して斯くの如くなる可からすと云ふか如き專斷の議論を以ては決して判斷を下たす可らざるなり而して論者か通貨を供給するは政府の特權なり故に云々せざる可らずと云へる者は豈に夫れ論者が專斷の議論たらざるを得んや假令ひ通貨を供給すると果して政府の特權なるにもせよ將た亦然らざるにもせよ銀行紙幣發行のことに付き政府か之に干渉するに於て害あらば宜しく之れを放任すべく之れに反し政府か之れを放任するに於て害あらば宜しく之れに干渉すべきのみ豈に又通貨供給のとか政府の特權たるを問ふとを要せんや故に論者の特權論は到底採るに足らざるなり然るを况んや前段に述べたるか如く紙幣發行の事は銀行正當の營業たるべきに於てをや

於是乎論者は更に其論旨を提出して曰く彼の所謂恐慌なる者は甚たしき慘毒を經濟社會に與ふる者なるか其由て來る所以を尋ねれば實に外國貿易の不權衡より逆爲替と爲り金銀か海外に流出する時に當り人々大に恐慌の念を生し銀行に迫り金銀の取付を爲すか爲めに起るなり而して此金銀の流出は畢竟商業上の危急に起り商業上の危急は物價の變動に起り物價の變動は投機商業に起り投機商業は更らに紙幣の過發に起因するなり此故に若し紙幣發行に付て適當の制限を與ふるときは紙幣の過發を制し投機商業を未だ起らざるに抑へ從て恐慌を未萌に防止するを得へしと雖も政府か若し之を放任するときは銀行は次第に紙幣を過發し遂ひに恐慌を惹起するに至るへしと

今此説に對して我輩は左の順序に依て銀行紙幣の社會に於ける勢力を論し然る後恐慌は論者の希望するか如く人爲の力を以て豫防するを得べきや否やに及ばんと欲するなり

第一 銀行紙幣は果して無制限に増發し得べき者あるや否や

第二 銀行紙幣は果して投機商業を助成するや否や

第三 銀行紙幣と物價との關係如何

第四 銀行紙幣と外國爲替との關係如何

第一我輩は前章に於て銀行紙幣と預金とは其性質同一なるを論したり其社會に及ぼす影響も兩者均しく同一なり蓋し銀行が預金事業を以て通貨の融通を助くると紙幣を發行して通貨を増殖するを問はず通貨市場の融通を増殖すると云ふ結果の一點に至ては毫も異なる處なければなり例へば今或る商人が從來己れの庫中に保存し來りたる一百萬圓の金額を銀行に持參して預け入れたりと假定せよ此場合に於て銀行が右の金額を割引若しくは貸金として使用すると又た一百萬圓の紙幣を發行して同じ事業に使用するとは社會に及ぼす影響に取て相同じければなり而して兩者の相殊なる一點は彼は預金なれば之れを使用することを得されど此れは自由に紙幣を發行して何時にても使用することを得る所に在り

然らば銀行より發行する紙幣の數額は全く無制限なりやと云ふに之れ決して然らず其發行は自然の制限を被むるか故に銀行が勝手に増發するとは出來可からざるなり而して其制限は何そやと問へば第一は即ち社會の需用とす蓋し銀行は妄りに其紙幣を社會に流通せしむるとに汲々たるにあらす其紙幣は確實なる抵當を以て貸金し或は善良なる手形を割引するとき之れを發行するものにして而して其割引貸金は他日利息とにも己れに拂ひ返されんとを欲するなり若しも銀行にして無暗に抵當も手形も構はず貸金の己れに歸り來るや否やを問はずして紙幣を發行すること此のみ勉むれば或は其紙幣は社會の必要を待たずして過發せらるゝことあるべきも銀行は決して斯くの如き貸金を爲すものにあらず而して公衆が銀行に貸出しを要求するとも元と々々限りあるか故に紙幣は社會の必要を過ぎては過發せられざるなり成程銀行と雖も他の商人と同く顧客の詐偽に陥り過分に顧客を信用し以て其損失を招くことも之れ有るべしと雖も然れども是れは之れ銀行者の不幸なり銀行者は常に此不幸を避けんことに苦心するなり左れば銀行發行の紙幣は一方に於ては公衆の需用に依て限きられ他の一方に於ては銀行者が自己の利益を保護せんとする希望に依て限らるゝと知るべし

銀行紙幣が要求次第金銀に交換せらるべしと云ふとは一層有力なる制限を紙幣

發行の上に與ふるなり假令銀行が割引貸金として抵當の不確なるにも順着せず手形仕拂の覺束なきにも構はずして貸金し爲めに一時過度の紙幣を社會に出たすを得たりとするも尙ほ其紙幣は永く社會に維持せられす何となれば紙幣流通の多寡は銀行自から之れを左右するを得ずして全たく公衆に屬する故公衆にして過多の紙幣を要せされば續々金銀の交換せられて紙幣は銀行に戻り而して銀行が紙幣を社會に維持せんとて如何に盡力するも到底維持するを得さればなり且又紙幣は何時交換の要求に逢ふやも圖る可からされば銀行は必ず多少の準備金を要する故若し準備金の少なきときは銀行は紙幣を發行せんとするも意の如くならざるなり

又第三の制限は何ぞやと云へば他なし數銀行間に行はるゝ手形交換法之なり銀行は紙幣を貸し出たせば利息を得る故一銀行は他銀行の紙幣を通貨市場より逐去するを以て利益なりとす其理由は他銀行の紙幣が流通を少なくすれば夫れだけ自己の紙幣が貸金と爲り社會に出つる譯なればなり故に或る銀行が他銀行の紙幣を受取るとあれば再び之れを社會に出たさす便宜の爲め一週一回若しくは

二三回各銀行一所に集會し其紙幣を互ひに交換するを常とす若し又或る遠隔の地方にある銀行が他の地方銀行の紙幣を受け取りたるときは互ひに自身にて集會する譯けに行かざるか故都會にある代理銀行に依頼して交換するものなり左れば一銀行發行の紙幣は他の銀行の爲め流通を妨げられ地方にある銀行の紙幣は流通の區域狭き内に限られ遠き地に迄流通する様のと殆んど之れなし此理に依て各銀行紙幣は有限の範圍内にのみ流通し假令過發せんとするも忽ち近隣の銀行との交換にて再び己れの手に戻り來る者なり

以上三箇の場合の外に尙ほ紙幣の發行に自然の制限を爲すものあり人若し自己所有の金錢に付て利息を得ることあらんには此人や必ず無益に其金錢を貯蓄せざるなり故に社會の必要に應ずる丈けの紙幣は流通するなれども必要以上の紙幣は無益に残る勘定なるを以て其過發の分は使用するに途なく其所持人は之れを銀行に預け入るならん何となれば自己の掌中に置けは一文の利益なけれど之れを預くれは拱手して相當の利息を得ればなり而して此預金の場合に於ても紙幣は同しく通貨社會を退くなり

以上の四條の理由あるが故に特別の事情あるに非らざれば銀行紙幣は容易に社會の需用を超へて過發するとなきを知るべし

第二凡そ投機とは如何なるを稱するかと云へば或る機に臨み將來或る物品の價值が騰貴せんと想像し其物品を購求する類にして現在直ちに其物品を賣却せず他日物品の價が貴くなりたる時に賣却し利益せんと目論むものにして云はば僥倖を宛て込むものなり偕て投機商なる者は斯くの如きとを企つるものとせば此投機は果して銀行紙幣に起因するや否やを論せんに若し夫れ吾人の需用する物品にして日々隨意に需用を充たし得る供給無限のものならば此際決して投機商の起るべき餘地なきなり何となれば斯の如くならば需用物品の價に高下を生ずるとなければなり併しなから吾人の需用する物品は然らず其大部は季節を撰て生産せられ季候の好惡に依ては其生産額も多寡を來たし而て物品の價は其生産額の多寡に従て高下するのみならず平和戰爭其他種々の事情に依ても亦變動を生ずるなり此理由に依て之れを見れば投機は物價の變動に起ると故此變動を引起す原因ある以上は投機業も決して跡を社會に絶たさるなり然らば則ち銀

行は投機業を防遏すると能はさるとも亦銀行紙幣か元來投機を起すものに非らずして全く無關係のものなるとも明瞭なるべし夫の往昔に在て穀物を所有する者か今日其價の騰貴せんとを想像して穀物を賣却することを拒みたりと云ふ事實は聖書中にも記載しあることなれば銀行紙幣をも流通せず銀行をも成立せざりしシュエデヤの古昔に於てすら業に已に投機業のありたるを知るに足らん左れば銀行紙幣は投機の原因たりと云ふ者あらば此説は架空の言たるを免れざるなり併しなから銀行は銀行なきに比較すれば投機業に幾分の便宜を與るとは今更ら覆ふ可からざる事實なるか如し蓋し銀行の目的は商業に便利を與ふるに存すれば一般商業に便宜を與ふるの餘澤延て投機に迄て便宜を與ふるに至るも亦寔に止を得ざるなり商業者は勿論銀行より低利の資本を隨時に借用すれども銀行者は決して其商業者か其資本を何々に用ゆるやを聞き質たす者に非らず又聞き質たすと雖ども通常の商業も投機商業も相近似し之れを一々區別すること難きか故に此商業は投機なり故に貸金せず是の商業は投機にあらず故に貸金すべしと云ふか如きとは到底一々銀行者に出來可からず銀行者は其人の信用と抵當と

を見込んで貸出すのみなるか故に一旦銀行より借り出したる以上は如何なる事業に其資本を向けるべきや其人の勝手なり夫れ牛肉の價安ければ暴食に便宜を與へ麥酒の價安ければ豪飲に便宜を與ふ資本の低廉なる亦投機に便宜を與へずんはあらざるなり

然れども正當なる銀行事業は何れかと云へば寧ろ此の投機業を防止する方に傾くものなり之れは如何なる理由そと云へば他なし自分に莫大の財力と資本とを有する輩は随意に投機業に従事するを得る故に銀行は此輩を掣肘すると能はざれど若し中等以下の商人か投機を行ふとあれは銀行は成るべく之れを制せんとを欲すへし何となれば此投機者を支持するは決して銀行の利益にあらざればなり若しも此輩にして投機を營まんとせば僅少なる抵當にして長期の貸出を願ふなるへしと雖ども此二者は銀行に取て甚た不利益なるか故に銀行も容易に其望みに應せず而して投機者も資本を銀行に得るは易からざるか故に銀行者か着實に其業務を營むときは投機は却て行はれ難き事情あるなり

或は紙幣過分なれば投機を惹起すと云ふものもあれども是れ畢竟本末を轉倒せ

る議論にして投機こそ紙幣の増發を促かすなれ紙幣か投機を起すとは更らになし英國に於て千八百廿四年并ひに廿五年に投機か行はれしときを見るも投機業行はれて而る後紙幣増發せられ投機業止て而る後紙幣も銀行に回へりたると明かなるとなりとす

以上論する處を以てすれば紙幣か投機の原因たらざる所以を了知するに足るへければ是より第三の問題に移らん

第三銀行紙幣は物價を騰貴せしむる力を有するや否やと云ふに我輩は決して斯くの如き勢力を有せずとの決論を提出せざるを得ず乞ふ少しく之れを論せん今若し或る銀行にして不換紙幣を發行するとせば此銀行は物價か騰貴する程多くの紙幣を出すことを得へしと雖ども元來銀行紙幣は金銀に交換せらるべき紙幣なるか故に社會の需用を超て増加せらるゝ憂ひなく既に此憂ひなくんは從て物價の騰貴を來すの憂ひなきなり彼の英蘭銀行の如きは平生無量の信用を有するか故に其紙幣は人民之れを受授して毫も疑はず大抵のとはては交換を要求せざるか故に一時需用の上に増加するとなしとせされど爲めに物價の變動するか

如きことは之れあらざるなり其理由は他なし若しも増加して物價騰貴せんとすれば其價格が下落に傾くこと故紙幣は金銀と交換せられて銀行に回へればなり故に銀行者か世間の需用を超へ永久に紙幣を増加せんと勉むるも得可らずとなす

此故に茲に一時或る事情の爲めに紙幣が増加したる場合ありと假定して論を爲さん

(一)市場の物品増加したる爲め紙幣の増加を來すとあり此場合に於て物價は勿論騰貴せざるなり例之へは我國に於て秋冬の交には農産物が一時に市場に堆積せらるゝか故に此物品の支拂ひを爲す爲め多分の通貨を要し従て銀行紙幣の需用も大なり其他各種の商業各種の製造業も皆な甲の時節よりは乙の時節に於て一層活潑に赴くとあれば其活潑の時代には通貨の需用多く流通の紙幣も多きなり而して此紙幣は賣却したる物品に對して生産者か發行したる手形を割引する爲めに若くは預金の仕拂の爲めに銀行か出したるものなれば毛頭社會の需用を超ゆることなく物價も亦た騰貴せざるなり

(二)紙幣の増加は往々物品の生産額を増加するとあり而して此場合には物價は騰貴するかと云ふに決して然らざるなり元來銀行か紙幣を發行するは或ひは割引或ひは貸金或ひは預金の仕拂に出つへしと雖も其何れの場合たるに係はらず其紙幣を得たる人は何れにか之を使用すへければ物品の需用は當に増すへし而て此需用にして供給物品の額に超過せずんば物價實に騰貴せざるのみならず却て社會を利益するなり例之は銀行より金錢を得たる者は物品と交換して其金錢を商賈に與へ商賈は物品を仕入るゝ爲め生産者に與へ而して生産者は其金錢を採て従前より一層多くの粗成品及び一層多くの勞力者を使用し以て製造業に従事するならん左れば茲に至て生産物の數増加し是迄増加したる貨幣と相交換せらるゝならん此時に當り物價には如何の影響ありやと云ふに需用と供給とが相平均せざる故に物價は騰貴せざるなり

(三)時に依ては紙幣の増加か物價の減少を來たすとあり元來生産者の投機は必ずしも害あらず時としては社會に利益を與ふるとあるものにして例之は生産者か従前より一層少なき入費にて物品を産せんと欲し新企の事業に資本を用ゆると

あり此時若し生産者の希望を達するとあれば其生産者は大抵價格を安からしむるなり故に斯くの如き事業を助くるに銀行か貸出したる紙幣は物價を低落せしむる傾向あるなり其他生産者は銀行あれば銀行なきときより低利の資本を借り得るか故に其生産入費減するとあり或は農業家か土地を改良する爲め資本又は製造家か事業を擴張する爲めの資本を銀行より供給する時あり是等の場合には單に低下するの一方あるのみなり

(四)今若し以上三々の場合を差し措き紙幣の増加の爲め物價の騰貴したりと假定するも此騰貴は一時暫旦の事にして且つ其騰貴は畢竟他の事情に原因する者なる故に之を以て紙幣の罪に歸すへからず蓋し物價は需用供給に依て一定する者故に何時物價か騰貴するも其原因は必らず需用の増加せるか或ひは供給の減少せるかに在り思ふに紙幣の増加か物價を騰貴せしむと云ふは如何なる場合かと云へば此紙幣を以て急に産し能はざる物品を需用するときに在り例へば米穀を買はんとする米商に銀行か貸金を爲したるときに米の需用を増して價を騰貴せしむるともあるへく又租税か地代を拂ふ爲めに金錢を銀行に貸付けたるときは

農業者は急に租税地代を支拂ふ必要なきか故に米の供給を減するなるへし然れども此場合に起れる物價の騰貴は一時にして永久に亘らず則ち是等の投機は到底全國中の穀類の分量を減する能はざるを以てなり凡そ多くの場合に於て紙幣の増加は物價を騰貴せしむる原因とならずして却て其結果たるものなり例之は今西京の織物師か千圓の價格ある品物を東京の商人に賣却したりと假定せよ此の織物師は東京の商人に宛てたる手形を發行し西京の銀行に向て其手形の割引を求むへし左ればこそ一千圓の紙幣世間に出つるなり然るに今若し或る事情の爲めに織物か二千圓に騰貴したりとせば銀行は二千圓相當に手形を割引し二千圓の紙幣世間に出つるなり之れに依て之れを見れば物價の騰貴こそ紙幣増加の原因たるを知るへし一旦斯くの如くして百般の物價騰貴すれば従前と同じ事業を爲すにも多額の資本を必要とするると爲り銀行に預金を爲し置きたる人は其預金を引出し之を使用するに至るか故に此預金に拂ふ紙幣も亦増加するものなり紙幣増加か物價騰貴の原因たらずして却て其結果たる之れを以て見るも亦明瞭なり

第四外國爲替と紙幣との關係は詳説するを要せず要するに外國爲替の利不利は輸出入金銀の多少に依て定まるものにして外國に對する權利多ければ爲替は利にして義務多ければ不利となるなり故に爲替の不利にして金銀外出する原因は外國貿易の差を支拂ふ爲めのともあれは或ひは外國に償金を拂ふ爲めのともあらん又或ひは外國に貸金を送くる爲めにもあらん此場合に於て假令紙幣の額が多きも又少きも其輸出さるべき金額を減すると能はざるなり若し夫れ不換紙幣か内國に増發せられ物價騰貴すれば輸出輸入を償はす爲めに金銀の流出か促かすともあるへけれども交換紙幣は前述の如く増發もなく亦物價を騰貴せしむるともなき故に外國爲替の利不利には毫も關係を有せざるなり之れに依て之れを見れば論者が紙幣の増發を憂ふるは畢竟杞憂に過ぎず紙幣は外國爲替にも關係を有せされは又物價をも又騰貴せしめず投機商業をも養成せされは又過發せらるゝともなし故に論者か紙幣の發行を制限して恐惶を豫防し得へしと信するは實に迂濶の見解と稱せざる可らざるなり尙ほ此他の方法を以て恐惶の原因を抑へ之を未發に防かんと欲する者なきに

あらずと雖も要するに皆是れ無益の話しなり人智既に完全の域に達したる上は或は之を爲すとを得ん併しながら今日の人智は甚だ淺薄にして恐惶を未發に防止する能はざると恰かも暴風迅雷洪水を其未だ起らざるに抑制すると能はざると同しとなり只々人智の爲すとを得る所は既に起れる恐惶を抑へて其災害を甚たしからしめざるに在るのみ恰かも既に起る暴風の害を防止するか爲めに堅牢なる家屋を備へ既に起るの迅雷を避くるが爲めに避雷針を置き既に起る洪水を防ぐが爲めに堤防を築き以て其災害を防止するとは出來れども初めより天災の源因を絶ち家屋の如き避雷針の如き堤防の如きものにして不要に屬せしむるとの出來ざると殆んど同一一般なり果して然らば如何なる方策を施して恐惶を未だ旺盛ならざるに防遏せんとする乎と云ふに蓋し此議論に付ては諸説紛々として一ならずと雖ども然れども之れを大別すれば前段に述べたる干渉主義と放任主義との二者に出てす而して干渉主義の非なるとは前段既に陳述したる理由のみならず之を英國の歴史に徴するも干渉主義か恐惶を鎮止するに其効なきを知るべきなり即ち英國にては恐惶

を以て紙幣發行の制限なき爲めと思惟し遂ひに千八百四十四年を以て有名なる銀行條例を發布し銀行の發行紙幣を制限したり是れ蓋し此紙幣の増發を制止し恐慌の原因を撲滅せんとすの精神に出でたるに相違なしと雖も豈に圖らんや條例發布以後恐慌は頻々として起り此恐慌を鎮止するか爲には却て其條例を停止し紙幣の増加を許したると前後數回に亘たれり是れ亦けにても干渉主義か到底其功を奏せざるを知るへし而して我輩を以て之れを見れば或る特別の事情ある場合には已むを得ず干渉の政策を施すへきとも之れあるへしと雖も一般の論としては主義を放任に取ると最も必要なるを知るなり其理由は他なし學問上より論ずるときは紙幣發行も亦一種の商業たるに過ぎざるに依り政府に於て其他の商業に關し放任主義を採るか如く銀行業に關しても同一の主義を採るあらは又必ず同一の利益あるへければなり要するに自然の競争に一任し優勝劣敗の作用に依頼し天然に銀行制度の進歩發達して復た今日の如き不都合なきの時に達し而して巧みに恐慌に處して自から仆れず又社會にも茶毒を流さるゝか如き實地家の經濟社會に出づるを待つの外なし之れに反して濫りに政府にて之に干

渉する時は之より起るへき弊害の云ふに堪へざるものあるは千古萬國の經濟史に徴し瞭然又た疑ひを容れざるなり

以上は則ち銀行紙幣を發行する上に付ての議論なれども此他にも尙論者か銀行事業に付き政府の干渉を要すと主張する議論數多あり彼の一二の銀行にのみ紙幣發行の特權を與へて他の銀行には一切約束手形の發行を禁せんとするか如きも則ち其一なり而して此事たる單に論者の口頭に上るのみならず現に歐米各國大抵は此論を實行し紙幣發行の特權は擧て之を一二の銀行のみに許容せり英米佛獨諸國の如き則ち是れなり然れ共斯く紙幣發行の權利を以て特に一二の銀行のみに許容するは一國經濟社會爲めに不利多く却て之れを各銀行に許容する方遙かに利益あるなり其の所謂不利とは何そや曰く若しも紙幣發行の特權を以て一二の銀行に附與するときには自他の各銀行は自づから之れと競争する能はず遂に之れをして銀行業の獨占を爲せる有様に至らしむると是れなり夫れ競争なる者は一國內に於ける産業の依て以て改良上進する所以の道具なるに今若し政府の力を持出して強て此競争を産業社會より放逐したらんには其の結果遂に如何

なるへきか産業は全く停滞し其改良上進は殆んど全く之なかるへきなり競争の社會に在ては優勝劣敗自然淘汰の作用に支配せられ社會を益すると大なる者は勃興し之に反して其小なる者は次第に消滅し其結果必ず社會を利益すべしと雖も專業の社會に在ては然らず社會を利すると少く從て存立す可からざる者も政府の保護に依て命脈を維持し偶ま自から勃興すへき傾向ある者も政府の干渉の爲めに發達を妨害せらるゝに至るなり銀行事業に於けるも亦然り若し之れを自然に放任する時は優勝劣敗の作用に依りて生存する能はざる程銀行は自然に消滅し從て銀行事業の發達を見るなるへし夫の蘇格蘭を見よ蘇格蘭に於ては政府初めよりして銀行事業に干渉せず之を自然の趨向に打任せたるか故に小弱なる私立銀行は漸次に消滅して其跡を留めず合資銀行の強大なる者之れに繼て起り以て其支店をして全國に普及せしめたり而して銀行事業の隆盛を極むる者今日先づ指を蘇格蘭に屈する程なり以て銀行事業も他の商業と同しく自然に放任し優勝劣敗の競争界に自然淘汰を受けしむるとか甚た可なるを知るへきなり或は言を爲して云ふ者あらん曰く銀行事業を放任して競争せしむるときは優勝

劣敗の作用にて小弱なる銀行は消失し只其強大なる銀行のみ存立するに至るへしと雖も果して之を以て甚だ喜ふへきの現象なりとする時は初めよりして政府が一二銀行を保護し其存立を確實ならしむると却て一層可なるへし何となれば斯くの如くすれば初めより夫の残忍なる優勝劣敗の作用を用ひて小弱なる銀行を犠牲に供するの結果なく許多の財産を消耗するの不幸を見ずして而して其結果は彼此同一なればなりと此議論たるや之を机上に談ずれば頗る道理あるに似たれども之を實地に施すときは大なる不都合あるなり蓋し人類の事業を爲すや協同一致に若くものはなし銀行事業の如き殊に然りとす例へは今日我國の各銀行家か所在に割據して互ひに相睥睨するを止め合せて一躰となり互ひに本店支店の關係を有するに至れば各銀行家の爲め又た社會公衆の爲め其利益を増加すると決して鮮少に非らざるなり此點に付ては我輩固より論者と意見を同ふすと雖も然れども論者か單に政府の力に依頼して此結果を得んとを欲するに至ては我輩は其謬見の最も甚たしきことを思惟せすんはあらず夫れ協同一致は素より深く望むへき處なれども相互の間に信用の存立するに非されば此事たる決

して行はる可からず互に相競争し互ひに相對峙する者を強ひて一躰と爲すときは協同一致の成績を得ざるのみならず却て破裂を來たすに至るへし今日各所に成立する銀行者と雖ども豈に協同するとの利益あるを知らざらんや而して容易に相協同すると能はざる所以の者は其間に信用の成立せざるか爲なり然るに今若し政府よりして之れに命令を下し全國の銀行を合併して同一躰と爲し銀行業に従はんとする者は必ず某銀行株主と爲り若しくは支店となり之れと協同一致すへし別に大銀行を開設するとを許さすと云はゞ銀行者は論者の希望の如く果して喜んで政府の命令に従ひ前日と同一の精神を以て其營業に従事すへきや否な決して然る能はざる耳ならず將さに各地方に設立せられんとする銀行も未だ起らざるに消滅し左ればとて又政府が指定せる銀行の支店ともならず爲めに公衆の不便不利を來すと幾許なるかを知らざるなり故に法律の力に依り能く銀行者各自の信用を喚起するとを得は政府が初めより一二の特權銀行を設立するも之れを利用するを得へし苟くも然らざる以上は此方法に依り一二の銀行をして其資本を増し其株主を増し兼て此事業の發達せんとを望むも豈に夫れ得へけ

んや而して他の一方に於ては既に成立せる者と將さに成立せんとする者とを抑制し其間に行はるゝ競争を杜絶するに至るへきなり是れ抑銀行事業の發達を妨害する者に非ずして何そや

思ふに現時歐米諸國の政府が銀行に向て甚しき干涉政略を施す所以の者は蓋し政府が銀行發行の紙幣の法貨の効力を附するか故に出づる者多し即ち政府が此紙幣を以て法貨と爲し強て人民間に受授せしむるか故に政府も亦此紙幣に付て責任を有するに至り既に責任を有するか故に従て又之れに干涉せざるを得ざるに至るなり然れども銀行紙幣を以て法貨の性質を有せしむるは果して善良の法なるかと云ふに決して然らず凡そ人々が物品を買ひ其代價を拂ふに當り若し法貨を以て之れを拂へば販賣者は假令此法貨を嫌忌するも之れを受取ることを拒絶すると能はざるなり貸借の場合に於けるも亦然り貸主が銀行紙幣を以て其貸金の返済を受くるに當り其銀行紙幣にして若しも法貨なる時には貸主が假令ひ其紙幣を信用せしめて借主に向て他の通貨を要求するも借主は之れに應ずるの義務なきなり故に銀行發行の約束手形をして法貨たらしむれば即ち人民に強